比較項目＼出身地	山東苦力	河北苦力
體格と體力	○河北苦力に比し稍劣る （理由）農民より轉職したる者多き爲勞働者としての淘汰選擇が充分でなき爲と思慮さる。 ○標準體格體力は…… 身長 一六七cm　體重 六二Kg　握力 四六Kg　脊筋力 一五七Kg	○體格體力共に優良なり （理由）多くは勞働の經驗を有し大體に於て粒選りなり。 ○標準體格體力は…… 身長 一六九cm　體重 六五・五Kg　握力 五二Kg　脊筋力 一六九Kg
性質	○鈍重で行動は稍鈍い ○耐忍力强く勞働繼續性あり ○智能程度稍低き感あり ○性質温順にして思想穩健である ○所謂勞働者氣質らしいものを持たれ。	○慓悍にして積極的である ○勞働力旺盛なるも繼續性稍低い ○智能高く行動敏捷である ○氣質强く利かれ氣の點がある ○勞働者氣質を作つてゐる
適職	○生活程度低く困苦に耐へる ○粗食に甘んずる ○純眞にして原始的な趣味嗜好を愛す ○地味な仕事に甘んずる ○機械的な仕事に適する	○生活程度稍高く派手である ○食料は贅澤になり易い ○進歩的で派手な趣味嗜好を愛す ○派手な仕事を好む ○過劇な勞働を氣分で片附ける。然し繼續はない

備考　滿洲能率協會調査

(3)　紡績勞働者

紡績業に於ける勞働者個々の能率は機械の性能、種別、新舊等と重要な關聯を持つて居る爲、其の比較檢討は非常に困難である。

左に青島に於ける日本系紡績會社九社（內外・大康・豐田・國光・上海・富士・同興・日清・公大）の勞働能率を揚げて其の概況を示す。

第一三八表　紡績能率

精紡工受持數

番手別	最高	普通	比較參考
十六番手	四二〇	三〇〇	日本二十三番手基準最高八四〇普通五〇〇
二十番手	六〇〇	四〇〇	
二十三番手	六三〇	四五〇	上海大差ハナキモ上海ノ方一般ニ優位
三十二番手	六六〇	五〇〇	
四十二番手	七〇〇	五五〇	

備考　『青島紡績勞働調査』滿鐵北支經濟調査所調（昭和十五年一月）

第一三九表　織布能率（一〇〇台當り人員）

地方別	自働織機	普通織機	天津	日本內地
青島	三〇	五〇	三二	五二
上海	二八	四四	二〇	四〇

備考　一、一〇〇台當り片番人員とす

二、上海天津は上海紡及公大の參考、內地は『在支紡績業の發展と其の基礎』掲載資料を參考とす

三、『青島紡績勞働調査（昭和十五年一月）』滿鐵北支經濟調査所調

第四章　滿支間勞働移動其他外地移動

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

第一節　滿支間勞働移動の趨勢……一六一
一　草創時代……一六一
二　清朝の積極的植民政策より外國資本主義侵入まで……一六二
三　外國資本主義侵透より滿洲事變迄……一六四
四　滿洲國建國—滿洲勞働統制初期時代……一七四
五　支那事變以後—日滿支經濟ブロック建設時代……一七六
第二節　滿支間勞働關係最近の諸問題……一八一
第三節　滿支勞働移動の性格……一九五
第四節　國外勞働者需要者の華北に於ける團體募集の方式及募集費……二〇四
一　企業者直接募集……二〇四
二　周旋業者其の他公的機關による委託募集……二二〇
三　統制募集……二二四
第五節　滿支間勞働移動に伴ふ經濟的諸影響……二二六
一　概況……二二六
二　昭和十五年度滿支勞働移動に伴ふ滿支國際收支勘定の推定……二二七
1　華北側受取分……二二八

イ 募集費……二二八
ロ 歸還勞働者持歸金……二二八
ハ 滯滿勞働者送金額……二三〇
ニ 華北側受取鐵道旅客運賃……二三三
ホ 滿洲勞工協會國外部支出經費……二三三
2 華北側支拂分……二三三
イ 入滿勞働者携帶金……二三三
ロ 滿洲側受取鐵道旅客運賃……二三三
ハ 滿洲側受取船舶旅客運賃……二三四
ニ 滿洲勞工協會國外部收入手數料……二三五
第六節 蒙疆の勞働力需要と蒙疆の勞働統制……二三五
一 蒙疆の勞働力需要……二三五
二 蒙疆の勞働統制……二四〇
1 勞働統制實行機關の確立……二四〇
2 勞働統制法の制定……二四五
3 勞働統制の實施計畫……二四九
三 大同炭礦の勞働事情……二五一

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

第一節　滿支間勞働移動の趨勢

滿支間の勞働移動運動は、移動の內部的性質及び外部的條件の變化より見て、大體これを次の如く分つて見るのを便宜としやう。

一、草創時代
二、清朝の積極的植民政策より外國資本主義侵入まで
三、外國資本主義侵透より滿洲事變迄
四、滿洲國建國—滿洲勞働統制初期時代
五、支那事變以後—日滿支經濟ブロック建設時代

一　草創時代

狩獵遊牧時代にあつた滿洲は漢民族流民の土着によつて漸次農耕化への發展を辿つたが、大體漢民族移民の濫觴は秦が天下を統一した勢ひを驅り、滿洲平野地帶にまで威力を伸ばした頃と推せられる。

秦亡びて後、漢の武帝（西紀前一〇八年）が南滿を收めて郡縣の制を布くや、多數の漢人が軍に從つて北上し、漸次滿洲の南部一帶に移植した。此の種の移民は概ね開墾に從事し農業を以て生活した。當時現在の遼陽を遼東と呼び

漢人勢力東漸の中樞地點をなした。（註）

註、筍井清芳「滿洲國史教本」一二頁

後高句麗の勃興（西紀前三〇年）により漢の勢力は後退し、爾後六百年間、漢民族はその勢を滿洲に延ばすことは出來なかつた。西紀五八九年隋興り、六一八年唐之に代り遂に高句麗を滅した（西紀六六三年）が、渤海國の興起（西紀七一三年）は再び漢民族勢力の侵入を防ぎ、其の後七百年間は却つて滿洲族（遼、金）蒙古族（元）の爲めに支那本土を侵され屢々其の支配を受けた。

註　峯族良充「滿洲民族の變遷に就て」（「滿蒙」第七卷）九六頁

十四世紀後半明興るに及んで漸くにして又滿洲に勢威を伸ばし、開原以南の地は確實に支配權を握つて、開原、鐵嶺、奉天、遼陽、海城、蓋平、復州、金州、廣寧、義州、錦州等の地に所謂二十五衞を配置した。

註、末木儀太郎「滿蒙と支那との關係」（「日支」第五卷）九頁

これ等の僅かの史實に付て見ても當時既に相當の移民があつたことが考察される。然し以上の草創時代の漢民族の滿洲移動は、主として軍事的駐屯を中心とした農業殖民であり、今日見る恒常的移流現象とは甚だしく趣きを異にしたものであつた。一般的には當時「山海關を出るを畏怖する虎の如し」（一）とさへ謂はれて居た位であるから其の勢ひ微々として振はなかつたであらうことは凡そ察知せられる。

註、杉村安之助「支那勞働者の山東直隸より滿洲への需給關係」一五八頁」

二　清朝の積極的植民政策より外國資本主義侵入迄

十世紀初めより約半世紀に亘る倒明興清の戰亂の結果、遂に明は滅亡し（一五八三年）清の興起となつたが、長年の戰亂及世祖章皇帝（順治）の北京定鼎（一六六四年）に伴ふ滿洲民族の大量京畿移住等は、滿洲農業生産に直接間接に破局的影響を與へた。

かくて順治帝は宗祖發祥の重地滿洲の荒廢を救ふべく、順治十年（一六五三年）彼の有名なる遼東招民開墾例を發布した、が其の後康熙六年（一六六七年）に至る迄滿洲に對する幾多の勸農招墾の諸法令が制定發布せられ（勸農招墾の該法令に就ては石田七郎「滿支經濟關係の一考察五―六頁參照）大規模な漢民族の滿洲移植に對する積極的努力が拂はれた。（註）

註、「滿洲經濟年報」一九三三年版滿鐵經濟調査會九三頁

かくして之が奏効は遼河の下流地域を中心として漸次擴大を見つゝあつた（註）が、移住漢民族の勤儉努力と移民に跟隨した商業高利貸資本の魔手は、漸次先住滿洲民族を壓迫搾取し舊農業體制の崩壞滿洲民族の敗退化を促した。

註、前掲書　一三頁參照

こゝに於て康熙帝は滿洲民族保護の爲、新に滿洲封禁政策を採用し康熙七年（一六六八年）「遼東招民授官永著停止例」（「古今圖書集成經濟彙編」食貨典卷五一）を發布し、次で乾隆五年（一七四〇年）には「遼東招民原地歸還令」（「大清會典事例」卷一五八）が下されて、こゝに國初以來の招民開墾政策は全く逆の方向に移り、爾後幾度となく流民の整理懲戒、禁止に關する諸法令（註）が追加せられ、原則的、法制的には清末に至る迄滿洲は封禁の地となつたわけである。

然るに一方支那本土の狀態は所謂乾隆百年の泰平に依りて急激に人口增加し、而も農業生産力の發展之に伴はず、更に商業高利貸資本の解體的作用が加つた爲、農業生産機構より排出せられる流民群は益々尨大化しつゝあつた。か

くして華北の相對的過剩人口が自己救濟の途を求めて未開地滿洲へ流動せんとしたことは、極めて自然且つ不可避的現象であり、如上の滿洲封禁の人爲的壓力にも不拘、其の勢ひは累加の一途を辿り乾隆末期より嘉慶にかけては愈々潮流化したのである。（註）

註　前掲書　九七頁參照

かゝる大勢及び客觀的諸情勢は形式的にも亦封禁政策の放棄を强要し嘉慶八年（一八〇三年）移民特別許可令の發布に續き部分的解放令が遂次追加され、更に移住民の土地所有に對する法認的措置が行はれつゝあつたが、日清戰前露國壓南の魔手が邊境に加はるに至つて、積極的な墾殖實邊政策の採用に進み、漢民族の入滿に對して全き解放を遂ぐるに至つた。而して其の頃には既に滿洲の中原は山東、河北省の流民を以て充滿の狀態にあつたと謂はれて居る。

（註）　以上の期の移動沿革史に付ては武居鄕一氏「滿洲の勞働と勞働政策」に詳細なる著述あり。

三　外國資本主義侵透より滿洲事變まで

十九世紀初期に初まる外國資本主義の中國への侵入は、中國農業經濟の危機を促進する原因をなした。即ち外國資本主義は支那農業に於ける副業的手工業を衰退に導き、買辦資本と結んで商品作物の普及を圖り自己商品との不等價交換により支那農民大衆を搾取した。この期に於ける外國との戰爭―阿片戰爭、義和團事件、日清戰爭は外國資本主義侵入の導火線乃至促進の主たる原因となつたのみならず、直接間接に農業生產力を破壞し、又その結果として支那に課せられた賠償金は直ちに國民への苛稅となつた。かゝる失政は更に軍閥の私鬪、匪徒の跳梁を促し遂には國民革命內亂への誘發となつた。北支に於て恒例の水災、旱魃、蝗害、風害、雹害等の天災は、この時代に特に劇甚を極め、かくて天災人禍の坩堝と化した北支農村より、難民流民の群が夥しく發生したが、外國資本主義に自由な發達を抑へられた北支の都市產業はこれ等の流民吸收に殆んど役立ち得なかつた。

一方滿洲に於ては日清戰爭直後、露國はカシニー條約の締結（一八九六年―明治二十九年―光緒二十二年）に成功し、遂に待望の南下政策を實現するに至つた。即ち一八九七年東支鐵道の建設に著手（綏紛河よりの起工は一八九八年東西兩工事の開通は一九〇三年）更に旅順を租借（一八九八年）大連港の建設を開始したが、これ等に要した多量の建設工事勞働者は殆んど山東河北に求められた。

東支鐵道東西線の建設工事勞働者は主として山東省勞働者（萊州、登州、青州府、特に萊州掖縣人）が多かつたが、是等勞働者は軍艦を以て浦鹽經由現地に輸送された。當時支那苦力に代るべき勞働者なく且工事を急ぐ關係からこれ等勞働者は比較的優遇され普通賃銀二留、難工事には五留が支給され多くの蓄積を殘し得たが、これ等の勞働者の中、工事完了後沿線に土著、後に成功者となつてゐるものは少くないと謂はれて居る。（註）

註　滿蒙地誌五二七頁及綏芬河滿鐵駐在員渡邊四郎氏報告參照

一九〇三年東支鐵道の全通と時を同じうして（一九〇四年）イギリス資本による京奉鐵道が開通、又山東では獨逸の山東鐵道が開通を見た。これ等の近代的交通機關の開設は其の工事に多量の勞働力を需要したのみに止まらず、滿支間の距離を著しく短縮し、移民運動を促進する力となつた。

日露戰爭（一九〇四―一九〇五年）後日本が帝政ロシアに代り大陸經營に任じてよりは、南滿洲鐵道の經營、其他新規鐵道の建設、鑛山の經營、工場の設立、地方施設の整備等一切の資本主義的經營が租借地關東州を據點として急速に進行し、同時に尨大なる勞働市場が北支勞働者に提供せられた。

尙牛莊（營口）の開港（一八六一年）後、漸次資本主義化に進みつゝあつた滿洲農業は、日本の手になる大連港の完成後、特産物海外輸出の振興によつて急激に商品作物化への發展を辿つた。然しこれが農耕型式を漢民族傳來の勞働集約農法其の儘によつた爲、季節的農業勞働者の需要は農業の發展と共に急增した。

露西亞より日本に引繼がれた以上の如き滿洲の資本主義的經營は、華北の農業危機深化と相俟つて漢民族の滿洲移動を量的に著しく躍進せしむる因となつたが、更に質的にも亦大なる變化を齎らしめた。今日百萬と號される支那漢民族の滿洲移動の主流をなす山東、河北出稼移民の恒常的な動きは、この時代から生起したと云つて差支ない。

尙ほこの期に於て特筆すべきことは、歐洲大戰の勃發に關聯して、北支勞働者が多數英佛聯合軍側の戰時勞務要員として募集せられ歐洲に輸送せられたことであつた。

卽ち歐洲西部戰線の展開と共に、英佛軍は後方勤務に於て缺乏せる各種戰時勞働力を支那勞働者により補給せんと企劃し、佛國は佛商惠民公司に託して、大正五年六月上海に於て募集したのを最初とし、續いて法國招工局を北京同國公使館内に、支局を天津、浦口、青島に設置し、一切の業務は前記惠民公司に請負はしめて、山東勞働者の募集に從事した。

英國は最初より山東苦力に着眼し、濟南英國領事館が中心となり、大正六年一月濟南地方に於て募集せる苦力を威海衛より輸送した。後募集業務を英商和記洋行に委託し、和記洋行は大正六年二月青島附近の滄口に收容所を設けて坊子、濟南地方を中心として廣く山東苦力の募集に着手した。又露國に於ても軍需工場職工に使役のため山東職工を募集し、大正六年二月第一回三十三名を青島大連經由にて輸送、六月第二回の募集に着手せんとしたが、同國の政變に依り挫折したと謂はれてゐる。

註　青島守備軍民政部山東研究資料

英佛戰線向勞働者の募集は大正七年一月を以て停止せられたが、其の間山東鐵道團體輸送統計に現れたもののみにて七萬四千人、之に威海衛の四、五萬人、及青島に於て直接募集に應じた者等を加算して十五萬人以上に達したと見られてゐる。而して之が歸還は八年二月より開始せられ九年五月迄に、略完了を見たが歸還人員の山東鐵道輸送統計に現はれたものの數は總計八萬七百名であつた。（註）

註　南滿洲に於ける支那勞働員募集及移動概況　三五頁―四二頁

英佛聯合軍側の支那勞働者の募集に對して、中國政府は之が監督保護の必要を認め、一九一七年（民國六年）九月僑工事務局暫行條令を制定公布、國務院内に僑行事務局を開設した。次で僑工出洋條例及募工承攬人規則、僑工合同綱要を公布して國外渡航勞働者の保護及之が募集行爲の監督に當つた。之等の法令は今日の勞働者募集の取締對策に付て良かれ惡しかれ參考となる所があらうと考へられるので次に之を轉載する。

僑工事務局暫行條例　　民國六年（一九一七）九、二〇

第一條　僑工事務局ハ國務總理直隸ノ僑工ノ招募及保護ノ事務ヲ監督ス。

自第二條
至第五條　略

第六條　僑工事務局ハ事務ノ必要ニ因リ各地方ニ僑工事務分局ヲ設ケ、又各地方官署ニ其ノ事務ヲ附設スルコトヲ得、其ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム。

第七條　畧

註、僑工ハ海外居住勞働者ノ謂

北京政府ハ右條例ニ據ツテ僑工事務局ヲ北京ニ、分局ヲ天津、濟南及芝罘ニ設置シ、主トシテ募集人ノ取締ニ任ジタカ、滿蒙出稼華工ニ對シテハ特別ノ取締リヲ行ハナカツタ。

僑工出洋條例　　民國七年（一九一八）四、二一

第一條　中華民國人ニシテ外國ニ勞働者トシテ雇傭セラルヽモノヲ僑工ト稱ス。

第二條　僑工ノ渡航ハ左ノ範圍ニ限ル

（甲）政府ヨリ選拔輸送スルモノ

(乙)直接應募スルモノ

(丙)募工承攬人ノ募集スルモノ

第三條　僑工被傭ノ資格ハ左記ニ據ル。

一、年齡二十歲上四十歲以下ナルモノ

二、身體强健ナルモノ

傳染病ナチモノ、阿片吸引等ノ習慣ナキモノ、前科ナキモノ

第四條　乙種僑工ノ渡航ハ僑工事務局ノ認可ヲ要ス。

第五條　乙種ノ僑工ノ事務局ニ對スル認可申請ハ左記事項ヲ記載スベシ。

一、雇傭國ノ名稱、就勞地名

二、雇傭者名

三、勞働作業種別

第六條　募工承攬人ハ僑工事務局ヨリ許可證ヲ受給シタル以後ニアラザレバ募工ヲ爲スコトヲ得ズ。

第七條　承攬人ノ募集行爲ハ募工承攬人取締規則ニ依ル。

第八條　僑工契約ハ政府カ選拔供給スルモノヲ除キ、凡テ僑工事務局ノ許可ヲ得テ効力ヲ發生ス、其ノ契約條文ハ僑工合同綱要ノ規定ニ依ル、

第九條　勞働ノ種別ヲ問ハズ渡航者僑工事務局發給ノ護照ヲ携帶スルヲ要ス。

從前各機關カ行ヒタル僑工出洋ニ關スル許可ハ本條例公布後凡テ無効トス。

第十條　僑工ノ賃銀ノ十分ノ二以上ヲ養家費トシテ毎月北京國務院僑工事務局ノ指定スル在中國銀行ニ送附スシムルコト要ス。受領家族ナキモノハ該銀行ニ預託シ、本人歸國ニ當リテ之ヲ支拂ハシム。

前項ノ送金ハ雇主毎月勞銀ヨリ之ヲ差引キ公使館又ハ領事館ヲ通シ爲替送金ヲナスヘキモノトス。

第十一條　僑工通譯人ハ僑工事務局ノ許可證ヲ受ケタルモノニアラザレバ就任スル事ヲ得ズ。

第十二條　僑工募集事項ニ關シ特別ノ條約ノ存スルモハ其ノ條約ニ據ル。

第十三條　僑工出洋以前中國政府ノ徵收ヲ要スベキ經費ハ僑工事務局或ハ該區內ノ僑工事務分局之ヲ徵收スベキモノトス。

第十四條　僑工事務取扱ノ便宜上、僑工需要國或ハ僑工就勞地ニ於テ駐外僑工委員ヲ設クル事ヲ得。

前項ノ僑工委員ハ僑工事務局長ヨリ國務總理ニ申請シテ任命派遣ス。但シ僑工所在國或ハ其ノ近接國駐在公使館又ハ領事館員ニ之ヲ兼任セシムル事ヲ得。

第十五條　渡航勞働者ノ募集カ地方行政官署ニ依リ協助辦理セラルトキハ該地方長官ハ隨時取扱狀況ヲ地方最高行政長官ヲ經由シテ僑工事務局ニ通報スベキモノトス。

第十六條　本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

備考　一、募工承攬人トハ勞働者募集請負人ノ謂

二、合同ハ契約ノ義

三、養家費トハ家族扶養費ノ謂

募工承攬人取締規則　民國七年(一九一八)四、二一敎令第一七號

第一條　僑工承攬事務ヲ業ト爲ス者ハ個人タルト會社タルトヲ問ハズ之ヲ募工承攬人ト稱ス。

第二條　僑工承攬人タラント欲スル者ハ左記條項ヲ記載セル願書ヲ當該地方僑工事務分局、或ハ僑工事務經理員ヲ經由シテ提出シ、僑工事務局ヨリ許可證ノ發給ヲ受クベシ。

一、出願人ノ姓名、年齡、原籍、住所及履歷

二、營業事務所所在地

三、營業資本額

四、組織、會社種別、及會社條例第十條或ハ第八十二條、第十八條第二百三十二條規定ノ各事項

第三條　左記各項ノ一ニ該當スル者ハ募工承攬人タルコトヲ得ズ

一、公權ヲ褫奪セラレテ未タ復權セザルモノ

二、破產ノ宣告ヲ受ケテ取消ナキモノ

三、禁治產或ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケテ取消ナキモノ

四、本規則ニ依ル處罰執行終結後三年ニ滿タザルモノ

五、本規則ニ依リ許可取消ノ處分ヲ受ケタル後一年ニ滿タザルモノ

第四條　募工承攬人ニシテ許可ヲ受ケタル後滿一年間開業セザルモノハ無効トス

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

第五條　募工承攬人ハ僑工募集ノ度ニ左記各項ヲ記載シタル願書地ノ僑工事務分局或ハ僑工事務經理員ニ提出シ僑工事務局ノ許可ヲ受クベシ。

一、募工承攬人ノ姓名或ハ會社ノ商號
二、僑工募集地點
三、僑工雇傭國名及雇傭地點
四、傭工ノ種類
五、募集僑工總員
六、僑工承攬ト外國雇主トノ契約ノ謄本
七、外國雇主ト被傭人ト契約謄本

本條例第六項ノ契約ハ僑工出洋條例第八條ノ規定ニ違背スルコトヲ得ズ、其ノ外ノ外國文ヲ並用スルモノハ外國文及ビ譯文各一通ノ謄本ヲ添フベシ。

第六條　募工承攬人ハ許可セラレタル地域以外ニ於テ募集行爲ヲ行フコトヲ得ズ。

第七條　僑工ノ募集出發ハ募工承攬人ヨリ該地僑工事務分局或ニ僑工事務經理員ス之ヲ通報シ派員ノ監督ヲ受クベシ。

第八條　僑工承攬人ハ第二條ノ規定ニ依リ僑工事務局ノ許可ヲ受ケタル場合ハ許可保證金ヲ納付スベシ、第五條ノ規定ニ依リ僑工事務局ノ許可ヲ受ケタル場合ニモ亦營業保證金ヲ納付ス可シ、之ガ納付ノ資力ナキモノ或ハ納付額カ規定ニ達セザルモノハ許可ヲ取消スモノトス。

許可保證金ハ一萬元トシ營業保證金ハ毎回最低五十元トス。但シ募集數二千五百人以上ノ場合ハ僑工事務局之增額ヲ査定ス。

第九條　保證金ハ公債證書或ハ國庫證券ヲ以テ納付スルコトヲ得。

但シ其ノ金額ハ總額ノ十分ノ三ヲ超エルコトヲ得ス。

第十條　許可保證金ハ承攬人廢業ヲ申請セルトキ之ヲ返却シ、營業保證金ハ僑工履傭契約期間完了滿一年後募工承攬人ヨリ僑工事務局ニ申請アリタルトキ之カ返還ヲ行フ。

第十一條　募工承攬人ハ契約ニヨル報酬及必要ノ費用以外被傭僑工ヨリ徵收スルコトヲ得ズ。

第十二條　募工承攬人ハ僑工ノ募集ニ當ツテ豫メ出發期日ヲ公約スベシ若シ期日ヲ逾エルモ出發シ能ハザルトキハ天災地變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依ル外應募者ハ之カ爲蒙リタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得。

第十三條　募工承攬人カ應募人ニ對シ契約ノ義務ヲ履行セザル場合ハ應募人ハ該地ノ僑工事務分局或ハ僑工事務經理員ヲ經テ僑工事務局ニ救助ヲ願出スルコトヲ得。

前項ノ救助ニ要スル費用ハ僑工事務局長ノ許可ヲ經テ募工承攬人ノ納付セル營業保證金中ヨリ支出スルコトヲ得。

第十四條　募工承攬人ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ營業許可ヲ取消スト共ニ許可證ヲ褫奪ス。

一、法令違反ヲ行爲アルトキ
二、公安妨害ノ行爲アルトキ
三、應募人虐待ノ行爲アルトキ

本條第三項ノ事狀ニ依リ取消ノ處分ヲ受ケタル時ハ應募人ノ蒙ムレル損害ハ募工承攬人之ヲ賠償ス。

前項ノ賠償スベキ金額ハ僑工事務局ノ査定ヲ經テ募工承攬人ノ納付シタル營業保證金中ヨリ支出スルコトヲ得。

第十五條　募工承攬人詐欺誘惑ノ方法ヲ以テ僑工ヲ募集シタルトキハ其ノ營業許可ヲ取消シタル上無期徒刑或ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處シ且ツ其ノ保證金ヲ沒收ス。

第十六條　募工承攬人ニシテ僑工ト直接關係アル業務ヲ兼營セントスルモノハ左記ノ事項ヲ記載シ僑工事務局ノ許可ヲ受クベシ。

一、業務ノ種類及營業地
二、資本金額
三、經營方法

第十七條　本規則ニヨル許可ヲ得ズ私ニ募工ヲ承攬スルモノハ五等有期徒刑ノ拘役或ハ一千元以下二百元以上ノ罰金ニ處ス。

第十八條　本規則施行前既二營業ヲ行ヒ、又ハ主管署ニ於テ登錄濟ノ募工承攬人ハ營業ヲ繼續スルコトヲ得。但シ本規則ノ規定ニ依リ僑工事務局許可證ノ下附ヲ受クベシ。

第十九條　本規則施行前既ニ營業中ノ募工承攬人ニシテ未ダ主管署ノ登記ヲ了ヘザルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以內ニ本令ノ規定ニ依リ僑工事務局許可證ノ下附ヲ申請スベシ。

第二十條　本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三　僑工合同綱領　民國七年(一九一八)五、三工事務局令

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

一、契約書ニハ募工承攬人已ニ僑工事務局ノ許可ヲ受ケ保證金ヲ納付シ許可證ヲ有シ其ノ募集ヲ許可セラレタル旨ヲ明記スベシ。

二、約書ニハ傭主已ニ本國政府ノ許可ヲ得タルコト並ニ中國政府派遣ノ僑工員ガ僑工ノ監視保護ヲ爲ス事並ニ其ノ出張員ガ就勞地ニ於ケル待遇其ノ他一切ノ事情ヲ調査シ得ルコトヲ承認スル旨ヲ明記スベシ。

三、行先國ノ國名、就勞地點、勞働種類及其ノ範圍ヲ明記スベシ。

四、雇主ノ委託セル代理人ノ姓名、年齢、戸籍及募工機關並ニ地點ヲ明記スベシ。

五、招工總數ハ豫メ確定スベシ。

六、僑工ノ勞働年限ハ豫メ明約スベシ。疾病ヲ除ク、私事又ハ故意ニ依ル怠業日數ハ契約期限滿了後ニ其ノ日數ヲ追加スル旨ヲ附記スルコトヲ得。

七、勞働時間ハ最長十時間ヲ以テ原則トス。若シ當該地方ニ特別ノ法律習慣カアル場合ハ當該地方ノ勞働者ト一律ニ待遇ス。

八、賃銀ハ就勞先ニ於ケル同種勞働者ト同一標準トシ、特技アルモノハ其ノ技術ニ應シ賃銀ヲ增シ、各種勞働者ハ一年毎ニ技術ノ進歩ニ應ジ賃銀ヲ昇給セシムルモノトス。

九、契約滿期以前ニ雇主工事ヲ第三者ニ讓渡シ或ハ原契約以外ノ他種工事ニ就業セシメントスル時ハ僑工委員ノ同意ヲ受クルコトヲ要シ若シ業務ヲ停止シ勞働者ノ失業スルニ至リタルトキハ旅費金額ヲ支給シテ回送歸國セシムル外、相當ノ損失ヲ賠償スベキモノトス。

十、雇主ハ僑工ノ待遇ヲ行先國ノ勞働者ト平等ニナスヲ要シ、奬勵金、慰勞金、配當金ノ制度アラバ同樣ニ分配シ不當ノ賃銀控除又ハ不拂ヲ許サレザルモノトス。

十一、日曜日、中國國慶日及行先國祭日、勞働者疾病休業ニ對シテハ雇主ハ勞働ヲ强要スルヲ得ズ、支那ノ國慶日以外勞働者ノ希望ニヨリ作業ニ從來シタル場合ハ別ニ賃銀ヲ支給スベシ。

十二、規定時間ヲ超エル作業ヲ勞働者ノ同意ヲ得テ行ヒタルトキハ時間ニヨリ割增賃銀ヲ支給スベシ。

十三、雇主ハ休業日、勞働者ノ疾病休日、赴任、出張期間ニ對シテハ賃銀ヲ支給セザルモ食費、宿泊料及日用必需ノ費用ヲ負擔スベシ若シ行先國ノ習慣ニシテ休業、疾病休業、赴任出張ニ對シ賃銀ヲ控除セザル習慣アル場合ハ僑工ニモ同待遇ヲ與フルモノトス。

十四、雇主ハ僑工ニ對シ華洋兩文ヲ對照シタル契約書一通ヲ給シ雙方署名シテ勞働者ノ享有スル權利ヲ明記スルモノトス。

十五、僑工ハ雇主ニ對シ姓名、年齢、原籍及遵守スベキ規則及義務ヲ約束スル證書ヲ提出スルモノトス。

十六、僑工ノ身體檢査費、寫眞撮影費、許可手數料、被服費及旅費一切ハ雇主之ヲ負擔シ賃銀ヨリ控除スルヲ得ズ。

前項ノ身體檢査、寫眞撮影出發ノ際僑工事務局派遣員ノ立會ヲ求メ、疾病或ハ作業能力不足者アラバ之ヲ除外ス、一度解雇セバ合格者ト認メ再除外ヲ許サザルモノトス。

十七、僑工ノ出發豫定港ハ豫メ明ニ契約スルヲ要ス。

十八、僑工行先國ニ到着シタルトキハ雇主ヨリ勞働者名簿及就勞月日並ニ就勞地ヲ僑工委員ニ通知シ、契約期限滿了シ勞働者ヲ歸國セシムルニ當リテハ又ソノ旨ヲ僑工委員ニ通知スベキモノトス。

十九、養家費ハ豫メ確定シテ契約書內ニ明記シ賃銀內ヨリ控除スルヲ得ズ、僑工出發ノ時雇主ヨリ之ヲ募工承僑人ニ交付シ各勞働者ノ家族ニ受領セシム、其ノ領收ニ對シテハ僑工事務局或ハ分局ノ分派員ヲシテ之ヲ監視セシム

二十、契約書內ニハ僑工ノ賃銀ヲ明記シ少クモ其ノ十分ノ二以上ヲ養家費トナスベシ、其ノ送付手續ハ僑工出洋條例第十條ノ規定ニ依ル。

二十一、衣食住ノ三項ハ雇主之ヲ立替ヘ賃銀中ヨリ控除スルコトヲ得、之ヲ規定スルコト左ノ如シ。

一、僑工ハ出發ニ當リテ足袋、帽子、衣服上下、綿入、外衣、皮靴、外套、雨具、雜囊及毛布等ノ支給ヲ受クルモノトス寒冷地就勞者ニ對シテハ毛織衣服上下ヲ支給ス。以後ハ六箇月每ニ新ニ取替品ノ支給ヲ受クルモノトシ其ノ箇數、材料及樣式ハ豫メ確約スベシ。

二、食　飲料ハ茶及珈琲ヲ限度トス、食品ハ調味ヲ適宜ニ行フノ外澱粉、蛋白、脂肪ノ攝取ヲ適當ニ按配シ其ノ分量ハ豫メ確定シ必要ナル食器ハ供給スベシ。

三、住　就勞地ト距離近キコトヲ要シ衞生ヲ考慮シ、一人當リ占有面積ハ豫メ之ヲ明記シ寢台、卓子、椅子、燈火、煖爐等ハ雇主ニ於テ供給準備スベシ。

二十二、僑工ノ生命保險料ハ賃銀中ヨリ控除シ特ニ危險多キ作業ニ對シテハ雇主保險料ヲ負担シ賃銀中ヨリ控除セズ。一切ノ保險證書類ハ僑工委員ニ於テ保管スルモノトス。

二十三、前二條ノ控除金額ハ其ノ總額ニ於テ勞銀月額ノ三分ノ一ヲ逾スルヲ得ズ。

二十四、僑工契約滿期ニ至レバ雇主ハ旅費金額ヲ負擔シ原募集地點ニ輸送歸國セシムベキモノトス、滿期ノ場合直チニ歸國セザル者ハ將來歸國ノ際此ノ權利ヲ享クル事ヲ得、勞働契約期限延長ニ對シテハ僑工委員ト商議シテ辦理スベシ。

二十五、僑工ノ疾病ニ對シテハ醫藥費ハ雇主之ヲ負擔シ賃銀中ヨリ控除スルコトヲ得ズ、病氣ノタメ歸國セシメントスルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ僑工委員ノ認可ヲ申請シ原募集地點ニ回送スベシ其ノ旅費ハ雇主之ヲ負擔スベキモノトス。

二十六、僑工疾病ニ依リテ死亡、又ハ公死傷ノ場合ハ雇主之ガ救濟金ヲ給付ス、其ノ金額ハ該國法規或ハ習慣ニ照シテ最有利ノ額ヲ支給ス傷病者自ラ領收スルモノヲ除キ、其他ノ救濟金及保險賠償金等ハ僑工委員之ヲ受領シ僑工出洋條例第十條ノ規定ノ手續ニ依リテ處理スベキモノトス。

勞働者ノ家族扶養料、慰撫金及救濟金、保險賠償金ハ勞働者指定ノ家族ニ交附ス、此ノ指定人ハ勞働者ヨリ僑工委員ニ願出デ、隨時之ヲ改易スル事ヲ得ルモノトス。

二十七、僑工死亡後其ノ埋葬ハ行先國普通ノ習慣ニ依リ之ヲ行フ。其ノ埋葬費ハ雇主之ヲ負擔シ僑工死亡原因、時日及埋葬地點ヲ僑工委員ニ報告シ更ニ募工承攬人ニ轉告シ其ノ家族ニ通知セシム。

二十八　僑工ノ居留國ニ在リテ納付スベキ稅金、人頭稅其他一切ノ各種稅金ハ雇主之ヲ負擔シ賃銀內ヨリ控除セズ。

二十九　僑工ハ居留國ノ法律カ國民ニ對シ保障スル一切ノ自由權ヲ享有スルコトヲ得。

三十　僑工所在地ニハ通譯員ヲ置キ其ノ費用ハ雇主之ヲ負擔スベシ。通譯員ノ資格ハ僑工出洋條例第十一條ノ規定ニ據ルベキモノトス。

三十一　出稼國ノ勞働者カ外國人ヲ排斥シ紛爭惹起セル場合ハ雇主ハ之カ解決ノ責ニ任ジ、若シ之カ訴訟ヲ必要トスル場合ハ訴訟費ヲ負擔シ、僑工ノ損害ニ對シテハ雇主代リテ損害賠償ヲ要求スルモノトス。

三十二、僑工ノ不正行爲者、規則違反者ニ對シテハ雇主ハ僑工委員ニ之ヲ通知シテ協議ノ上懲罰ヲ決定シ、事情重キモノニ對シテハ僑工委員ノ認可ヲ得テ原出發地點ニ回送セシム其ノ旅費ハ原則トシテ雇主之ヲ負擔スベキモノトス。

三十三、契約中、各條ノ規定ハ招工國ノ駐京公使之カ實行ヲ保證ス。

三十四、各國ノ里程、貨幣、賃銀ノ不等ニ關シテハ契約締結ノ際明ニ之ヲ定ムベキモノトス。

三十五、契約ハ北京國務院僑工事務局ノ許可ヲ受ケタル後始メテ有効タル旨ヲ明記スベシ。

附　件

一、僑工ハ戰爭上ノ工作ニ用ユル事ヲ得ズ。

二、僑工就勞地點カ戰線ニ近接シテ危險アル場合ハ僑工委員ハ雇主ニ要求シテ迅速ニ後方ニ移動セシメ若シ移動ノタメ作業ヲ失フニ至リタルトキ或ハ僑工委員ニ於テ就勞地適當ナラズト認メタル時ハ僑工委員ノ請求ニヨリ雇主ハ勞働者二三箇月ノ賃銀並ニ旅費全額ヲ支給シ原出發地點ニ回送歸國セシムベキモノトス。

三、僑工作業地點戰線ニ近キトキハ僑工委員ハ雇主ト合議シテ危險防禦方法ヲ講ズベキモノトス。

備考、「滿洲勞働事情　第二輯　南滿洲ニ於ケル支那勞働者募集移動概況」二七—四二頁參照

四　滿洲國建國—滿洲勞働統制初期時代

先づこゝで滿洲勞働統制實施十年前頃より支那事變を經過し最近に至るまでの滿支勞働移動統計を示す。

第一四〇表　滿支勞働移動統計　自大正十四年至昭和十四年

日本年次	西紀年次	入滿數	離滿數	殘留數	離滿率	殘留率
大正十四	一九二五	四七九、四七五	一九三、〇九三	二八六、三八二	四〇・三	五九・七%
〃　十五	一九二六	六四六、七一七	二七二、四三二	三七四、二八四	四二・一	五七・九
昭和　二	一九二七	一、〇四二、七三一	二八一、二九五	七六二、四七七	二六・九	七三・一
〃　三	一九二八	九六七、一五四	三四二、九七九	六二四、一七五	三五・五	六四・五
〃　四	一九二九	九四一、六六一	五四一、二五四	四〇〇、四〇七	五七・五	四二・五
〃　五	一九三〇	六五三、三九二	四九九、六五四	二三三、七三八	七五・三	二四・七
〃　六	一九三一	四六八、八五五	四〇二、八〇九	一四四、〇六	八六・六	一三・四
〃　七	一九三二	三七二、六二九	四四八、九〇五	(二)七六、二七六	一二〇・五	—
〃　八	一九三三	五六八、七六七	四四七、五三三	一三一、二四四	七七・七	二一・三
〃　九	一九三四	六七七、三三三	三九九、五七一	三七七、七五一	五五・九	三六・三
〃　十	一九三五	六、三七七、六一四	三、七六九、五三六	二、九六八、〇七八	五九・〇	四四・一
〃　十一	一九三六	四四二、六六七	四二〇、三二四	三二、三三五	一〇五・二	五・〇
〃　十二	一九三七	三六四、一一九	三六三、九六六	(二)一八、八一七	八〇・八	—
〃　十三	一九三八	三三三、六六九	二五九、〇九三	六四、五九六	一〇五・二	一〇・〇
〃　十四	一九三九	四九二、三二六	二五二、七九五	三二九、五八一	八〇・八	一九・七
	合　計	九、二四六、〇七六	五、四七五、五八六	三、八七〇、四八八	五一・三	四八・七

備考、滿洲勞工協會發表統計に依る

以上の統計に於ける歷史的最高記錄昭和二年の入滿數は、國民革命內亂の北支波及並に未曾有と稱せられた前年の黃河大水災の影響であり、昭和六年より八年迄の著減は云ふ迄もなく滿洲事變の影響である。昭和九年には滿洲の治安は殆んど恢復、之に反して北支は農村恐慌の深化、水災旱魃の續發があつた爲移動は再び增大した。

この年滿洲國は初めて外國勞働者入國取締に著手、滿洲勞働統制の第一歩を踏んだが第一年度に於ては殆んど實効を擧げ得なかつた。昭和九年迄の十箇年間の統計に於て昭和二年乃至四年の著增と昭和六年乃至八年の激減を相殺せしめ、自由入滿時代の一年平均實勢を見ると入滿六七萬人、離

滿三八萬人、歸還率五六%殘留率四四%と云ふ數字を示す。

滿洲勞働統制の當初の目標は(一)日滿人的結合の强化、(二)治安の恢復、(三)國內大衆生活の安定向上(四)國際收支上に於ける勞銀の國外流出防止等の見地から從來の自由な滿支間勞働移動を急激に制止減退せしめることに置かれたが、それ等に付ての最高方針は昭和八年十月關東軍內に設置せられた滿洲勞働統制委員會によつて審議決定せられることとなり、同委員會は必要なる法令の審議決定をなし、其の實行機關として大東公司の設立を實現せしめた。

かくして勞働統制委員會設置第二年—昭和十年の入國許可外國勞働者數（北支勞働者を意味す）は四四萬人、昭和十一年は三六萬人、昭和十二年は三八萬人と從來の趨勢から見れば著しい制限が加へられ、略々之が取締の實効を擧げつゝあつたが、日滿兩國の準戰體制計畫の發展、殊に昭和十二年近衞內閣が成立し、日滿兩國を一體とする綜合的產業五箇年計畫が企劃化さるゝに及んで當初の目的に大いなる矛盾を持つに至つた。蓋し「國防國家の經濟的再編成」を目指す具體的生產力擴充計畫の遂行は、尨大なる資金の調達、物資の獲得と並んで多くの勞働力を必要とするが、かゝる急速且つ大量的勞働需要は、北支の勞働供給力に依存せずして到底之が供給を確保し得る見込のないことは瞭かであつたからである。

滿洲生產開發五箇年計畫は、康德四年（昭和十二年）より康德八年（昭和十六年）に至る五箇年間に日滿一體の經濟統制根本方策に基き國防上の必要資源の現地開發を促進する爲、鑛工業、農畜產、交通の三部門に分ち開發建設の年度別計畫を樹立し、重要產業統制法の實施と相俟つて、滿洲經濟の準戰時的計劃經濟化を急速に圖らうとしたもので當初の計畫所要資金は二十三億圓に達すと謂はれた。（註）

註　滿鐵產業部編「滿洲經濟年報昭和十二、下半期刊」五〇頁參照

五　支那事變以後—日滿支經濟ブロック建設時代

（イ）滿洲勞働統制の內容的進展

昭和十二年七月支那事變が勃發し、事變の進展によつて日滿戰時體制强化の絕對化—生產開發計畫の飛躍的修正が行はれ、從つて又勞働力需要の尨大な增加に面するに至つて、當初の滿洲勞働統制方針は完全に轉換した。卽ち爾後に於ける統制目標は國外勞働力の供給確保、勞働力需給の配分調整、勞働資源の涵養等の問題に重點が置かれるに至つたが、それ等の勞働國策實行機關として昭和十三年一月財團法人滿洲勞工協會が設立せられた。而して入滿許可勞働者數は逐年飛躍的增加を以て進んだが今昭和十年以降の入國許可勞働者數と入滿數の對照を示せば次の如くである。

第一四一表　昭和十年以降滿洲國入國許可勞働者數と入滿數

年別	入國許可勞働者數	入滿勞働者數
昭和十年	四四〇,〇〇〇	四四二,六七七
〃十一年	三六〇,〇〇〇	三六四,一四九
〃十二年	三八〇,〇〇〇	三三三,六九九（支那事變）
〃十三年	四二〇,〇〇〇	四九二,三三六
〃十四年	九一〇,〇〇〇	九五五,六六九
〃十五年	一,四〇〇,〇〇〇	

第一四二表　滿洲勞働關係年表　自昭和六年至昭和十二年

日本年代	西紀年代	滿洲國年代	記事
昭和六年	一九三一		九月一八滿洲事變勃發
昭和七年	一九三二	大同元年	三月一日滿洲國建國
昭和八年	一九三三	大同二年	二月一七日民政部令第八號「滿洲國外國人入國取締規則」公布但し本令は本年度中實施せられず終了

昭和八年	一九三三	康德元年	十月二十日關東軍特務部内に滿洲勞働統制委員會設置、委員長、特務部長、委員關東軍第三課、滿洲國軍政部及民政部關東廳、朝鮮總府督大使館、滿鐵、
昭和九年	一九三四	康德二年	一月九日第一回勞働統制委員會開催、勞働者の入滿取締に付て協議す
同　年	同　年	同　年	三月下旬第二回勞働統制委員會議の決議(三月一二日)に基き民政部指令を以て滿洲國國境並に海邊警察隊長に命し、左記條件に基き外國人入國取締を實施せしむ 記 一　豫め入國許可を受けたるもの 二　滿洲に緣故關係を有し、特別の用務があつて一時的入國者と認められるもの 三　公安並に衛生上支障なしと認められるもの 四　曾て六箇月以上滿洲に居住し、滿洲國人と認め得られるもの 右の結果大連、安東、營口の各船會社、客棧、其他企業者側に著しき恐慌を來し緩和請願運動起る。
同　年	同　年	同　年	四月一日關東軍よりの從憲に基き天津陸軍特務機關指導の下に合名會社大東公司設立す。即ち大東公司は滿洲國勞働者入國取締方針に準據して入滿北支勞働者の身許を其の出國前北支に於て調査し許可該當者に査証を發給し、滿洲國は大東公司の査證なき勞働者の入國を禁止する方針が採らるるに至つた。 大東公司は本部を天津浪速街に設置初代總經理陸軍豫備少佐三野友吉氏、續いて山海關、青島、芝罘、龍口、威海衛の各地に査証事務所を開設大連に出張所を設置す、右大東公司の設立及活動に對して國民政府は猛然たる反對態度に出で各査証事務所の活動に對し妨害熾烈を極めた。尚滿洲國並に大東公司と關東州廳北支側日本大使館或は船會社との連絡にも當初遺憾の點が多かつた爲、この方面からも大東公司の活動は著しく阻害を受け第一年度の取締的効果は殆んど擧ぐるに至らずして終つた。
昭和十年	一九三五	康德三年	二月十三日第三回勞働統制委員會に於て本年度入國許可勞働者數を審議し、右審議案に基き小委員會は本年度許可數を四四萬人と査定す、尚第三回委員會に於て外國勞働者入國取締規則を審議可決す。
〃	〃	〃	二月十六日大東公司合資組織に改組、資本金一〇萬圓、本店新京に移さる。
〃	〃	〃	三月五日關東局令第五號「外國勞働者取締令」公布
昭和十一年	一九三六	康德四年	三月二十一日滿洲國民政部令第一號「外國勞働者取締規則」公布 大東公司は右兩規則の制定する所に從ひ滿洲國駐在特命全權大使並に滿洲國民政部大臣より正式に外國勞働者取扱人として指定さる。
昭和十二年	一九三七	康德五年	一月二十三日第四回勞働統制委員會開催、昭和十一年入滿許可勞働者數を三六萬人と決定し各産業種類別の入國制限は之を行はざることに決す。 一月勞働統制委員會は本年度入國許可勞働者數を三八萬人と決定す。尚本年度より滿洲生産開發五箇年計畫は其の第一年度に入る。
〃	〃	〃	七月七日支那事變勃發す。
〃	〃	〃	十二月十四日滿洲國勅令第四五六號「滿洲勞工協會法」公布
昭和十三年	一九三八	康德五年 民國二十五年	一月七日財團法人「滿洲勞工協會」設立す。 一月滿洲勞働統制委員會は本年度入滿許可外國勞働者數を四七萬人

〃	〃	康德五年 民國二十五年	二月、滿洲國「國家總動員法」公布せらる。 六月九日滿洲國民政部令第六十三號「暫行勞働票發給規則」公布 滿洲勞工協會は同規則に準據して勞働者登錄業務を開始す。
〃	〃	〃	九月、滿洲國國務院に新に企劃委員會設置せらる、其の一分科として勞務委員會が置かれ、從來の勞働統制委員會は自然解消す。
〃	〃	〃	十月社團法人關東州勞工協會設立す。
〃	〃	〃	十月二十六日關東局令第八十五號「勞働者登錄規則」公布。
〃	〃	〃	十二月一日「滿洲國勞働統制法」公布せらる。
〃	〃	〃	一月滿洲國企劃委員會勞務分科委員會に於て本年度入滿許可外國勞働者數を九一萬人と決定す。
昭和十四年	一九三九	康德六年 民國二十六年	一月三十日　滿洲國民政部令第二號及治安部令第三號を以て「勞働統制法施行規則」公布。 滿洲勞工協會は國內勞働者移動の低減、勞働者爭奪競爭の抑制のため同規則第二條乃至第七條の規定に從ひ統制協定の運用に積極的活動を開始す。
〃	〃	〃	二月六日より三日間北京に於て方面軍主催「滿支勞働關係者會議」開催せられ中國勞働者の滿支配分調整に關する件、其の他を附議決定す。
〃	〃	〃	六月　新京會議に於て關東州及滿洲國勞働統制一元化に關する要綱を可決す。
〃	〃	〃	七月一日大東公司の滿洲勞工協會への統合實現す。

昭和十四年	一九三九	民國二六年	・九月二十二日　關東局令第九一號「勞働者募集及供給業取締規則」公布。
〃	〃	〃	九月二十三日　滿洲國勅令第二號「職能登錄令」公布十月一日實施。
〃	〃	〃	十月二十六日　關東局令第八十五號「勞働者登錄規則」公布。
〃	〃	〃	十二月五日大連に於て北支滿洲側關係者の所謂大連會議開催、北支側軍—第四課興亞院華北連絡部、新民會、滿洲側—關東軍、滿洲國、滿洲勞工協會、滿洲土建協會各代表者出席、北支勞働者の滿洲への供給に關する相互の連絡事項を申合せ華北勞工協會設置要綱案其の他重要案件を審議可決す。
〃	〃	〃	十二月十一日「華北勞工協會設立要綱案」實業部案として臨時政府行政委員會に提出せしも決定に至らず、翌年二月二十七日遂に無期延期となす。
〃	〃	〃	十二月二十二日關東局令第一〇八號「關東州職業能力申告規則」公布
昭和十五年	一九四〇	康德七年 民國二十七年	一月一日滿洲國民政部に勞務司創設、勞務科、動員科、輔導科を置き從來の民政部社會司輔導科を廢して其の業務を擴充す。
〃	〃	〃	一月滿洲國企劃委員會勞務分科委員會に於て本年度入滿許可勞働者數を一四〇萬人と決定す。

第二節　滿支間勞働關係最近の諸問題

昭和十四年度入滿許可勞働者數に關して滿洲國企劃委員會が決定發表せる九一萬人は、前年に對し一躍二倍の大量に當り、之に對して華北の治安條件は、農村餘剩勞働力の流動を著しく阻害する實情にあり、加之華北蒙疆、自體の

産業開發に伴ふ勞働需要が漸次增加を豫想される趨向にもあつた爲、限られた勞働供給力の配分に關して相當危惧さるる點がないではなかつた。之等の對策樹立に關して二月初旬北京に於て軍主催滿支勞働關係者會議が開催せられたが同會議に於ては、

一　滿洲側の華北勞働力に對する歷史的依存性は充分尊重せらるべきこと。

一　華北勞働力の對滿供給斡旋は大東公司をして之を統制せしめること。

一　華北勞工協會(假稱)を設立し滿洲側機關と緊密なる連絡協調を圖らしめ、同時に華北勞働市場の調整に付必要なる政策實行機關たらしむること。

等の根本方針を協議確定した。最後の華北勞工協會の設立問題は其の後地方(濟南)、中央(北京)に於て熱心な企畫が行はれたが種々なる支障ありて遂に年內迄に實現するに至らなかつた。

併し同年度の滿洲への勞働力供給は奧地の戰禍、匪禍、苛斂誅求、物資不足、物價昂騰等の離村强制原因に加へて水害、旱害等の天災が猛威を振へるに對し、滿洲側の積極的募集活動が效を奏し、大東公司の査證發給數は四月末迄に豫定數の五〇%、五月末六〇%、六月末六五%と順調な實績を示し、上半期を經過する頃大體樂觀の看透は付けられた。

八月に至つて彼の天津地方の大水災あり、交通杜絕の爲暫く天津地方よりの渡滿は減少を示したが、全體として左程の影響なく、十月中旬津浦線の復舊後は、奧地水旱災罹災難民の出廻り增加し、結局十二月末迄に豫定數を超過して九八萬六千人の入滿を實現し、表面的には成功を以て一九三九年度の勞働供給は完結を告げた。

續いて昭和十五年度の滿洲側勞働需要は修正開發計劃第二年(五ヶ年計畫第四年)及び北邊振興工作(昭和十四年度起年三ヶ年目標)第二年度が夫々前年に對し著しく需要を增加し、入滿許可勞働者數は昨年度に對し更に五〇萬を加へ、一四〇萬人と云ふ滿支勞働移動史に於ける最高記錄數字が發表せられた。

かゝる未曾有の勞働需要に對して供給地華北側の事情は、戰禍、匪禍に因る農民生活の疲弊の上に昨年度來著しく其の樣相を惡化した食糧不足、物價昂騰事情があり、更に其の上に水害、旱害、蝗害、雹害等の禍害が本年各地に於て特に激甚を極め、農民の流民化は著しく增大した。之に向つて滿洲側募集力が一段と强化せられた爲、各地に於ける敵匪側の妨害(註一)は峻烈なものがあつたが、勞働者の對滿流動は豫想外の勢ひを示し、滿洲勞工協會の査證發給數は六月末現在に於て一〇三萬人(本年度許可數に對する七四%、昨年度六月末現在入滿率は六五%)に上り上半期迄には順調なる成績を以て經過した。

註一　本年度天災地區は概れ次の通りである。

水害、河北省一玉田、豐潤、寶抵、寧河、武清、安次、永清、霸、天津、文安、清河、大城、任邱、靑、河間、肅寧、新海、滄、獻、交河、東光、阜城、武邑、衡水、吳橋、景、故城、一特別市二七縣

旱害、山東省惠民を中心とする武定道一帶及濟寧地區

蝗害、山東省商河(六月七日)恩縣(六月十五、一七日、七月十七日)披縣(六月十三日)博興(七月十五日)霑化(七月十五日)惠民(十月十七日)臨濟(七月十日)其他

雹害、壽陽、滋陽、桓台、平度、博興、曹縣、文登、各縣

(備考)　濟南山東陸軍特務機關の七月末迄に於ける調査とす。

註二　敵匪側の妨害　滿洲出稼者及募集人は發見次第嚴罰に處す、又常に農家の家族員數を調査し、成人男子不在の場合は嚴重に行先を追求し、滿洲出稼とあらば罰を加ふ、發覺方法は自ら墓穴を堀らしめて生理めとす。或は罰金の名目の下に重稅を課し穀物を徵發する等各地共大同小異である。

所で翻つて見て昨年度より本年上期に亙り滿支勞働關係に厄介な問題の惹起がなかつたかと云へば決してそうではなかつた。其の主なる問題は次の如くである。

一　勞働者の出廻最盛期に於ける輸送力不足の問題。
二　勞働募集の無統制と勞働需給の地域的逼迫問題。
三　出稼勞働者の質的低下の問題。
四　表面賃銀額の昂騰と實質賃銀の異常なる低下の問題。
五　昭和十五年度の爲替管理の强化と之が勞働者募集への影響問題。
六　對滿勞働移動に伴ふ國際收支受取勘定超過の華北インフレーション助長の問題。

左に其の中の重要問題に付て若干の說明を加へやう。

一　勞働募集の無統制と勞働需給の地域的逼迫問題。

勞働需要者が募集に付て希望する條件(註一)と他方勞働者の質(註二)及特殊技能に對する地方的特徵(註三)其の他供給地の種々なる事情は募集を偏在せしめ、同一地域に對し競爭的募集の傾向を生ぜしめ易い。

註一　募集に對する希望條件は、(一)、良質勞働者乃至要求する特殊技能の產地であること、(二)、交通地理的に滿洲と比較的近距離で募集費が低廉ですむ地方であること、(三)、治安が良好で募集の容易なる地方であること、(四)、天災人禍等により農民の貧窮化著しく應募者の容易に得られる地方であること等である。

註二　京津、其他鐵道沿線主要都市附近の流浪勞働者は一般に其の質劣惡であり、モヒ中毒患者、常習逃亡者等を含むことが多い。又開封地方の勞働者も概して劣惡との評あり、江蘇、河南以南米食地方の勞働者は食糧、氣候に對する不適應性及言語の相違による團體的行動への支障を有し、而も一般に體格的に華北一特に山東勞働者に比して劣ると謂れて居り認識ある勞働需要者はこれ等の地方に對して募集の努力を拂はない。

註三　土建勞働者は津浦線滄鹽地方(滄州鹽山縣一帶)京漢線大名地方、其の他河間縣の大工、左官、章邱縣の鐵冶職、萊陽、平度、即墨の煉瓦職、威海衛の林業、及柞蠶勞働(安東方面へ出稼)と云ふ如く傳統的に地方的特徵がある。

かゝる理由に因る募集の地域的偏在は、競爭に基く募集前貸金の協定違反其他の紛爭(註一)を繁からしめ、地方的賃銀の昂騰(註二)地場勞働力の不足を呼ぶ原因をなす。

註一　本年度滿洲側の募集前貸金の協定額は一〇圓であつたが土建業者の募集前貸金が二五圓、三〇圓乃至それ以上の例を見たことは決して稀らしくないと謂はれ、之が爲土建業者と炭礦業者との募集に關する紛爭が滄鹽一地區のみでも再度ならずあつた如くである。

註二　冀東地區、滄鹽地域の農業日傭勞働者の賃銀は最繁忙期三回食付一日三圓にも高騰した。募集の比較的旺んでない益都縣の調査(昭和十五年七月)では最繁忙期、其の地方の農業日傭勞働賃銀は一圓五十錢であつた。土建勞働者の賃銀は昭和十一年十月一圓十錢に對して月四十錢の昂騰を示した。

華北に於ける勞働力の地域的逼迫は、以上の如き募集偏在理由の外華北に於ける勞働力需要の季節的集中關係にも重要な理由を有して居る。即ち三月より四、五月にかけて滿洲の勞働募集が最旺盛期に達する頃は、華北農村は麥刈繁忙期を迎へる時期である、又現地の土建工事は會計年度の關係により同じく四五月頃が工事繁忙期の山となる、而して農業日傭勞働、土建勞働は共に純季節的な勞働であるため、其の賃銀決定は多分に伸縮性を有ち、四圍の狀勢によりては著しく昂められる。かゝる場合に固定的な待遇に釘づけられてゐる鐵道、炭礦等の勞働者が一方に於て物價騰貴による生活苦に壓迫せられて居れば、それが臨時的な作業であらうとなからうと高賃銀に誘引せられ、劇しい移動現象を見ることは中國の場合に於て極めて自然の歸結である。

かくして四月乃至六月の候に於て軍道路建設勞働者、各地炭礦勞働者、鐵道港灣荷役勞働者の不足が一時聲高く喧傳せられた。

左にそれ等の一例として長城柳江炭礦の勞働者不足事情調査及鐵道荷役勞働者不足に關する新聞記事を揭げて置く。

△長城柳江炭礦の勞働者不足事情、　興亞院政務局調査(昭和十五年七月)

長城柳江兩炭礦共昭和十五年度計劃三〇萬瓲、現在日產七〇〇瓲計劃を以て進みつつあり、全礦一人當り出炭能率〇、五瓲として一、四〇〇人の勞働力確保の必要あるに對して當時保有勞働力は六〇〇人に過ぎない狀態である。

長城炭礦の勞働者待遇

入礦手當　三〇錢　物價手當　五〇錢（六月一日より追加す）　計八〇錢

右は仕事量の如何に不拘入坑一人最低保證手當として支給される。

出來高給　各仕事の種類及分量に應じて支給さる。

兩者の合計現金收入は平均一日一・六〇圓程度となる。

現物給與、麥粉高粱は原價支給を行ふ。

勞働力不足の事情

（1）地場勞働需要の增大

附近に於て華北礦土工業の開發、秦皇島碼頭の荷役勞力の增大、北戴河の病院建設等勞力需要旺盛となり、賃銀も比較的好條件なるため自然地下勞働よりこれ等の地上勞働に誘引せらる。

（2）滿洲側及蒙疆側の勞働力吸引

本年度滿洲炭礦（殊に北票炭礦）及蒙疆大同炭礦の冀東地區に於ける炭礦勞働募集は旺盛を極めたが開灤炭礦勞働者は待遇優位にあるため外部よりの募集引拔は殆んど効を奏しなかつた。これが爲此の地方の最ウヰークポイントたる本炭礦地方の勞働者に對し募集力が集中さるる結果となり、之が爲め直接間接著しい影響を蒙つた。

（3）北支と滿洲の物價の値開

山海關を中心とする支那側、滿洲側の物價の値開きは次の如く顯著である（昭和十五、七月）

支那側	高粱	一石	九・〇〇圓
滿洲側	〃	〃	四・五〇圓

これが爲生活安定を望んで滿洲への移動が旺んとなつた。

（4）密輸の旺盛

本年春季以降臨榆縣の密輸從事者は約二、〇〇〇に上ると傳へられたが、それ等の一日平均收入は三圓以上にも上つた。從つてこれに轉業するものが少くなかつた。

（5）半農半礦勞働に對する勞働時間制の不適

半農半礦勞働者は三交替制か或は滿川、博山地方に多い大班制（二十四時間制）でなければ半農に對する仕事は行ひ難い、本炭礦の時間制は二交替制であるが之は半農半礦勞働者に對して農業經營の時間を與へず從つて稼働率を減少する結果となる。

（6）農繁期農業勞働賃銀の暴騰

本年度小麥刈取農繁期の日工賃銀は一日三回食支給三圓に達し從つて農繁期農業勞働への轉向が著しかつた。

△鐵道荷役勞働者の不足

今春以來鐵道關係に反映せる苦力不足狀態は次の如くである。

（1）各炭礦を通じ勞工不足のため豫定出炭數量を確保し得ず、鐵道の輸送計畫に對し實績は常に低下してゐる。

（2）山元には貯炭を有するも鐵道積込線までの小運搬力不足のため所定計劃數量の輸送を實施し得ない。

（3）鐵道積込線附近に貯炭を有するものも苦力不足のため採集作業進捗せず、計畫量の輸送を實施し得ざる狀態である。

（4）夏期までに實施を必要とする鐵道の保修改良工事用碎石、土砂運搬も苦力不足のため實施が困難である。

（5）夏期までに可及的一般貨物の送り越しを行ひ下半期輸送繁忙期の輻輳を緩和せんとするも、全面的苦力不足のため實施が困難である。

（6）全面的苦力不足のため鐵道荷役能力は平常輸送の場合の作業を遂行する程度で、その餘裕乏しく荷動き並に輸送の波動は直ちに貨車の停留を餘儀なくされる狀態である。（註）

註　東亞新報昭和一五、七、二七

以上に見た如き地域的季節的勞働力需給の逼迫現象に對する對策として滿蒙支間に亙る勞力需給の配分調整、北支現地に於ける募集統制が本年度最重要緊切の問題として取上げられたが、差當り現地產業秩序の混亂を防止する意圖に於て、各地に募集禁止地區或は抑制地區が現地軍、特務機關の權限によつて設定せられた。

即ち募集禁止地區とせられた地域は冀東道臨榆、撫寧の二縣、河南省豫北道全部、抑制を指定せられた地方は開灤炭礦地區、京津間一圓、井陘、滋縣、山東省淄博炭礦地區其の他の炭礦地區であり、青島背後地即墨、膠縣の地域に對しても亦興亞院華北連絡部青島出張所に於て募集抑制方針が採られた。

二　表面賃銀額の昂騰と實質賃銀の異常なる低下の問題。

華北最近の賃銀昂騰は基礎的には華北のインフレーションに基く異常なる物價騰貴――生計費の上昇に原因してゐる。斯かる場合の原則として賃銀の上昇は物價の昂騰に遲れて發し且其のテンポは物價騰貴よりも緩慢である。其の足取りの中に滿洲の大量勞働需要からの影響がどの程度及むで居るかを見分けることは困難であるが、一部の地方には之が影響も相當問題とされた。(註)

註　青島に於ては昭和十四年上半期在華日本紡績の復興に伴ふ一齊的な勞働需要の外六、七月材木の陸揚繁忙期に當つての埠頭勞働者の需要増加があり、而も斯る時期に際して市社會局の青年團結成に對する市民の忌避事件を生起し、勞働者壯丁の多數を青島市中より地方へ離散逃亡せしめる如きことがあた爲、一時著しい勞働力の過迫を告げたが、斯る狀態の中に滿洲からの勞働需要は、更に大きな響きを之に與へ、勞働移動の激化、賃銀の混亂に拍車づける結果を呼むだ。青島日本商工會議所では此の狀態に對し當時屢、業者を集めて對策の協議を行つたが、滿洲側との統制協定なくして、地元のみ統制協定では結局無意味であるとの結論に達し、其の旨當局への具申も行つた如く謂はれて居る。

左に滿支勞働賃銀推移の跡を示す。

第一四三表　華北滿洲勞働賃銀の推移

地方別		勞働者別	一九三八年平均	一九三九年一月	〃二月	〃三月	〃四月	〃五月	〃六月	〃七月	〃八月	〃九月	〃一〇月	〃一一月	〃一二月
北支	天津	並人夫	四九	五五	五五	五九	六〇	六〇	六〇	六五	一・〇〇	九〇	八〇	八五	八五
		技術工	八五	八五	八五	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・一〇	一・二〇	二・〇〇	一・六〇	一・二〇	一・五〇	一・二〇
	青島	並人夫	五三	五五	五五	六〇	七〇	七〇	八〇	一・一〇	九〇	九〇	九〇	八五	九五
		技術工	八〇	九九	一・〇〇	一・一〇	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・五〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・四〇	一・四〇
滿洲	奉天	並人夫	七五	八〇	八〇	八〇	八五	九〇	九五	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
		技術工	一・五三	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・七〇	一・七〇	一・七五	一・七五	一・八〇	一・九〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
	新京	並人夫	八五	一・〇〇	八五	八五	九〇	一・〇〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
		技術工	一・六四	一・六〇	一・六〇	一・六五	一・七〇	一・七五	一・七五	一・八〇	一・八〇	一・九〇	二・一〇	二・一五	二・一五
	哈爾濱	並人夫	八七	一・〇〇	八五	八五	九〇	一・〇〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
		技術工	一・六五	一・六五	一・六五	一・七〇	一・八〇	一・八〇	二・〇〇	二・〇〇	二・一〇	二・一五	二・二〇	二・二〇	二・二〇

一　北支は大東公司(一九三九、七以降滿洲勞工協會國外部)調を基本とす。
二　滿洲は滿洲土木建築業協會調を基本とす。

滿支賃銀統計の技術的不完全さを知るものは、現在發表されて居る如何なる統計も之を嚴格な比較對照の用に供することには少なからぬ躊躇を感ずる。然し以上の數字が尚大體の傾向線を知るに役立ち得るとするならば、之に據つて北支の上昇曲線が滿洲の夫れよりも急角度を示して居ること丈けは容易に知ることが出來やう。

今假に並人夫及技術工賃銀の平均數を以て一九三八年基準の指數を作成して見ると次の如き結果を示す。

第一四四表　華北滿洲賃銀指數對比

地方別		一九三八年平均	一九三九年一月	〃二月	〃三月	〃四月	〃五月	〃六月	〃七月	〃八月	〃九月	〃一〇月	〃一一月	〃一二月
北支	天津	100	一一三	一一三	一一九	一一九	一一九	一二七	一二六	二二四	一八七	一四九	一六〇	一六〇
	青島	100	一〇七	一〇八	一一九	一二六	一三九	一四七	一八二	一五四	一五四	一五四	一六四	一六四
滿洲	奉天	100	一〇五	一〇五	一〇五	一一三	一一四	一一八	一二一	一三三	一二七	一三三	一三三	一三三
	新京	100	一〇四	九八	100	一〇四	一一〇	一一四	一一六	一一六	一一六	一二五	一二七	一二七
	哈爾濱	100	一〇五	九九	一〇一	一〇七	一一一	一二三	一二三	一二七	一二九	一三一	一三一	一三一

(備考)　前記賃銀表より作成したる假指數とす

以上の賃銀傾向線に對して、滿支生計費指數は如何なる對照を以て動いたか、之に就ては滿洲は滿洲中銀發表指數

華北は支研發表指數を利用し尙參考として日本內地大朝指數を加へて次に之を示す。

第一四五表　日滿支生計費指數の對照

年月 ＼ 國別	北支	滿洲	日本	滿洲	日本
一九三六年平均	100	100	100	100	100
一九三七年平均	一〇九・三九	一〇六・七六	一〇四・二八	一〇四・〇六	一〇四・〇六
一九三八年平均	一三九・〇〇	一二四・五四	一二三・〇四	一二三・〇四	一二三・〇四
同年　一一月	一四一・三六	一三一・四七	一二四・二二	一二四・二二	一二四・二二
同年　一二月	一四〇・八一	一三三・三三	一二四・四四	一二四・四四	一二四・四四
一九三九年一月	一四九・一七	一三六・一九	一二四・六〇	一二四・六〇	一二四・六〇
二月	一五六・九四	一四一・九五	一二五・三六	一二五・三六	一二五・三六
三月	一六八・一四	一四七・五〇	一二五・九〇	一二五・九〇	一二五・九〇
四月	一六九・七五	一四八・九六	一二六・六〇	一二六・六〇	一二六・六〇
五月	一七五・二四	一五四・一九	一二七・二五	一二七・二五	一二七・二五
六月	一七九・四二	一五六・三二	一二七・六五	一二七・六五	一二七・六五
七月	一八八・六一	一五八・〇一	一二八・七一	一二八・七一	一二八・七一
八月	二四一・四一	一五九・一九	一二九・四一	一二九・四一	一二九・四一
九月	二五二・〇三	一六四・六〇	一三一・三六	一三一・三六	一三一・三六
一〇月	二六四・〇〇	一七五・七三	一三三・一七	一三三・一七	一三三・一七
一一月	二六五・五一	一七八・四三	一三六・〇一	一三六・〇一	一三六・〇一
一二月	二七五・九二	一八四・九四			

〔備考〕滿洲—滿洲中央銀行調査課
日本—大阪朝日新聞社

前表に據れば生計費の傾向は、日本內地よりも滿洲、滿洲よりも北支那と謂ふ順序に上昇角度の增大が認められる。曩の賃銀傾向觀察の場合に合して、右の生計費指數を一九三八年基準に改めると、一九三九年十二月指數は、滿洲一四八、華北一九九となり、兩地とも生計費指數の方が賃銀傾向線より急角度の上昇を示す。而も其の度合はより大幅の賃銀昂騰を見て居る華北の側に於て特に著しいものがあるのを知る。

滿支賃銀の價値觀察に就て賃銀所得に對する最低生活費—食物費—の割合を窺つて見よう。絕對額の大小も見なければならぬが大體に於て食物費の割合が、所得に對して高ければ高い程、夫れは貧窮度の高きを現すものと謂ふことが出來やう。

北支—北支那問題研究所（一九三七年七月以降は天津南開大學作成の一九二六年基準指數を一九三五年基準に改む）

第一四六表　賃銀所得に對する食物費の割合窺測に關する諸表

一　滿洲土建勞働者（一九三九年）

項目	南滿	北滿
一日標準賃銀(1)	〇・八五圓	一・三〇圓
一日最低生活(2)	〇・四〇〃	〇・六〇〃
(2)の(1)に對する比	四七%	四六%

〔備考〕上表は一九三九年度初め業者より民政部に對し外國勞働者募集許可を申請せる際の提出條件による

二　滿洲炭礦勞働者（一九三九年）

項目	南滿	北滿
一日標準賃銀(1)	〇・八五圓	一・四〇圓
一日食物費(2)	〇・四六〃	〇・五一〃
(2)の(1)に對する比	五四%	三六%

〔備考〕1　滿洲炭礦會社調査
2　賃銀は一九三九年六月基準
3　食物費は同年三月至九月、六箇月間平均生計費調査よりとる

三　華北—青島荷役勞働者（一九三九年）

項目	六月	十二月
一日標準賃銀(1)	〇・九〇圓	一・〇〇圓
一日食物費(2)	〇・五二〃	〇・七〇〃
(2)(1)のに對する比	五七・八%	七〇%

〔備考〕1　七月は青島商工會議所調査
2　十二月は青島國際運輸調査

四　華北—青島紡績勞働者

項目	六月末 單身本工	六月末 家族持（三人）	十二月末 家族持三七人
一箇月標準收入(1)	一八・四圓	三五・〇〇圓	三七・〇〇圓
一箇月食物費(2)	九・六四〃	一九・六〇〃	二〇・八〃
(2)の(1)に對する比	五二・二%	五六%	五三%

〔備考〕1　六月調査、單身工は滿鐵北支經濟調査が青島紡績勞働調査を行へる際の各社報告平均より
2　同家族持職工は家族數三人の標準例よりとる
3　十二月調査は內外綿青島工場の調査平均、一〇才未滿を〇・五人と見る

即ち勞働者の貧窮度は、滿洲よりも華北の方が一般に高いことを知るが、而も其の狀態は年末に向ふに及んで愈甚しく食物費の外剩す所の殆どない所謂動物的生活の域に接近して居る。

之は華北同年度の物價騰貴、特に麵粉、其の他の食糧價格が、大幅の賃銀上昇を更に引放して奔騰した結果を現すものに外ならぬ、併し茲て北支の麵粉其の他の物價統計を示すことは、殆と意味を有しない。蓋し麵粉其の他主要商品の値段公定にも拘らず、實際の小賣値段は、之とは全く懸け離れた闇相場であり、後者は統計に現れないからである。

何れにしろ華北同年度の勞働賃銀の動きは、其の表面に於て滿洲よりも鋭角的な上昇振りを示したが、實質的な內容に於ては、之とは逆により著しい慘落を示したと謂ふことを以上に據て明瞭に了解されやう。

三、昭和十五年度爲替管理の强化と之が勞働需要への影響問題

昭和十四年度末滿洲國の對華北支拂勘定超過は約七、〇〇〇萬圓であつたが、昭和十五年度に入りては六月末迄に國幣回收五、〇〇〇萬圓、それに國際收支尻支拂超過五、〇〇〇萬圓を加へて約一億萬圓の對聯銀負債勘定となつた、かかる國際收支の不均衡を是正する爲、曩に本年四月華北臨時政府と滿洲國との間の經濟協議會に於て本年度の滿洲國對華北支拂超過を二、〇〇〇萬圓程度に喰止めること、物資特に雜穀を滿洲より華北に送金の裏付として輸出すべく努力することを協議し、滿洲國の爲替管理は爾後一段と强化された。（註）

（註）東亞新報昭和十五、六、一二及昭和十五、七、一

滿洲土建協會、炭鑛其他滿洲の大口對華北勞働需要者の勞働者募集資金の送金は既にそれ迄に概ね許可濟ではあつたが、土建協會は三十六萬人募集豫定に對する爲替資金一、二〇〇萬圓が六月末約二十八萬人の募集に於て略消費濟みとなり打揚の已むなきに至つた。然しこの方は滿洲側物動配給の機材不足に因る工事量の減少、當初豫定量の過大見積等の理由よつて大なる支障は與へなかつた模樣である、然し他の滿炭、撫順炭礦、昭和製鋼所、東邊道開發等は募集最盛期に向つて追加募集資金の爲替送金の許可が與へられず、その爲各地募集事務所は資金缺乏の爲め折角募集し得た勞働者も空しく解放し、事務所すら七月末には引揚の外なき事情に迫られる程の苦境に立ち至つた。（七月末現地調査に據る）かくて本年度滿洲國爲替管理の强化は自國の重工業開發增產の爲の勞働力獲得に對して自ら大なる支障を與へたが其の後同問題に對しては重點主義に依り或る程度の緩和を圖るべく華北、滿洲間に折衝が行はれたと傳へられて居る。（註）

註　滿洲日日昭和十五、七、二八

尙ほ本年四月の取極めに從ひ、圓資金流出防止の手段として圓系通貨の國外携帶制限を五〇圓に引下げ、兌換並に華北側に於ける受拂禁止の措置が六月二十四日より實施せられた。更に七月十五日よりはそれ迄勞働票所持者に限り一人五〇圓以內の範圍に於て對華北送金を認めてゐたのを一律に許可制に改正し、これにより貿易外支拂超過の大部分を占める出稼勞働者送金の制限を實施した。かかる出稼勞働者に對する送金持歸金の嚴重な制限的措置は直ちに出稼勞働者の動きに影響を與へずにはゐなかつた。

即ち例年歸還時期に非ざる七月に於て左記の如く歸還者の增加傾向を見たのも其の一つの現れである。

自昭和十五年四月至〃年七月山海關經由離滿勞働者數調

月別	計	一日平均	六月	七月	計
四月	一六、一三四	五二八	二一、七八四	七二六	
五月	二〇、一四九	六五九	三八、六七三	一、二六〇	
			九六、七四〇		

〔備考〕滿洲勞工協會山海關支部調

更に爲替管理强化前後に於ける勞働者離滿理由調査を對照せしめて其の間の事情を瞭然ならしめやう。

第一四七表　滿洲國爲替管理强化前後に於ける山海關離滿勞働者離滿理由調

離滿理由 ＼ 調査月	昭和十五年自六月十三日至六月二十三日調査 員數	昭和十五年自七月一日至八月一六日調査 員數
爲替管理强化による送金困難を見越して。滿洲國民籍法及國兵法實施により將來の歸國困難を豫想して	—	四三五
家族に面接及展墓	—	二六
家事整理	四〇〇	三〇三
家族呼ひ寄せ	四四	三八
病氣	五七	—
收入少きため	四九	一〇三
解雇	五七	二五
在滿家族の送り屆	四一	二八
商用	七八	三三
營業不振	一二	—
轉職	二〇	—
老衰のため	四〇	—
其の他	二	—
計	—	一〇
	八〇〇	—

離滿理由 ＼ 調査月	昭和十五年自六月十三日至六月二十三日調査 %	昭和十五年自七月一日至八月一六日調査 %
爲替管理强化による送金困難を見越して。滿洲國民籍法及國兵法實施により將來の歸國困難を豫想して	—	四三・五
家族に面接及展墓	—	二・六
家事整理	五〇・〇	三〇・三
家族呼ひ寄せ	六・〇	三・八
病氣	七・一	—
收入少きため	六・〇	一〇・二
解雇	七・〇	二・五
在滿家族の送り屆	五・〇	—
商用	九・八	二・八
營業不振	一・五	三・三
轉職	二・五	—
老衰のため	五・〇	—
其の他	〇・二	—
計	—	一・〇
	一〇〇・〇	—

〔備考〕一　滿洲勞工協會山海關出張所調査
二　若干疑問の點あるも原表の儘とす

四　對滿勞働移動に伴ふ國際收支受取勘定超過の華北イレフレーション助長の問題。

本項に付ては第四表「滿支間勞働移動に伴ふ經濟的諸問題」に於て之が分析を行ふこととする。

第三節　滿支勞働移動の性格

滿支間勞働移動の性格を分析するとき次の如き特徴を見出す。

一　對滿勞働移動は華北、滿洲間の人口水準運動である。

二　對滿勞働移動は華北農民が生活の窮乏破綻より餘儀なくせられる自己救濟活動である。

三　對滿勞働移動は滿洲の對華北勞働力依存性の具現化である。

四　對滿勞働移動は華北側の農民離村强制事情及滿洲側誘引力の强弱に因つて年により又地域的に變動がある。

五　對滿勞働移動の主流は出稼移民である。

以下各項を追て之が若干の說明を加へやう。

一　對滿勞働移動は華北、滿洲間の人口水準運動である。

華北の相對的人口過剩は相當古くから現はれたが、之に對して滿洲は人口稀薄、而も地理的に近接せる爲華北漢民族の滿洲移動は非常な勢ひを以て發展した。今日四千萬と稱せられる滿洲國人口の殆ど大部分のものが漢民族系であることは既に周知の事實である。試みに現在の人口密度の比較を見れば次の通りである。

華北	山東省　二〇七・一	河北省　一九四・九	
滿洲	二八・〇		

備考　華北は民國二十四年「中華民國統計提要」發表數字、滿洲は昭和十三年度の調査數字とす。

更に滿洲の人口發展を見ると次の如くである。

第一四八表　舊東三省漢人人口增加表（單位千人）

日本年次	西紀	奉天省	吉林省	黑龍江省	合計	增加數	指數
明治四〇年	一九〇七	一〇、六〇七	四、四一六	一、七三五	一六、七八八	—	一〇〇
大正　六年	一九一七	一二、一四一	五、九九三	二、七三三	三、〇六六	四、二八八	一二六
昭和　二年	一九二七	一四、三三三	八、一三四	四、三三七	二六、七八三	五、七一七	一六〇
昭和　六年	一九三一	一五、三三九	九、三二六	五、三二四	二九、九九九	三、二一六	一八〇

備考　「滿洲經濟年報」一九三三年版滿鐵經濟調査會一〇六頁

即ち右の四半世紀間に於て一千三百餘萬人即ち七割八分の增加を示してゐる。斯かる急激な人口增加の中自然增加と移民の流入增加の割合は高久肇氏（「滿洲鐵道の發達と人口に就ての考察」「滿鐵調査時報」九の三、一二八頁）の推定に依れば自然增加五八％、流入增加四二％となつてゐる（註）

註　前掲滿洲經濟年報一〇六頁

更に滿支間勞働移動統計に依り大正十四年より昭和十四年迄十五箇年間の移動數字を見ると入滿數合計九三四萬人其の中歸還數五四八萬人、殘留數三八七萬人即ち十五箇年間の入滿數に對する殘留率は四一・五％を示してゐる（註）

註　昭和八年迄は滿鐵經濟調査會統計、以後は大東公司及滿洲勞工協會發表統計に依る。

即ち以上に依て納得出來る如く對滿勞働移動の一つの基本的な性格は人口過剩地より稀薄地へ流動する大きな人口水準運動であると謂へる。

二　對滿勞働移動は華北（主として山東、河北）農民が生活の窮乏破綻から餘儀なくせられる自己救濟活動である。

華北農村の崩壞過程及農民の離村事情に付ては既に第二章第四節に於て之を見た、即ち山東、河北農民生活の宿命的な窮迫及天災人禍に基く最後決定的な生活破綻は、農民の離村流動の基本的な動因である。夫れ等の離村者は華北の都市產業の未發達の爲、都市には殆ど吸收せられずして餘儀なく生存の途を國外に求めなければならない。斯くて地理歷史的に關係の繫る滿洲への流動現象を生じ、又滿洲側の勞働吸引力の增大に依て夫れが活潑化する。詰り華北勞働力の對滿勞働移動は華北側の事情のみから之を見るとき、夫れは山東・河北農民が生存への途を求めて流動する不可避的な現象であると謂へる。

從て彼等の生活に對する効果的な救濟が行はるゝことなくして、只其の流動現象のみを抑止せむとする政策が樹てられることがありとすれば、夫れは華北農民大衆に對する最苛烈な壓迫であり、彼等をして絕望的な對抗手段たる暴亂、匪徒化への途に追ひ込み、政治と農民との正面抗爭を誘致せむとする外の何ものでもない。

三　對滿勞働移動は滿洲の對華北勞働力依存性の具現化である。

滿洲の社會的、經濟的發展は華北よりの人口流入增加を基礎として進展した。最近の滿洲生產開發五箇年計畫乃至は北邊振興工作或は又國土計畫の遂行にしても其の所要勞働力を華北への依存なくして達成は未だ絕對に不可能である。

昭和十三年滿洲の生產開發修正計畫の實施以降、急激に膨脹した對滿勞働流動現象は、寧ろ滿洲側の勞働需要の吸引力に支配されて居ると謂ふも敢て不當ではない。從て最近に於ける對滿勞働移動が他の何等かの政策的必要から阻止せられ、或は不可避的な原因に依て停減を見ることが如き場合ありとすれば、それは直ちに滿洲の國防產業計畫への支障となり、延いては日滿支生產力擴充計畫の齟齬となることを知らねばならない。

四　對滿勞働移動は華北側の農民離村强制事情及滿洲側の誘引力の强弱に因て年に依り又地域的に變動がある。

前項に述べた如く華北勞働力の對滿勞働移動は、山東、河北農民の餘儀なき自己救濟活動現象である。故に農民生活の壓迫・破綻原因の强弱・大小の程度に應じて移動に影響があるのは當然である。例へば前年の秋の收穫が良好で市況も有利であつた、今年も亦播種期前後に水害旱害等の天災なく著しい人禍も蒙らなかつたと謂ふが如き地方は當然其の年農民の流動現象は減退する。夫れが市場作物地帶であれば、市場作物の作柄及價格に重大な關係が

あり。芝罘龍口等の海岸地方であれば水産物の漁獲及市況如何が其の地方海岸よりの出稼現象を著しく規定する。又既に述べた如く北支は由來食糧不足地域であり小麥粉の外農民食糧である雜穀の多量を外國―特に滿洲國―より年々輸入しなければならない關係にあるが、之が供給量及價格の如何は、直に農民生活に影響し、若し供給量の不足、價格の暴騰があれば移動現象は必然的に增大する。

以上は華北側からの移動の增減要因であるが、移動が滿洲に向つて極めて自然的に行はれる所以のものは、畢竟ずるに、滿洲が農民の自己救濟目的を充分達せしめる條件を供して之を誘引して居るからに外ならぬ。從て又滿洲が其の誘引條件を强力化すればする程移流現象は活潑化し、反對に誘引條件を喪失或は低下すれば移流現象は直に低減への影響を受ける。卽ち滿洲の勞働賃銀其の他勞働者生活條件の華北に對する優位性の向上、華北に對する積極的募集力の强化（前貸金の增大其の他條件の優位化を伴ふ）は、必要的に移動增大への作用を爲し、滿洲に於ける戰爭、事變、騷亂の勃發、病疫の流行等は誘引力喪失の大なる原因であり、其の他出稼勞働者に對する送金、持歸金の制限、入國手續の煩鎖、凡ゆる好ましからぬ宣傳等は、皆移動を低減せしめる原因となる。以上のことは對滿勞働移動の見透しを樹てる場合の一つの重要な要素を爲す。

五　對滿勞働移動の主流は出稼移民である。

對滿勞働移動は滿洲の資本主義的經營の發展に伴ひ量的に著しい躍進をなしたが、同時に質的にも農業殖民より出稼勞働的性格への轉化を行つた。斯かる出稼的性格は農民の鄕土に對する斷ち切り難い執著觀念や、近代的交通機關の發達に依る滿支間交通距離の短縮、更に又滿洲側の資本主義的勞働需要の性質其のものから自然發生的に生起發展を見た。

後者の具體的な例は季節的農繁期雇傭勞働の大量需要、其の他土木建築業、窯業、柞蠶工業、林業等に於ける勞働力需要の季節的制約が夫れである。それ等の勞働者は林業の逆現象を除いて、冬期間中概ね就勞の機會から放出されるが、之等が他種産業への融通性は各々の經驗、環境に依つて培はれる性情、能力の適應性によりて他産業に對する不適性を生じ、例へば土建勞働者を冬期間中鑛山勞働に融通使役すると謂ふが如きことは、使用者の側からも又勞働者の側からも餘り歡迎されてゐない。斯くて彼等は企業の性質其のものから歸還を餘儀なくされる事情を有つが、事實は又勞働者自身の家庭的事情（註）鄕土への執著、舊正は故鄕にて越年する慣習等から最初より一時的出稼目的を以て渡滿するものが多いのであり、當初より永住的目的を以て家族を同伴し渡滿するものは每年の移動中比較的尠いのである。（註）

左記各表はそれ等の出稼的性格を證する指標である。

（イ）　入滿勞働者の滯滿期間

滿支勞働移動統計の歸還率よりみて其の年入滿者の四〇％乃至五〇％が其の年歸還するかの如き誤診を往々犯し易いが、事實は其の年入滿者の其の年の歸還率は遙かに低く通例二〇％內外と見られてゐる。而して最も多いのが三年前後の滯滿者である。

第一四九表　歸還勞働者滯滿期間調

滯滿期間	昭和十二年 員數	昭和十二年 %	昭和十三年 員數	昭和十三年 %
一年未滿	三四、一九七	三三・二〇	七〇、三六七	二七・八三
一年以上	一五、五六九	六・〇一	一八、五六五	七・三五
二年以上	二〇、一〇六	七・九九	二〇、六二六	八・一六
三年以上	五〇、四四七	一九・四七	二七、五二四	一〇・八九
四年以上	四八、八六六	一八・八六	三二、一四三	一二・二一

滯滿期間	昭和十二年 員數	昭和十二年 %	昭和十三年 員數	昭和十三年 %
五年以上	五三、六二八	二〇・七〇	六五、四七五	二五・九〇
十年以上	三一、三三九	八・一九	一三八、八七	五・四九
二十年以上	七、二九一	二・八二	三、八九八	一・二七
不明	七、一五五	二・七六	—	—
計	二五七、〇九八	100	二五二、七九五	100

備考　大東公司統計年報昭和十二年度及十三年度に據る。

左記は勞動者出稼時に於ける滯滿年限に對する希望である。

第一五〇表　出稼勞働者歸還豫定期調

滿洲勞工協會濟南支部
調査期間　昭和十五年四年至六月

別	人員	%
二年	七八	六・二
三年	九五三	七六・二
四年	九三	七・四
五年	一〇二	八・二
六年以上	二四	二・〇
計	一、二五〇	一〇〇

（ロ）渡滿勞働者の家族關係

次表に見らるゝ如く一家の責任者たる戸主、長男の比率が壓倒的に高い。之は農村生活の窮乏を語ると同時に一家の責任者なるが故に或る期間内には歸鄉家事處理に當る必要あることを示す。

第一五一表　渡滿勞働者家族關係調

調査地

續柄	青島 人員	青島 %	濟南 人員	濟南 %	德縣 人員	德縣 %
戸主	一五五	三	五六九	四六	三五	五
長男	一五〇	三〇	四七	三四	三五	三四
次男	九五	一九	一六	一四	七	一〇
三男以下	一〇	二〇	七六	六	四	六
計	五〇〇	一〇〇	一、二五〇	一〇〇	七一	一〇〇

備考　青島　昭和十一年中大東公司青島支店調
濟南　昭和十五年三、四、五月中滿洲勞工協會濟南支部調
德縣　昭和十五年三月中德縣公署調

（八）渡滿回數別

冀東地區、滄鹽地區、魯東地區の如き從來より渡滿勞働者數の多く見らるる地方では二回以上の經驗者、所謂舊客が新客（初回者）に對して壓倒的優位である。然し昨年度來滿洲勞働需要の激增に依る新規地盤の開拓必要及天災人禍の影響等は、地域的に新客の比率を著しく高めて居る。

第一五二表　渡滿勞働者渡滿回數別調査

A

回數	人數	%
初回	一〇八	一一・六
二回	二〇七	四一・四
三回	一一七	一三・四
四回以上	六八	一三・六
計	五〇〇	一〇〇・〇

備考　一、大東公司青島事務所昭和十二年度調査
二、最高一〇回以上者一名を含む

B

回數	人員	%
初回	一、〇〇三	八〇・三
二回	一九三	一五・四
三回以上	五四	四・三
計	一、二五〇	一〇〇・〇

備考　一、滿洲勞工協會濟南支部調査
自昭和十五年四月至六月
二、兗州地區の水害及武定道地區の旱魃の影響を多分に含む。

（二）家族同伴者、單身者の別

全入滿數中家族同伴者の比率は近年の平均に於て大體四%强であつたが、昭和十五年度は大水災、旱魃或は戰爭の影響から一家を擧げての滿洲への避難者が幾分增加を示した。家族同伴者必ずしも定著者ではないが、永住移民の多くは家族帶同者であり、他の單身者の大部分は出稼勞働者であると解して大なる誤りはない。

第一五三表　入滿査證人員の同伴者と單獨者の比

年度	單獨者	家族同伴者	計
昭和一一	三四、〇五五	一六、〇七四	三六四、一九九
〃一一	九五・六%	四・四%	一〇〇%
〃一二	三三、〇一七	一〇、六六二	三三、六六九
	九六・七%	三・三%	一〇〇%
〃一三	四七、一四〇	三一、五四六	四〇一、六八六
	九五・五%	四・五%	一〇〇%

備考　大東公司統計年報昭和一一、一二、一三年度に據る

第一五四表　昭和十五年上半期山海關及天津査證者の家族帶同者と單獨者の比

査證地	査證人員(1)	單獨者(2)	家族帶同者(3)	2の1に對する比
山海關	一三、一〇二	一〇九、四三	三、六六八	一七・〇%
天津	四〇、六六一	四三、五八六	三五、〇三三	五七%

備考　滿洲勞工協會、山海關及天津支部調査

（ホ）出稼持歸金の使途

希望と實際とは常に一致し難く次の調査は出稼出

發時に於ける希望であるが故に、必ずしも實際を現したものではないが、此れに依つて彼等の出稼目的を可成り明瞭に把握することが出來る。

第一五五表　出稼持歸金使途の希望豫定（イ）

使途に對する希望	人員	%
畑地を買ひたし	一、〇二七	八二・一
穀物買入其の他生活補助に使用す	一五四	一三・三
負債返却	五六	四・五
入質の土地を回復	八	・六
嫁を貰ふ	五	・四
計	一、二五〇	100

備考　滿洲勞工協會濟南支部調査
調査期間　自昭和十五年四月至六月
人員　一、二五〇名

（イ）　對滿勞働移動の季節的特徴

既述の滿洲勞働需要の季節的性質及舊正を故鄉にて越年し度いと願ふ華北農民の慣習から自然に勞働移動に季節的な特徴が現はれる。

例年入滿は舊正明け一休みして二月下旬頃より漸次勢ひを强め、三月より五月末迄位を旺盛期とする。就中三月中旬より四月中旬頃迄約一箇月間が最絶頂であり、鐵道驛、埠頭への渡滿勞働者の殺到は例年物凄い許りの狀景を呈する。從て輸送力不足の問題は此の期間に限つて惹起される譯である。七、八月以降になると著しく減勢し、十一月以降からは寧ろ歸還の時期となる。尙昨年度以降滿洲の大量勞働需要の關係から募集が競爭的に行はれ舊正明け早々より移助が活潑を呈して居るが寒氣が尙充分に緩和を見ない中の輸送は海路、陸路共其の取扱上の事情もあり、寒冷の爲の病人を生ぜしめ易く失敗の例が比較的尠くない。

左に昭和十二年以降十四年迄三箇年の入離滿月別比率を示す。

第一五六表　入滿勞働者數月別比率

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
昭和十二年	三・九	五・二	二八・四	二五・六	二・三	三・三	七・八	四・四	二・三	一・三	四・〇	一〇〇・〇〇	
累計	！	！	八・〇五	三六・四五	六一・五三	六七・〇三	七四・九五	八三・〇五	八七・七三	八八・〇五	九二・九五	一〇〇・〇〇	

第一五七表　離滿勞働者數月別比率

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
昭和十二年	一八・三五	八・七	一一・七五	九・八四	九・七〇	五・四	六・三四	六・四四	七・九七	八・四七	六・三七	一〇〇・〇〇	
累計	！	二六・八二	二六・七七	四六・四一	五六・二一	六七・三三	七九・七三	八三・〇五	八九・〇四	九〇・九四	九〇・〇六	一〇〇・〇〇	
昭和十三年	八・九〇	六・五六	八・三〇	五・九三	六・〇九	七・一九	五・四五	五・四〇	七・四四	三・一七	三・〇七	一〇〇・〇〇	
累計	！	一五・四六	二三・七六	二九・六九	三五・七八	四二・九七	四八・四七	五三・二七	六〇・七六	六三・九三	！	！	
昭和十四年	一一・六五	四・六八	四・六四	五・〇五	五・二四	六・一〇	五・四一	四・八〇	四・四一	七・一一	二・七四	一〇〇・〇〇	
累計	！	一六・三五	二〇・九七	二六・〇二	三一・二六	三七・四六	四二・九七	四七・七七	五二・一八	五九・二九	七七・〇三	！	
實數 十二年	四七・三〇二	三三・三〇	四六・四〇	二五・四二	二五・四四	二五・四八	四二・九七	四六・四七	五三・二九	六六・七六	二二・四一	二九・〇九八	
實數 十三年	三三・五〇一	一六・五六	二一・〇〇三	一四・九五	一五・三九	一八・一七	二三・八九五	二三・七六八	二三・六四三	一八・八〇五	二〇・七六八	二四・二七九	
實數 十四年	四五・五六〇	一八・三一〇	一八・一六〇	一九・七四一	二〇・八八〇	二四・二四六	二一・〇九四	一八・七〇	一七・二三三	二七・七五三	四六・八〇一	一〇九・二六九	三九〇・九六七

（ロ）　入離滿徑路別流動比率の略一定化

數字其のものが直に移動の出稼的性格を示す理ではないが、出稼勞働者の出身地及就勞地等の關係から毎年の入離滿徑路の流動比率も略一定を見て居る。

第一五八表　入滿徑路別比率

	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
大連	三四・八六	三六・一五	三五・二九
營口	一三・四六	一四・八〇	一〇・七〇
安東	二・八九	二・七四	一・七一
山海關	三七・〇九	四〇・四九	四九・八三
古北口	五八	一・三〇	一・八八
喜峰口	九二	四二	一六
冷口	二〇	二〇	二六
計	100・00	100・00	100・00
	三三、六六九	四六、三三六	九五、六六九

備考　大東公司年報より作成す。

第四節　團體募集の方式及募集費

華北に於ける國外勞働需要者の募集方式は、

一　企業者自ら直接募集を行ふもの

二　周旋業者其の他公的機關に委託して募集を行ふもの

三　統制募集

の三方法が擧げられる。

一　企業者の直接募集

企業者の直接募集方式には現地に募集事務所を常置し、絶えず募集に從事するもの或は季節的、臨時的に募集事務所を開設乃至單に係員を派遣せしむる程度のもの等の別がある。前者の代表は炭礦業者其の他の重工業關係企業者であり、後者を代表するものは土建業者の募集である。

常設的募集事務所を設置せる會社の募集

事變後華北に常設的募集事務所を設置せる會社は次の通りである。

會社名	事務所設置箇所
滿洲炭礦株式會社	天津、青島、濟南、山海關
滿鐵撫順炭礦	北京、濟南
東邊道開發株式會社	天津、青島、山海關
滿洲產金株式會社	青島
滿洲土地開發株式會社	天津、青島
株式會社昭和製鋼所	天津
本溪湖煤鐵公司	濟南
大同炭礦株式會社	北京

之等各社募集事務所の成績如何は、直接各社の增產計畫の遂行に影響し、且其の募集費用の高低は生產コストに係る所大である爲、各社共之には練達の係員を派遣し、監督機關との折衝、募集地盤の開拓保持、募集費の節約、輸送日數の短縮、勞働者の銓衡、移動逃亡の防止等に最善の努力を注いで居る。然し一般に會社或は把頭に對する地方農民の信賴の程度、募集地及最前線募集人の適不適、募集條件、就勞地事情等に依つて其の成績は左右せられる。概して會社の沿革が古く、會社及把頭の信賴が募集地方で厚い會社の募集は成績が良好であり、創立日淺く未だ募集地盤

第一五九表　關滿徑路別比率

	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
大連	三七・六四	四四・六三	四〇・七三
營口	六・三九	七・〇五	一・三五
安東	五・四四	三・〇九	一・九七
山海關	四九・四一	四二・九七	五四・六〇
古北口	三一	二・〇〇	一・〇九
喜峰口	六六	二〇	〇・〇三
冷口	〇五	〇六	〇・〇五
計	100・00	100・00	100・00
	二五九、〇九三	二五二、七九五	二九〇、九七〇

が確立されて居ない如き會社の募集には非常な困難が伴はれてゐる。

左に常設的募集事務所を設置せる會社の代表として滿鐵撫順炭礦及滿洲炭礦株式會社の華北に於ける募集方法及之が募集費の狀態を記述しやう。

(1)　滿鐵撫順炭礦の募集

滿鐵撫順炭礦は古く明治年末、既に芝罘に招工所を設けて勞働者募集に當つた經驗を持つ。之恐らく滿洲企業者の華北に於ける募集事務所設置の最初であらう。其の後日獨戰後には之を廢して、青島・天津に招工所を新に開設、當時の北京國務院僑工事務局の特許を得て大規模に華北勞働力の募集に從事した。當時の手續としては毎年初頭豫定募集員數及募集地方明細書を奉天省長を經て前記僑工事務局及外交部に提出、更に其の寫を北京日本公使館に提出し、愈募集着手に當つては其の都度募集者の氏名、募集地方、募集員數を炭礦より北京分使館を經由して僑工事務局に通知、僑工事務局は必要な訓令を當該地方の官憲に發し、取締と共に便宜を供與してゐた。當時の募集費は、大正九年の調査に於て撫順炭礦着迄一人當七圓八七錢(但し養家費―前貸金を除く)であつたと記錄せられてゐる。又青島出張所の大正八年の成績では直接募集人(招工副頭)一人平均募集人員は一五人餘、採用人員中炭礦着後滿工數(三十日勤續)に達せるものは六〇%乃至六五%の成績であつたと謂ふ。(註)

註　滿鐵總裁室人事課「南滿洲に於ける支那勞働者募集及移動概況」昭和四年六月　二一頁乃至二六頁參照

現在の募集狀況は次の通りである。

イ　募集事務所の設置

招工事務所　濟南、北京

連絡所　青島、滄縣、唐山、邯鄲

其の他必要箇所に隨時出張員を派遣す。

ロ　募集人員

昭和十四年度　山東のみにて約三萬人を募集す。

昭和十五年度　募集人員及豫定募集費額は次の通

省別	募集人員	募集費	一人當募集費
山東省	一五,〇〇〇	六九〇,〇〇〇	四六圓
河北省	六,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	三五圓
計	二一,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	四二・八六

ハ　募集方法

1　募集地盤の選定

從來の方針に據ると左記條件を具備した地方を以て有望地盤と爲してゐる。

一　小把頭二名又は採炭華工一〇〇名以上の出身地なること

二　輸送費が比較的低廉なること

三　將來地盤開拓の見込あること

(註)　滿鐵總裁室人事課「南拐資料」一三頁

現在の主要地盤は山東地區にては德縣背後地、濟寧背後地、荷澤、鄆城地方であり、河北省では京漢線邯鄲地方であるが、募集の比較的有利なる地方に對しては各社の競爭甚だしく一般に供給力逼迫化の傾向にある爲、更に新規地盤開拓の必要に迫られてゐる。

2　募集人の選定及派遣

從來は主として把頭乃至小把頭級のもので鄉里に信望ある者を招工者又は招工副頭として其の鄉里に派遣し募集せしめてゐたが、最近は寧ろ採炭工人の成績優良なるものを順次多數に歸鄉せしめて、親戚知人中より成るべく短期間に小人數でも誘引せしむると謂ふ方法が採られて居る。現在濟南事務所所屬把頭及帮忙（工人の募集者）派遣數は四四〇人（七月中旬現在）北京事務所所屬は一三〇名であり之等の一人平均募集人員は標準五名、實績二名の程度にある。

3　募集費支出方法

昭和十五年六月規定改正前の派遣募集人に對する手當の支出は、出張旅費として一日大把頭四圓、小把頭及常傭三圓が支給され、其の他に奬勵金として募集人員一人に付三圓以內を支給し得る定めであつた。然し右の規定は募集成績の如何に不拘旅費の支給がある爲、自然募集に對し熱心ならざる弊が認められた爲、本年六月以降次の如く改正された。

即ち所屬募集事務所への往復日數以外は出張旅費の時間給制度を廢し、募集人員一人當りの手當とし、狀況に應し、募集人員一人に付三圓以內の奬勵金を之に附加することを得ることとした。例へば小把頭常傭工が一〇人を募集したる場合の支給金は次の通である。

三圓×一〇＝三〇圓……募集手當
一・五〇×一〇＝一五圓……奬勵金
計　四五圓

備考　奬勵金は競爭事情其の他募集地の狀況に應じて三圓迄の限度にて支給することを得るが普通一・五〇圓程度が支給せられる。

右は日數の長短如何に拘はらず支給される。即ち日數に對し成績良好なるものは其の利得分が多くなるが、成績不良の者は寧ろ損失となる場合もあり、從て各自は熱心に募集に從事することとなる。尙右の手當の外會社の負擔費は募集人の旅費、自動車運賃及募集人員に對する輸送費、滯在費、食事給與費、事務所經費其の他の雜費である。募集人の滯在及食事費は凡て募集人が手當中より自辦しなければならない。募集現地より募集事務所迄の輸送日數竝諸掛經費に於て募集者は不當の請求を爲し易きを以て濟南事務所では之を八日以內の制限を置き、且一日滯在及食事費に關しては精査の上各地單價を別表の如く一定して居る。尙ほ濟南到着被募集人員の輸送は、之れ迄一〇〇名乃至二〇〇名程度迄集るを待つて纏めて出發せしめて居たが、徒らに滯在費を增嵩せしむる弊ある爲、最近では二〇名に達すれば直ちに最小限の團體扱を受けて之を青島に輸送して居る。此の方が寧ろ途中の逃亡引拔も防止せられて經費の節減が得られると謂ふ。

第一六〇表　被募集者途中滯在及食事費單價表（昭和十五年七月）

地方別	主食物	一斤單價	一日分（三斤）	宿泊料	合計	地方別	主食物	一斤單價	一日分（三斤）	宿泊料	合計
青島	饅頭	·三四	一·〇三	一·三四	一·七	張店	饅頭	·二八	一·二四	·二〇	一·三四
濟南	〃	·二〇	·二〇	·二五	一·四五	博山	〃	·二六	一·〇八	·二〇	一·二八
濟寧	〃	·二〇	·二〇	·二五	一·〇〇	德縣	〃	·二六	一·〇八	·二〇	一·二八
周村	〃	·二〇	·二〇	·二五	一·四五	東光	〃	·二〇	·二〇	·二〇	一·〇〇

備考　主食物一回一斤・一日二回食とす。
湯茶及時には若干の漬物を給するときあるも大體一日一圓限度を標準とす。
尙前貸金は五圓以內を內規に於て認めて居るが、斯かる程度の前貸金では殆ど實效なき爲實際には支出せられず、此の點に於て他會社との競爭に不利を招く場合があると謂はれて居る。

4　募集條件（昭和十五年度）

賃銀　採炭夫　露天堀　一・二〇圓　坑內堀　一・三〇圓

最低生活費（主食物費）四〇錢

5　募集費

昭和十四年度に於ては炭礦著迄一人平均三三圓を要したと見積られてゐるが、本年は諸經費の騰貴に依り約倍増を示してゐる。

第一六一表　撫順炭礦勞働者募集費精算一例

費目	金額	備考	費目	金額	備考
募集地間食費	二・六		船賃	四・八	青島大連間、同伴家族分を含む
青島宿泊	一・九		船中携帶食費	二・六四	
雜費	〇・三		計	三六・大	
手數料	一・八〇	把頭又は帮忙に支拂ふ			
輸送費	一・七	主として自動車貨又はバラ苦力の			
旅費	三・七五	汽車賃把頭用			
工作費	〇・七				
青島滯在中食費	二・五四				
青島滯在中宿料	〇・五〇				
査證料	一・五〇	査證一・〇〇、寫眞・三〇、コレラ、チブス、注射・二〇			
種痘費	九				
雜費	〇・五				

備考　一、昭和十五年六月濟南招工所取扱五六九名分一人當りとす。
二、經費は大連著迄の經費とす、但し膠濟鐵道運賃一人平均六圓は別途滿鐵より振替拂を爲し右支出經費中に含まず。
三、其の前月（五月）の一人當平均額は五四・三三圓であつた。今月の節減は募集經費支拂方法の改正及競爭緩和せる爲奬勵金（把頭手數料）を若干引下げたるに因る。
四、撫順炭礦調

(2)　滿洲炭礦會社の募集

滿洲炭礦會社最近の所要勞働者數は、逐年其の前年度の二倍増を以て進みつつあり、昭和十五年度の所要勞力は一五萬人、其の中半數を國內募集し、殘り半數七・五萬人を華北に於て募集の方針である。尙明年度（十六年度）の華北募集は一躍一五萬人の豫定にある。

昭和十五年度華北募集豫定人員は山東・河北省各四萬の目標を以て五月末迄に次表の如く雙方約五〇％の募集を了し、大體豫定の經過にはあるも、三、四月募集最盛期頃より爲替管理强化に因る募集資金の送金杜絶に會ひ、爾後資金缺乏の爲に著しく活動が阻害され、前途全く樂觀を許さざる狀態に遭遇した。

第一六二表　滿洲炭礦昭和十五年度自一月至五月募集成績

事務所別	一月	二月	三月	四月	五月	合計
天津	四、六二一	三、八二九	二、一二四	※一、二〇〇	一、〇六八	一二、八四二
山海關	※一、五〇〇	一、一八九	一、九九七	※一、〇〇〇	八二〇	六、五〇六
濟南	二、〇四四	三、三二二	五、七三二	※一、〇〇〇	一五〇	一二、二四八
青島	八三五	一、一〇〇	二、三八三	※八〇〇	一、二六一	六、三七九
合計	九、〇〇〇	九、四四〇	一二、二三六	※四、〇〇〇	三、二九九	三七、九七五

備考　※印は推定數字とす、從て事務所別合計數は假推定數とす
天津事務所は唐山、滄縣、北京、保定、天津の募集
青島事務所は坊子、張店、青島の募集
濟南事務所は德縣、濟南、濟寧の募集
山海關事務所は山海關一圓の募集

イ、募集方法

1　募集地盤の選定

選定方針は撫順炭礦と大同小異である。現在の募集地盤は冀東地區、滄鹽地區、濟寧地區其の他元撫順炭礦の有力地盤であつた膠縣卽墨地區等である。

2　募集人の選定及募集方法

山元把頭及現地養成把頭をして緣故募集を行はしむ。手當は傭員級のもの日額三・五〇圓、常役工二・五〇圓出張旅費の外、工人一人募集に付二・五〇圓の手數料が支給せらるる定めである。但し右募集手數料は把頭の再下請募集人に把頭より再支出せらるる場合が多い。

募集現地より募集事務所到著迄の食宿費は實費支拂のこととなつて居るが、之に對し把頭は實費以上の請求を行ひ不當に募集費が嵩む弊ある爲、事務所によつては食宿費を一人に付七圓位の打切費用とし、事務所到著後の滯在費は之を直轄支拂として居る。之に據れば把頭はなるべく早く工人を會社側に引渡すことに努め、募集現地より事務所著迄普通三日乃至五日を要して居たものが一日乃至二日にて足る狀態にある。

3　募集條件

一　賃銀收入

地方	最低	最高	備考
南滿	一・二〇圓	一・七〇圓	昭和十四年一月南滿採炭夫平均一・〇〇
東滿	一・四〇	二・五〇	密山炭礦
北滿	一・六〇	二・五〇	

熟練工に對しては右の出來高給最高額の收入を保證す。

二　生活費

南滿　六五錢乃至七〇錢　十四年四〇錢—五〇錢

北東滿　七〇錢乃至八〇錢　〃　五〇錢—六〇錢

但し主食物高粱、粟、麵粉、包米混食とす、白麵のみならば一人一日一圓を要す。

4　募集勞働者の質

最近の實績では未經驗者七〇—八〇%、有經驗者二〇—三〇%程度である。

單身者の移動率は昭和十四年度二八〇%、即ち一、〇〇〇人勞働力確保に對して二、八〇〇人を必要とせし狀態である爲、成るべく家庭持勞働者の募集に力を注いで居る。蓋し家族持ならば家族(一四、五歲以上の男子)を後山、選炭其の他の雜役に從事せしめて一家の收入を豐かならしめることも出來夫れでなくとも、移動が單身者の如く自由ではないからである。

尙之に對して家族持社宅は急ぎ增築中である。

5　募集費

昭和十四年度、募集費(昭和十四年一月青島事務所調)

大連著	一人二付	二一圓　但し家族を含めた費用の勞働者一人當平均
前貸金	〃	一・六〇圓

備考　一、募集中心地は濟南附近、人件費は本社勘定とす

二、當時の食物費

鍋餅一斤一八錢、一日二回量三斤、漬物一回三錢、即ち一回三〇錢、一日六〇錢

昭和十五年度の募集費

本年度炭礦著迄の一人當總募集費は南滿平均六〇圓、北滿平均一〇〇圓、總平均約七〇圓見當であり、昨年の一人當平均約三五圓に比し約二倍の騰貴である。

本年度募集費一例

第一六三表　滿洲炭礦採炭夫募集費一例

費目	員數	單價	金額	工人一人當り費用	摘要
募集地	灤縣湯子河				山海關迄　費用
募集期間	昭和一五、五、一三至五、二五				
汽車賃	工人三、六人小人三	一・八四	一〇・一三	三・三七	唐山—山海關
車馬賃		三・八六	三・三三	七・〇七	湯子河—唐山
滯在食費	三人分	・五〇	一一・〇〇		
途中食費	三人分	・四〇	八・八〇	六・六〇	
宿泊料	二人分	・二〇	四・四〇	一・四六	
査證料	—	—	—	—	（未計算）
手數料	三人	二・五〇	七・五〇	二・五〇	
工人前貸金	三人	一〇・〇〇	三〇・〇〇	一〇・〇〇	
雜費	—	—	・五三	・一七	
採用前食宿費及車馬賃	三人	三・五〇	一〇・五〇	三・五〇	
打切賃	—	—	—	—	（未計算）
所屬把頭旅費	—	—	—	—	
計	—	—	一〇四・〇七	三四・六七	

〔備考〕西安炭礦行勞働者募集費の一例とす

(3)　土建業者の募集

土木建築工事は通常期限附の請負仕事であり、而も僅少の例外を除いて結氷期間中工事の遂行は不可能となる爲、一年間の請負量は解氷期より結氷期迄の期間内に完遂されなければならぬ。其の工事期間は滿洲では七箇月乃至九箇月で北方に行く程期間が短くなる。一方滿洲に於ける土建勞働者の供給力は量質共に滿足な狀態になく、從て所要勞働力の大部分は募集費用の如何に不拘華北に期待しなければならぬ實情にある。其の募集は前述の如き工事の性質上、工事開始早々の短期間内に所要勞働人員の殆ど全部を用意しなければならず、而も其の成績如何は一箇年の請負工事を活かすか殺すかの極めて重大な關係にある。尙勞働者の質乃至熟練に付ては地域的に特徴があり、斯かる事情は勢ひ募集の一時的大量且集中現象を呈せしめる原因を爲す。以上の如くである爲に土建勞働者の募集競爭の熾烈さは、工場鑛山勞働者募集の比ではなく前貸金に對する協定違反、賃銀の競爭的値上、引拔爭奪等に付ての紛爭が常に起り勝ちである。

其所で滿洲土木建築業協會に於ては、昭和十五年度より其の弊を除去すべく劃期的な統制募集を實施するに至つたが、第一年の成績は未だ充分とは謂ひ得ないものがあつた模樣である。該統制は寧ろ需要者側の自治的統制と見るべきもので華北側自體の募集統制ではないが故に、企業者の直接募集として茲に取上げた所以である。左に其の規約要項を記す。

滄縣事務所に於ける募集費

滄州迄打切食宿費	七・〇〇	
自働車賃	二・〇〇	（鹽山　一・五〇　慶雲　二・二五　平均）
天津迄汽車賃	一・四四	（團體二割引）
滄縣食宿費	二・〇〇	（二日間）
前貸金	一〇・〇〇	
手數料	二・五〇	
計	二四・九四	

〔備考〕本社負擔事務所費並人件費を含まず。

食費及滯在費の標準

一日食費	濟南	・八〇圓　麵粉のみならば一圓
	青島	一・〇〇圓
	奥地	一・五〇圓
宿泊一泊	濟南	・二〇圓

〔備考〕昭和十五年七月濟南事務所調

滄縣に於ける事務所直轄拂給食及宿料

主食物	白麵、小米、豆粉の混合食	一回一斤半（四〇錢）二回三斤　一日八〇錢
宿料		一〇錢
計		九〇錢

第一章　總　則

第一條　全滿各事業に要する勞力は滿洲勞工協會を以て募集を統制せらるるに依り、業者所要の國外勞働者（河北、山東、中支其の他）は本協會に於て統制募集を爲し協會員各組に之を配給す

第二條　勞働者統制募集の趣旨左の如し

一　滿支兩國政府の國策的協定

二　募集地又は就勞地に於ける官憲取締上の要求

三　滿支各種産業別團體との募集協定

四　募集又は船車輸送の圓滑

五　募集費の統一、諸經費の節約

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

滿洲土建協會國外勞働者統制募集規定大綱　（康德七年一月十五日改正）

六　募集從事員(日本人又は苦力頭)素質の選定又は取締
七　募集勞働者の素質、健康又は思想上の注意選擇
八　國外勞働者の保護又は運用上の便宜
九　防共防諜及治安上の必要
一〇　爲替管理法の取締に對する募集費支出の正確

第三條　國外勞働者統制募集の爲協會に勞務部を設置し左の職員を置く部長一名、次長二名、事務員若干名、募集係員若干名

第四條　天津に勞務部出張所を設置し山海關、濟南、青島、芝罘、上海其の他必要の地に臨時出張所を設け募集班長又は從事員を置く

第五條至第八條……略

第二章　委員會

第九條至第十五條……略

第三章　勞働者募集

第十六條　各組所要の國外勞働者(河北、山東、中支其の他)は協會に於て統制募集を爲し配給するに依り各組は所要勞働者を一月二十五日迄に協會勞務部に申込むへし

但し募集に就ては勞務部に協力するものとす

第十七條　國外勞働者の募集期間を左の二期に分つ

第一期　二月初めより三月末に至る

第二期　四月一日より五月末に至る

第十八條　第一期募集數は委員會査定數の三分の二、第二期募集數は三分の一とす

但し勞動産地の都合に依り變更することあるへし

第十九條……略

第二十條　統制募集從事員は各組の最も經驗を有し信用確實なる日本人及有力なる苦力頭を必要に應し協會が臨時聘備す

第二十一條　各組募集從事員は日本人二名乃至三名、專屬苦力頭、使役勞働者一千人に對し一名の割合を以て協會に屆出るものとす

但し左記に該當する者は之を認めず

一　身體强健ならざるもの

二　素行又は思想の正しからざるもの
三　年齡二五歲未滿又は五〇歲以上のもの
四　支那語を辨ぜざるもの
五　實力信用又は住所不確實なるもの
六　請負業に何等經驗なきもの
七　ブローカー式又は搾取的苦力頭
八　他に營業を有し苦力頭として業務に不熱心なる者

前七、八號に該當する苦力頭は淘汰肅正を爲すものとす

第二十二條　募集從事員(日本人又は苦力頭)は本協會より滿洲勞工協會に報告し政府の許可を受くるものとす

第二十三條至第三十二條……略

第四章　勞働者配給方法

第三十三條　統制募集勞働者の割當及配給順位の決定資料として各組は左記書類を協會勞務部に提出すへし

一　繰越工事及新規決定工事に對する所要勞働者の種別、員數
二　三月末迄に決定すへき見込工事量に對する所要勞働者の種別、員數
三　所要勞働者の月割豫定表
四　勞働者運用又は配給に就ての希望

但し以上各項は一月二十五日迄に提出すへし

第三十四條　各組所要の勞働者配給は第十七條の期間内に第十八條の募集總數の割合に比例して配給す

但し從來の募集地たる滄州縣、鹽山縣、德縣又は山東地方の外に濟南、濟寧、徐州方面にて募集する場合を考慮し配給するものとす

第三十五條　募集勞働者の配給は前條に基き勞務部又は募集現地(天津、山海關、青島、芝罘、上海)の班長に於て決定し船車積込前各組に通知す

第三十六條　募集勞働者の配給は各組所要の半數は當該組より聘備せる募集從事員にて募集せるものを成るへく配給するも其の他は勞務部長又は募集班長の指示に從ふものとす

但し所要數少數の組に對しては此の限に在らず

第三十七條至第四十條……略

第五章　募集及徴收方法

第四十一條　募集費（輸送費、旅費を含む）及前貸金は委員會に於て査定せられたる限度内とす
但し現地の情勢に依り規定の募集費又は前貸金にて實行出來さる場合は勞務部長は各班長と協定し爾後委員長に報告するものとす

第四十二條　勞働者募集費は委員會の査定額に基き各組より左の方法に依り分納するものとす
募集に著手と同時に査定額の二割五分、募集總數の半數が募集地を出發したる時五割五歩、全部發送したる時九割、殘額は第四十三條の負擔額決定の上納入すへし

第四十三條　各組所要勞働者の募集費は前條の割合に依り豫納せしむるも、其の募集實費負擔を公平ならしむる爲、第十七條の第一期、第二期間に於ける募集費は募集産地の遠近に拘らす勞働者一人當り平均負擔を原則とす
但し募集終了後委員會に於て各組の負擔額を決定す

第四十四條至第四十五條……略

第六章　罰　則

第四十六條至第四十七條……略

第七章　附　則

第四十八條　全滿各地に於ける勞働賃銀は土木建築統制委員會に於て査定せる賃費を支拂ひ各種工事の單價も之に準するものとす

第十九條至第五十條……略

〔備考〕　條項省略は重要ならすと認めたるもの

本年度の滿洲土建協會統制募集の華北に於ける募集員數は、當初の豫定は三六萬人で其の募集資金の爲替許可は一、二〇〇萬圓であつたが、約二八萬人の送出に於て既に資金の枯渇を告けた。斯の如き一人當り募集資金の豫定超過は華北に於ける一般物價の暴騰も其の一原因ではあるが、本年度の統制募集が尚理想の如く行はれず、競爭に依る前貸金の協定額以上の支拂、其の他競爭的募集に基く浪費があつた點も其の理由である。

然し募集豫定員數に對する不足は、豫定工事量の減少、當初の見積過大等の理由に依つて實際にはさしたる支障を與へなかつた模樣である。

第一六四表　昭和十五年度上半期に於ける土建關係募集費一例

募集者	募集地	査證地	一人當募集費
岡組	鹽山地區	天津	四二・六三
〃	〃	〃	四七・三一
〃	濟南地區	〃	四七・三一
〃	濟寧地區	〃	五一・〇三
〃	邯鄲地區	〃	五一・五三
〃	膠濟地區	〃	四八・二〇
〃	〃	青島	三七・三三
福井高梨組	鹽山地區	天津	五六・〇〇
〃	濟南地區	〃	六一・〇三
〃	膠濟地區	濟南	四四・四〇
大倉組	全北支	天津	三九・七四

〔備考〕一　査證地發迄
二　滿洲勞工協會天津支部調
三　大倉組募集費の比較的少額なるは多年の地盤關係に依り前貸金、把頭手數料及募集日數の節減に依る
土建關係適正募集費推定

項目	金額	備考
募集地	鹽山縣	
募集期	昭和十五年三月	
就勞地	天津	
滯在費	三・六〇	二日食費@一・一〇、宿泊・二〇
鹽山滄縣間自動車賃	一・五五	華交自動車に依る
滄縣滯在費	三・八〇	三日食費@一・一〇、宿泊・二〇
滄縣天津間汽車賃	二・二六	三等二割引
車中食費	・三〇	一回分
天津滯在費	八・四〇	七日
把頭手數料	一・五〇	
査證科	一・四〇	査證一・〇〇、寫眞・三〇、注射・一〇
前貸金	二〇・〇〇	規定一〇・〇〇
天津奉天間汽車賃	九・四五	三等二割引
〃食費	一・五〇	五回、@・三〇
逃亡其の他損失頭割	一・二〇	
事務所經費	一・〇〇	
雜費	・五〇	
計	五五・五六	

一人平均募集費内容例　其の一（滿洲勞工協會天津支部調）

項目	金額	内容
募集者	岡組	
募集地	鹽山地區	
査證地	天津	
募集期	昭和十五年上半期	
募集地間滯在費	三・六〇	滯在日數三日@一・二〇
最寄驛間辨當代	一・二〇	〃　@・四〇
〃輸送費	・八〇	主として自動車運賃
最寄驛査證地間食費	二・四〇	二日@一・二〇

〃　鐵道運賃　二・五〇　德縣滄縣間各驛より天津迄
天津滞在費　一六・八〇　滞在日數一四日@一・二〇
把頭手數料　一・五〇
逃亡及其の他損失頭割り　一・二〇　事務所費　四・三
査證料　一・四〇　査證料一・〇〇、寫眞〇・三〇、注射〇・一〇
前貸金　一〇・〇〇　合計　四・三

〔備考〕出廻最盛期三、四月中輸送力不足に依り滄縣に於て三日程度、天津に於て平均七日程度の滞留を見たと謂はれるも本計算に於ける天津滞在一四日は稍長きに失する感あり最長日數と見るべきである。

二、周旋業者其の他公的機關に依る委託募集

勞働需要の旺盛なる時期及場所に於て、營利的勞働周旋業者の簇生を見るのは、自由主義經濟に於ける必然である。

周旋業者の中には、相當大資本の會社組織のものもあるが、多くは個人ブローカーであり、法律上認可されない所謂「ボンビキ」の類も之に加はる。周旋業者は勞働の雇傭使役に對して何等の利害關係を有せず、其の周旋報酬は殆んど質に關係なく員數を基礎として支拂はれる實情にある爲、之を仲介として供給される勞働者は一般に其の質が劣惡であるのを免れ難く、モヒ患者等の勞働不適者、常習逃亡者が故意に混入されることさへ尠くない。又營利の追求と周旋人それ自身の素質の劣惡が誘拐的行爲、前貸金の不拂、宿泊料の踏倒し等凡ゆる僞瞞、犯罪行爲を生じ易く又其の營利的性質は募集費の昂騰を齎し易い。

所で斯かる營利周旋業者を利用する勞働需要者は、多くは新設諸會社或は募集經驗の淺い土建業者であり、又有經驗者と雖募集派遣係員の成績が不如意の場合、營利業者の周旋を受くる方が利益と爲す場合に於ては之が利用を行つて居る。

今最近の設立に係る大陸華工公司の內情を示せば次の如くである。

大陸華工公司
所在地　青島特別市曲阜路二四號
支店、出張所　天津支店(日租界蓬萊街三五)、新京支店(旭通九三)龍口、芝罘、大連(監部通)各出張所
設立　昭和十四年二月
組織　合資會社、代表者　增田英一
資本金　一〇萬圓
從業員　日人一五、支人一五計三〇人(支店、出張所を含む)
其の他臨時に下請募集人を委託す
事業目的　勞働者募集の受託請負、土木建築工事請負、勞働宿泊所の經營(未設)
事業概況　昭和十四年度に於て滿洲採金會社、本溪湖煤鐵公司、吉林ダム工事(大東公司)滿洲土建協會等と供給契約を締結す。同年契約員數の供給が華北に於て困難であつた所より順次南下して南京、杭州、上海地方の勞働者を募集供給せし所、一般に體格劣惡、就勞地に於て華北勞働者と融和せず、言語、食料習慣の相違等に依る使役上の不便等より苦情續出、其の中青島迄送還者は其の處置に就て又問題を釀す等中支苦力の供給は失敗であつたと見られて居る。

募集請負費　大體の標準を示せば次の通である

第一六五表　大陸華工公司募集請負費

項目	別	昭和十四年度	昭和十五年度	摘要
濟南渡		一五・〇〇	二〇・〇〇	前貸金を含まざる請負費
汽車賃		四・七二	四・七二	濟南—青島五・九〇二割引
宿泊費		一・二〇	一・六〇	八日間分
食費		四・五〇	七・〇〇	一〇日間分
査證料		一・五五	一・五五	査證一・〇〇、寫眞〇・三〇、注射〇・一〇、證票入〇・一〇、代書〇・〇五
汽船賃		四・〇〇	四・〇〇	青島—大連四等
監督費		〇・七〇	一・〇〇	輸送監督費
逃亡損失頭割		三・〇〇	五・〇〇	逃亡率二五—二〇%
計		三四・六七	四四・八七	
公司手數料		四・〇〇	五・〇〇	
合計		三八・六七	四九・八七	
別途需要者負擔前貸金		五・〇〇	一〇・〇〇	
總計		四三・六七	五九・八七	

〔備考〕中支苦力輸入の場合は、上海—青島間汽船賃五圓、途中食費等を加へて八圓乃至一〇圓を以上に追加す

右の如く比較的大資本の仲介業者と雖、其の營利性が免角弊害を齎し易い。其の他の群小周旋人の營利行爲に伴ふ弊害は勿論のことであるが、斯る弊害の發生は一面に於て公益的勞働機關の發達を促進せしめる原因ともなつてゐる。

華北に於ては未だ公設の無料勞働紹介機關の發達は見られないが、新民會の勞働機關が其の組織網を利用して實費募集の委託に應じ、其の他縣公署長が時に募集に協力を與ふることがある。滿洲勞工協會國外部の實費募集の受託、青島、軍特務機關の慫慂斡旋に依り設立された青島の山東勞工福利局の活動も亦公益的なものとして認められるであらう。

然し一般に夫れが官僚的乃至準官僚的色彩が濃厚となると、華北民衆の官僚に對する恐怖、反感、不信賴の傳統的思想の爲、好成績は擧げ難い實情にある。

左に新民會の勞働機關其他公益的機關の內容を示す。

新民會勞工協會

所在地　北京市西長安街新民會首都指導部內

設立　昭和十三年六月十一日

組織　會員制度、勞働者及正會員とし其の他維持會員、賛助會員、協賛助會員、名譽會員、を置く內部機構、庶務課、企劃課、指導課、厚生課、會計課

經費財源　會員會費（正會員一日收得賃銀の一〇%、入蒙勞働者査證料、新民會補助金）

役員　會長　北京特別市長　余晋供
副會長　鈴木善作、理事長　久保鐵夫

從業員　日人六、華人二四、計三〇

設立目的　勞働者の保護救濟、產業界への勞働力供給、新民主義に依る勞働思想の涵養

事業　會員勞働者の登錄、勞働力供給斡旋及募集、勞働者の訓練、共濟慰藉、失業救濟、勞働宿泊所の經營等
昭和十五年七月蒙疆勞働統制委員會との間に協定成立、入蒙勞働者の査證、同身元證明書の發給、募集供給の斡旋等の事業を引受く、査證手數料一人に付八五錢（寫眞代等三五錢を含む）
昭和十四年度蒙疆勞働統制委員會を通して業者より募集を委託さる。之が募集供給費用精算額は一人當二七圓（斡旋手數料三圓を含む）に當れり。
昭和十四年度下半期入蒙勞働者數は四五、五〇〇人、其の中新民會査證發給數は四、〇〇〇人に過ぎず第一年度は試驗的經過に終つたが、第二年度以降に成績が期待されて居る。

募集引受の狀態

新民勞働協會

本部所在地　天津河北大經路一一〇號

設立　昭和十三年九月

組織　新民會天津都市指導部の勞働機關として生誕す。
內部機構、職業紹介部、調査對策部、組織指導部、經理部、勞働協會委員會、職業介紹委員會

役員　會長　天津特別市長　溫世珍
副會長　川島鐵太郎（滿洲勞工協會天津支部長）
主事　小山清藏

從事員　日人五、支人九、雜役三、計一七

設立使命　新民主義に依る勞働者の組織並指導、職業斡旋其の他勞働者の生活厚生を輔くる事業を行ふ。

事業　新民主義に依る分會組織、職業紹介、勞働市場の開設管理、勞働者の登錄、勞働募集の受託、直轄土木事業の經營、勞働關係調査、入蒙勞働者の査證、同身元證明書の發給並供給斡旋業務等（北京—新民會勞工協會と同し）

募集引受の狀態　昭和十四年度に於て滿洲吉林の京城土木、國際運輸、後半期蒙疆より土建業勞働者の募集依頼あり、蒙疆への供給勞働者に關しては使用者の賃銀未拂問題を生じ、之が解決に相當困難せる爲昭和十五年度に於ては受託募集を行はず、募集は業者に行はしめて之が監督及勞働者の保護並入蒙勞働者の査證のみを行ふこととしてゐる。

山東勞工福利局

本部所在地　青島特別市商河路三五號

支局　即墨及海州

設立　昭和十三年九月、青帮組織黃道會成立（會長除鐵山）其の活動機關として勞工福利局設置

基本金　別になく經費は手數料收入、事業收入、寄附金に據る。

代表者　石關繁次

從業員　日人一〇、支人二〇（支局を含む）

事業目的　自由勞働者の募集供給、低料勞働宿泊所及施療所の經營、滿洲及南洋移民の供給斡旋、人事法律相談其の他勞働保護事業

海州支局は海州六縣の陸上勞働者の統制を海軍より一任され、勞働力の需給調整、賃銀の公正確保、勞働者の宣撫事業に當りつつあり。

募集引受狀態　昭和十四年度東洋拓殖會社の南洋燐鑛山開發勞働者の募集供給を引受く、人員五、〇〇〇人、募集手數料一人に付三圓、募集勞働者の旅費一人に付二・五〇圓（遠近に不拘一律請負）第一回五〇〇人を供給したるのみにて解約す。

山東勞務公司

本部所在地　濟南市商埠地二大馬路緯五路六三號

設立認可　昭和十三年十月十九日

組織　日支合辦合資會社

資本金　一〇萬圓

代表者　宗像金吾

設立目的　山東省勞働者の需給調整、勞働募集費の低減、惡質募集、ブローカーの排除、滿洲向勞働者に對する身許證明の低料實施、其の他省内勞働者の福祉增進に貢獻する事業を行ふ、營利事業たる本質を有するも概ね公益的活動を目的とす

備考　本公司は右設立目的に見る公益的使命に對して山東特務機關より設立を認可されたるも昭和十五年二月山東省勞工協會設立の計畫が樹てられるに及ひ將來之に統合さるる豫定の下に省勞工協會設立準備委員として參劃、認可されたる事業に對しては殆と著手する所なく待機中に有り

三、統制募集

自由主義的募集競爭に附隨する凡有弊害に對しては、供給者華北側の立場からも亦、需要者滿蒙側の立場からも適當な統制對策が必要とされる。

即ち華北側としては勞働市場の混亂、賃銀の昂騰を防止し、又營利周旋業者の簇生に伴ふ社會的弊害發生を除去し、勞働力の涵養を圖る上に於て其の對策を必要とし、滿蒙側としては勞働力の圓滑なる供給確保、募集費の昂騰竝國内賃銀の騰貴防止の上から募集の統制を必要とする。

滿洲側の「中國勞働者募集竝使用に對する要綱」康德六年一月一三日は斯かる必要から出た滿洲側の對策であつた。其の要旨を示せば、

（一）、中國勞働者の募集は原則として團體（例へは滿洲土建協會）をして實施せしめ各業者の競爭を避けしめる。

（二）、中國勞働者の募集に關する行爲は民政部大臣、治安部大臣の監督の下に大東公司（現在滿洲勞工協會國外部）をして統制せしめる。

（三）、勞働者の需要者を以て勞働者募集の責任者とし勞働者の賃銀不拂、其の他勞働者の損害に對しては、直接勞働者を使用するもの（下請人）業者（需要者）統制團體の順序に之が補償の責任に任せしむ。

（四）、勞働者の賃銀より控除し得へき募集に關する費用は前貸金のみとし其の他の募集費即ち苦力頭の手數料勞働者の旅費、食費、査證料等一切は募集主の負擔とす

以上の如くであり、業者間の無益なる競爭排除と勞働者の保護を目的としたものである。（詳細は編末規程集參照）

尙之と同時に業者間に中國勞働者募集竝使用に關する統制協定が同趣旨の下に締結された。

然し華北勞働者募集の統制は飽く迄も供給者華北自體の問題であるべきであり、之に滿洲側の協力があつて始めて完全な效果が期待し得られるのである。

昭和十四年二月北京に於て開催された軍主催滿支勞働關係者會議に於ては、中國勞働者の滿支配分調整に關する要綱案を審議決定したが、其の中に於て「華北に於ける勞働者募集人は華北勞工協會(假名)の指定するものとし、滿洲勞工協會に於て指定したる國外勞働者募集人は之を華北勞工協會の勞働者募集人として指定するものとす」と。

右の如く一應募集の許可主義に付て方針を決定し、爾來華北勞工協會の設立に關しては、種々準備計畫が急がれたが、最近迄に遂に設立の實現を見るに至らず、現在迄の募集の統制は、主として中央及現地軍機關が之に當つて來た。

尙其の間濟南に於ては統制活動の官僚化を避ける意圖から、信用ある營利周旋業者及業者の募集人を網羅して募集人組合を設立し、之を華北勞工協會の指定機關とし濟南の山東特務機關及山東省公署の指導を受けて募集活動に當る案が軍特務機關迄提出されたが、華北勞工協會設立停頓と共に之も實現を見るに至らなかつた。

第五節　滿支間勞働移動に伴ふ經濟的諸影響

一　概　說

滿支間に於ける大量の勞働移動が經濟的、社會的に大なる影響を隨伴することは極めて當然である。出稼勞働者の滿洲からの年々の持歸金、送金は彼等の家鄕の農家最低生活の重要な補充費であり、又斯かる農民生活の維持が華北の政治、經濟に少からぬ貢獻を與へて來た。

又滿洲側勞働需要者が華北に撒布する勞働募集費は、之亦尨大な額に達してゐる。之等の國際收支勞務利益の華北側受取りは、物資の裏付を伴はず、資金のみの流入增加を齎す爲、日、滿側にとつては圓資金の流出となり、華北側にとつては、殊に最近に於て夫れが華北インフレーション助長の大きな原因となつてゐる。

尙滿支勞働移動の增減が直接產業乃至企業に齎す影響に付て見ても、滿支の鐵道、海運經濟への影響、滿支に於ける客棧經營への影響等大きなものがある。

滿支の鐵道及華北海運船舶會社に於ては、滿支間勞働移動の大量性及恒常性の故に、其の旅客運賃收入は營業上極めて重要な經常的收入として擧げてゐる。殊に夫れが移動の季節的關係に依り貨物輸送の復路利用となり、他方之が取扱上にも船舶會社では四等船客(甲板客)扱とし、鐵道も亦普通旅客外の取扱ひをなし得る爲、所謂貨客費となる附帶經費を殆んど要せず、運賃收入が其の儘純收入となる性質を有し、企業利潤創出から見た地位は極めて高いものとなつてゐる。

滿支の多くの客棧が沿革的に滿支勞働關係を直接其の經營の基礎として存立を續けてゐることは周知の如くである

尙茲に附加して述べて置きたいことは、滿支勞働移動と華北食糧問題との關係である。第二章に於て觸れた如く華北は元來食糧の不足地域であり都市食糧である小麥粉の外農民食糧である雜穀すら他(主として滿洲)より每年之を輸入しなければならない立場にあるが、滿洲への出家移民は夫れ自身華北食糧不足問題に重要な解決を與へてゐる譯であつて。具體的な數字を以て謂へば本年一四〇萬人の入滿者に對し、昨年入滿者の本年上期歸還者四〇萬人と見れば、差引一〇〇萬人の出國數となる。之が一人一箇年食糧一、〇〇〇斤と見れば一年間總計約六〇萬噸の華北食糧不足を對滿勞働移動自らが解決したこととなる計算である。

(舊斤一、〇〇〇斤＝五九六〇八キログラム)

二　昭和十五年度滿支勞働移動に伴ふ滿支國際收支勘定の推定

滿支勞働移動に伴ふ國際收支勘定は、華北側の受取として勞働者募集費、歸還勞働者持歸金、滯滿勞働者の送金と

歸還勞働者の華北鐵道旅客運賃及滿洲勞工協會國外部支出經費が擧げられ、支拂勘定としては入滿勞働者携帶金、滿洲側鐵道旅客運賃、滿洲側受取船舶運賃及滿洲勞工協會國外部收入手數料が擧げられる。之が昭和十五年度分の推定額は次の通であり、差引約八千萬圓の華北側受取超過が想定せられる。

第一六六表　昭和十五年度對滿勞働移動に伴ふ國際收支推定額

華北側受取分		華北側支拂分	
科目	金額（單位千圓）	科目	金額（單位千圓）
勞働者募集費	三三、三〇〇	入滿勞働者携帶金	二、二〇〇
歸還勞働者持歸金	五四、六〇〇	滿洲側受取鐵道旅客運賃	一〇、五〇〇
滯滿勞働者送金	三五、二五〇	滿洲側受取船舶運賃	三、七〇〇
華北側受取鐵道旅客運賃	三、五〇〇	滿洲勞工協會國外部收入手數料	二、一〇〇
滿洲勞工協會國外部支出經費	六〇〇	計	二六、五〇〇
計	一〇六、二五〇		
差引華北側受取分			（概算）八〇、〇〇〇

推定の根據

(1)　華北側受取分

イ　募集費

團體募集人員及業別一人當華北支拂募集費を次の如く推定計算す。

種別	人員	一人當募集費	募集費
土建關係	三〇千名	五五圓	一五、四〇〇千圓
重工業關係	二二〇	四五	五、四〇〇
其の他	三〇	五〇	一、五〇〇
計	四二〇		三三、三〇〇

備考　募集單價には滿洲勞工協會查證料を含まざるものと看做す。募集費單價資料は第三節參照

ロ　歸還勞働者持歸金

昭和十五年度歸還人員豫想數

入滿數一四〇萬に對する六〇％　八四〇、〇〇〇名

一人當平均持歸金單價推定額　六五圓

計算　八四〇、〇〇〇×六五圓＝五四、六〇〇、〇〇〇圓

一人當平均持歸金單價決定資料

1　昭和十四年十二月滿洲勞工協會離滿勞働者携帶金調査

調査人員	無携帶者	携帶者	携帶金總額	總人員に對する平均金額
八二、三五三	三二、九三六	五〇、四一七	二、二〇七、八二七	二六・三七

2　昭和十五年自七月八日至七月十七日滿洲國山海關稅關調査

滿洲國側に於て昭和十五年六月二十四日以降滿洲國より華北への入境者一人携帶金五〇圓以内に制限を實施せる處出稼勞働者の離滿急增の兆有り、更に明年度以降の華北出稼移民入滿激減が豫想せられる等諸種の支障を惹起せる爲、之が對策再考慮の必要に迫られ、其の基礎資料作成の意圖を以て山海關稅關に對し、離滿者の携帶金再調査を依囑した。山海關稅關に於ては滿洲協工協會發行身許證明書持參者に對し所定の勞働者證明書を兌換の前に豫め配布し、右證明書を持參せる勞働者に對しては無制限に兌換に應ずることとして七月八日より十日間之が調査を行つた。

金額階級別携帶金調

滿洲國山海關稅關

昭和十五年七月八日―十七日

携帶金額	人數	%
第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動		
五〇圓以下	二〇一	一七
五〇圓―五九圓	三九八	三五
六〇圓―六九圓	八七	七
七〇圓―七九圓	五〇	四
八〇圓―八九圓	四八	四
九〇圓―九九圓	一九	一
一〇〇圓―一〇九圓	六六	五
一一〇圓―一一九圓	一九	一
一二〇圓―一二九圓	一三	一
一三〇圓―一三九圓	一三	一
一四〇圓―一四九圓	一三	一
一五〇圓―一五九圓	七	一
一六〇圓―一六九圓	二	一
一七〇圓―一七九圓	九	七
一八〇圓―一八九圓	一四	一
一九〇圓―一九九圓	一五	一
二〇〇圓以上	一三	一
合計	一〇〇	

兌換總額及一人平均兌換額調

日次	人數	兌換總額	一人當平均
第一日	一五二	一四、九七〇圓	九七・六六
第二日	一二六	九、六九六	八二・九八

第三日	一〇一	一一、二九四	一二二・八一
第四日	一一〇	一二、九〇四	一二七・二〇
第五日	一七六	一八、八一八	一〇六・九一
第六日	一〇七	九、三七六	八七・六一
第七日	七一	七、二五五	一〇一・三一
第八日	一六二	一一、五八七	七一・五一
第九日	九七	八、七五六	九〇・二六
第十日	四一	三、六六二	八七・三
合計	一、三五	一〇八、二六六	九五・四九

3　昭和十五年自七月二日至七月二十六日滿洲勞工協會山海關支部調査

調査人員	携帶金總額 圓	一人平均 圓	備考
一、〇〇〇	六五、一七二・七〇	六五・一七	內壹圓以下携帶者二七名

備考　(2)(3)の調査結果に就て見るに稅關側は一人平均九五圓四九錢協會側は六五圓一七錢で三〇圓三二錢の大差を生じて居るが稅關の調査は勞働者證明に對する無制限兌換の條件なる爲、商人の勞働者への兌換依頼及此れが短時間の停車時間に行はれる爲、一人が他人分を合せて兌換に當ることあるべきは容易に想像し得られ若干の割引を要すと認められる。

八　滯滿勞働者送金額

第一六七表　送金人員の推定及計算內容

4　滿洲出稼勞働者一年間の稼溜金推定額　（單位圓）

就勞地	一箇年滯滿日數	勞働日數	收入	支出 生活費	支出 頭割	支出 前貸金	支出 歸國旅費	差引
哈爾濱	三一〇	一九〇	三三三	二〇〇	三一	三〇	二四四	九七
奉天	二四〇	二一〇	二八六	一五二	二九	三〇	一五	九七

備考　一　一年未滿離滿者中の大部分を占むる土建勞働者にして出身地は滄鹽地區とす。

二　收入は哈爾濱賃銀一日一・七〇圓、奉天一・三〇圓にして在天津土建關係業者より聽取せる現行賃銀を採用せるものなるが兩者共勞務委員會規定最高賃銀二級に該當す

三　生活費は哈爾濱側一日平均食糧費〇・八〇圓、雜費〇・一五圓、奉天側食糧費〇・六〇圓、雜費〇・一二圓

四　頭割一〇%

五　前貸金は本年度募集期に於ける實績

六　歸國旅費は就勞地より滄縣迄の乘車運賃

七　土建勞働者は團體募集に依るものなるを以て入滿時の旅費を負擔せざるものとす。

以上(1)至(4)の資料により一人平均持歸金額を六五圓と査定す。

單位千圓

年別	入滿數	昭和十二年 歸還數	昭和十三年 歸還數	昭和十四年 歸還數	昭和十五年 歸還數	昭和十五年 滯滿者數	滯滿者中不送金者	昭和十五年度送金人員
昭和十五年	一、四〇〇	—	—	—	四一〇	九九〇	六九〇	二九〇
十四年	九八八	—	—	—	一〇〇	六三六	三五〇	三八六
十三年	四九三	—	一一〇	五五	一〇〇	三三	七〇	一五三
十二年	三三四	八〇	三〇	六〇	六〇	九四	一〇	八四
計	三、〇〇二	八〇	一五〇	三八〇	六八〇	一、九三二	一、〇一〇	九一三
昭和十二年以前		一五	一〇二	三〇	一六〇	—	—	一〇〇
合計		二九	二五二	二八〇	八四〇	—	—	一、〇一三

（概數一、〇一〇）

備考　一　最近昭和十二年以降入滿者の歸還人員比率を第一年二五%、第二年一〇%、第三年二〇%、第四年二〇%、但し昭和十五年度入滿人員に對する同年歸還率三〇%と推定す。

二　不送金者は一、二年中に歸還の際持歸りの意志に依つて送金せざるもの、家族全部の定著移住者其の他送金の關係を斷ちたるもの並送金不可能者等を包含す。

三　右不送金者は本年度入滿者の中の殘留者に對する七〇%、前年度入滿者の滯留者四〇%、二年前入滿者中滯留者の三〇%、三年前入滿者中滯留者の一〇%と推定す。

四　四年以前即ち昭和十一年以前の滯滿者中の送金人員の推定は極めて問題の多いところであるが、勞働者のこと故、さまで長年月に亘り故鄉との送金關係を維持することは少かるべく一應一〇萬人見當と推定す。

尙之が一、二の參考資料次の如し。

第一六八表　離滿勞働者滯滿期間調

調査箇所　大東公司

滯滿期間	昭和十二年 員數	昭和十二年 %	昭和十三年 員數	昭和十三年 %
一年未滿	三四、一九七	二三・二〇	七〇、三六七	二七・八三
一年以上二年以上	二〇、七〇六	七・九九	二〇、六二六	八・一六
三年以上四年以上	五〇、四四七	一九・四七	二七、三三四	一〇・八九
四年以上五年以上	四八、八六六	一八・八六	三三、一四三	一三・一一
五年以上	三二、六二六	二〇・七〇	六四、四七五	二五・九〇

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

十年以上	三一、三九	八・一九	一三、八七	五・四九
二十年以上	七、二九一	二・八二	三、一九八	一・二七
不明	二、一五五	二・七六	—	—
計	三五、〇九八	一〇〇	二五二、七五五	一〇〇

備考　大東公司統計年報に據る

第一六九表　出稼勞働者歸還豫定期調

滿洲勞工協會濟南支部調

調査期間　昭和十五年四月至六月

人員　一、二五〇名

年別	人員	%
二年	七八	六・二
三年	九五三	七六・二
四年	九三	七・四
五年	一〇二	八・二
六年以上	二四	二・〇
計	一、二五〇	一〇〇

備考　入滿者に就て豫定歸還年限を聽取したるものにて實績には非ず。

第一七〇表　一人當り送金額單價推定

左記調査資料を基礎とし調査の技術的內容其の他爲替管理强化後の影響等を考慮して一人當り平均額一五圓と査定す。

調査箇所	調査年月	調査人員	一人平均額
大東公司	一九三六年六月至七月	一、〇〇二	三・四八
大東公司	一九三六　九月	一、六九	三〇・二
大東公司	一九三七	五、〇〇〇	一四・七三

第一七一表　離滿者滯滿期間別送金額調査

調査箇所　滿洲勞工協會

調査期間　昭和十四年十二月

滯滿期間	離滿者數	滯滿期間中の送金總額	一人平均額
六月以上	五九、一八〇	四七、八三二	〇・八
一年以上	五、八八九	三三、〇〇九	五・六一
二年以上	一、六九一	一四、一八四	八・三七
三年以上	二、九九五	二三、六八九	七・九一
四年以上	五四〇	六、三三二	一一・八五
五年以上	一、一〇二	一四、〇一二	一一・六〇
一〇年以上	五〇五	三、〇〇七	一四・〇七
二〇年以上	一四五	三、〇〇七	二〇・七四
計	七三、一四七	一四九、三六一	

本調査は技術的に最も困難あり。若し過去に於て送金濟の金額に對する訊問調査にて別に虚僞の回答に對する處罰等あるわけにも非ず且直接之を確める方法もなき爲被訊問者が不正實の返答を爲し易き餘ひあり、前記各調査が夫々相當の開きと矛盾を有せるは此の爲と考へられる。然し勞働者が留守宅家族に對し少くとも一年二五圓程度の送金は非合法的方法に依りても行ふ要あり且之を實行し居れるものと推定するものである。

計算一、〇一〇〇〇〇×二五圓＝二五二五〇、〇〇〇圓

送金方法に關する資料

第一七二表　入滿勞働者對華北送金方法調

調査箇所大東公司

送金機關＼調査年度	昭和十一年 人員	昭和十一年 %	昭和十二年 人員	昭和十二年 %
錢莊	三六六	四四	一三四〇	四五
客棧	二八	五	—	—
銀行	三八	六	四九六	一八
郵政局	一六一	二七	七三三	二七
知人託送	一一〇	一八	二六五	一〇
計	六〇三	一〇〇	二、三三四	一〇〇

滿洲國金融機構の整理以後舊來の錢莊は殆ど其の看板を消した。又昭和十五年滿洲國爲替管理の强化後は銀行、郵便局等の利用は當然著減を見たるものと考へられるが、然し滿支間に商取引關係を有する華人貿易商の滙票送金方法は其の後も陰然たる勢力を繼續し居れるものと想定し得る理由あり、最近（昭和十五年十月下旬）の現地調査に於て極めて少數の勞働者に對する尋問から據順天和興より瀛縣への滙票取組、奉天の一商店より天津公成玉に滙票取組送金を爲したる事例を容易に拾ひ得たこと等は其の一引證と見てよからう。

二　華北側受取鐵道旅客運賃

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

歸還勞働の華北側乘車區間鐵道運賃である。即ち滿洲乘車驛にて華北側降車驛迄の通し切符を購入したる場合の滿鐵より華北交通會社側への支拂分及出滿門戸地にて支拂の歸還鐵道運賃である。

其の他海路經由歸還者の華北內鐵道運賃は勞働者持歸金中に含むものと看做す。

陸路鐵道經由歸還人員

昭和十四年度實績　　總歸還者數の五五％

昭和十五年度豫想表　　八四萬人×五五％＝四六萬人

華北側乘車區間推定平均距離　五〇〇粁（山海關—德縣＝五二一・三粁）

乘車運賃一人一粁當單價一・五錢として計算すれば左の如くである

一・五錢×五〇〇×四六〇・〇〇〇＝三、四五〇、〇〇〇圓

ホ　滿洲勞工協會國外部支出經費

昭和十五年度國外部人件費、事務費、事業費豫算　六〇〇、〇〇〇圓

(2)　華北側支拂分

イ　入滿勞働者携帶金

入滿門戸地たる山海關、大連、營口、安東、喜峰口、古北口、冷口等通過の際に於ける華北勞働者の入滿時所持金を指す。但し華北よりの通し切符に依らず、之等入滿門戸地驛にて滿洲目的地驛迄乘車切符を購入する者は滿洲側受取鐵道運賃收入を別

途計算するに付右乘車切符購入濟み殘餘の所持金を茲に擧ぐるものとす。

入滿者一人當平均携帶金調査資料次の如し。

1　入滿勞働者携帶金調　調査期間自昭和十五年一月至〃五月

調査地	調査人員	携帶金	一人平均
大連	六八、〇七五	四四六、二九一	六・五五
營口	三、九一三	二四、五二九	八・八二
山海關	一五、八六〇	一、五四、五七七	一二・二三
長城線	三、七二三	四〇、六一四	一〇・九五
計	三五、五六〇	二、四七、九九一	一〇・五二

備考　右は入滿門戸驛より目的地迄の乘車切符購入濟のもの及未購入のもの雙方を含むものと解せられる。

2　濟南査證者の入滿門戸地（山海關）所持金推定額

項目	金額	備考
濟南査證前携帶金	三三・六六	調査人員一、三五〇名、一人平均額（主として農業出稼者）
査證費	一・四五	査證料一・〇〇、寫眞料・二〇、注射料・一〇、代書料・〇五
汽車賃	二〇・七六	平均距離濟南―四平街間
天津滯在費	一・四〇	滯在一日食費一・一〇、宿料・二〇
途中雜費	一・〇〇	雜貨・一〇
計	二四・六四	
差引入滿門戸地所持金	七・七四	

備考　一　濟南査證前携帶金平均額は滿洲勞工協會濟南支部調査

期間自昭和十五年四月至〃六月主として單獨農業出稼者調査

二　支拂費用は推定額とす

右の資料に基いて一人平均携帶金額を八圓と推定す、携帶者人員は入滿者總數一四〇萬人

計算　八圓×一、四〇〇、〇〇〇＝一一、二〇〇、〇〇〇圓

ロ　滿洲側受取鐵道旅客運賃

入滿各門戸地より目的驛迄の鐵道乘車賃を指す、華北乘車驛より滿洲目的驛迄の通し切符を購入せるものは、華北交通より滿鐵側への支拂分を之に加ふ。但し團體募集勞働者の滿洲側運賃は、滿洲側賃金を以て支拂はるる故、全入滿勞働者數より團體募集勞働者數は控除す。

鐵道運賃支拂人員

一四〇萬人（總入滿數）―四三萬人（團體募集人員）＝九七萬人

乘車區間推定平均距離　六〇〇粁（山海關＝四平街六〇八・九粁）運賃單價　一粁に付一・八錢

計算

一・八錢×六〇〇×九七〇、〇〇〇＝一〇、四七六、〇〇〇

ハ　滿洲側受取船舶運賃

現在華北勞働者の滿支間海上輸送は、大連華北間は大連修交會、營口華北間は營口航業聯合會加盟船會社のプール計算輸送となつて居り、之等加盟船會社たる大連汽船、阿波共同汽船、

政記公司等は何れも滿洲置船會社である。從て之が船運賃は全部滿洲側への支拂分となる。

海上輸送人員昭和十四年實績は全入滿數に對する四八％

昭和十五年豫想人員　一四〇萬人×四八％＝六七萬人

運賃單價　平均四圓（青島大連四・〇〇天津―營口三・六〇圓家族の運賃を含めて總平均四圓と見る）

計算

四圓×六七〇、〇〇〇＝二、六八〇、〇〇〇

ニ　滿洲勞工協會國外部收入手數料

昭和十五年度收入手數料總額豫算二、一〇〇、〇〇〇圓但し普通身分證明手數料、特別、特殊身分證明手數料、添附寫眞撮影料注射料を含む

第六節　蒙疆の勞働力需要と勞働統制

一　蒙疆の勞働需要

蒙疆地域は各種の資源殊に鑛業及畜産資源に惠まれながら、支那事變迄は農業以外は殆ど未開發の狀態に置かれた。農業は既に清朝時代に於て着目せられ、光緒二十八年（西紀一九〇二年）綏遠に墾務總局の設置を見、同地の蒙古王公をして其の領地を漢人農民の爲めに解放せしめた。工業方面に於ては織物、皮革、鍛冶、建築等が手工業の段階に於て存するに過ぎず、阿片戰爭以來支那本部の歐米資本主義化にも拘らず此の地方は所謂邊疆地域なるが故に其の發達は甚だしく遲れた。

今次事變の勃發と共に察南、晉北、蒙古聯盟の三自治政府が成立し、更に蒙疆聯合委員會が設立せらるゝに及んで疆內賦存の豐富なる資源の開發が企圖せられ、「蒙疆產業三ケ年計畫」が樹てられた。

蒙疆產業三ケ年計畫

	（昭和一四年度）	（昭和一五年度）	（昭和一六年度）				
大同炭鑛	三、一五〇、〇〇〇瓩	三、一五〇、〇〇〇瓩	五、〇〇〇、〇〇〇瓩	雲母	七、〇〇〇瓩	七、五〇〇瓩	一〇、〇〇〇瓩
龍煙鐵鑛	七〇〇、〇〇〇瓩	一、一〇〇、〇〇〇瓩	一、七〇〇、〇〇〇瓩	石炭液化	一、〇〇〇瓩	—	—
石綿	三、〇〇〇瓩	一〇、〇〇〇瓩	二〇、〇〇〇瓩	電力	一五、〇〇〇キロ	四五、〇〇〇キロ	五二、〇〇〇キロ
黑鉛	一〇、〇〇〇瓩	一〇〇、〇〇〇瓩	一五〇、〇〇〇瓩	セメント	一〇〇、〇〇〇瓩	—	—
				羊毛	一四、九八〇、〇〇〇瓩	—	—

備考　北支蒙疆年鑑昭和十五年版五四〇頁より

右の開發計畫は其の後の進展に於て修正を餘儀なくせられたが、兎に角此れを遂行する爲めには資材の調達と共に勞働力の調達が重要問題である。然るに蒙疆の人口密度は稀薄であり（第一章參照）其の調達は殆ど全部華北に期待しなければならない事情にある。産業開發三ヶ年計畫第一年度（昭和十四年下半期）の對華北勞働力需要數は次の通りであると謂はれる。

大同炭礦	八、〇〇〇
龍煙鐵鑛	三、〇〇〇
下花園其他	一、〇〇〇
土建工事	五〇、〇〇〇
計	六二、〇〇〇

これ等の新なる勞働需給の對策とし、蒙疆聯合委員會と新民會との間に昭和十四年五月「蒙疆華北勞働者配分に關する協定」が左の如く締結された。

蒙疆華北勞働者配分に關する協定

第一條　蒙疆は入國せんとする勞働者に對しては其の入國前第一號樣式に依る出國身分證明書を發給す
　前項の身分證明書は本人の寫眞を貼附し之に契印をなすこと
　但し止むを得ざる事由あるときは右の指揮を以て寫眞の貼付に代ふることを得
第二條　蒙疆側に於ては入國せしめたる勞働者に對しては病氣の場合救助其他蒙疆勞働統制委員會の一切の施設を享受す
第三條　第一條の事務に要する經費は新民勞働協會負擔たることを原則とす
　但し發給手數料を徵すること
第四條　新民勞働協會に於ける勞働登錄を爲したる勞働者なるときは前項に拘らず勞働票に檢印を爲し出國證明の發給に代ふることを得
第五條　左の各號に掲ぐるものの募集は關係機關の了解を得て募集することを得ざるものとす
　一、現に軍務に從事するもの及監督機關に於て必要とするもの
　二、現に賦役に從事するもの
第六條　北支軍に於て承認したる入國勞働者募集人は其の儘新民會管下の勞働協會の章程に依る募集人と同一なるものとして取扱ふものとす
第七條　本協定事項は更に新統制方針確立したるときは之が統制に服するものとす
第八條　第三條に依る手數料は金五拾錢とす
　但し右規定の手數料が從來實施の勞働發給手數料等に不足するときそれに依るも支障なきものとす
第九條　本協定は即日有效とす

次いで七月官制を公布して蒙疆勞働統制委員會の設立を見たが、其の第一回委員會に於て次の如き「入蒙勞働者取扱に關する決定事項」がとり定められた。即ち

一、民國二十八年五月二十九日「華北蒙疆勞働者配分に關する協定」（對新民會）は蒙疆及華北勞働統制上殊に治安確立上よりも頗る重要なるを以て右協定を再確認し、入蒙勞働者に對し全面的に實施し新民會の證明無き勞働者は入國を禁止す
二、右徹底を期する爲國境（又は北京）に於て蒙疆側にても檢査をなすものとす
三、新民會に於て發行の出國身分證明書は蒙疆內に於て發給のものと同一に認む
四、細目に付ては右協定を基本に勞働統制委員會は新民會側と更に隨時協議を進め査證及勞働登錄事務の遂行及勞働統制策運行上萬遺憾なきを期すること
五、其他勞働者取扱に關する現地的諸問題は勞働統制委員會北京辦事處と新民會當該機關との間に協議遺憾なきを期すること

更に本年一月に入り「支蒙連絡會議」に於て左の如き諒解が成立した。即ち

支蒙勞働聯絡會議諒解決定事項

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

一、入蒙勞働者の募集供給は昨年通り新民會に於て一元的に之を爲すを原則とするも差當り蒙古聯合政府勞働統制委員會に於ける入蒙勞働者募集は本年度に於て之を認め、該募集人は蒙古側當該機關の推薦するものを華北側當該機關に於て選任許可するものとす。但し新民會に於て勞働者募集取扱上なす事業區設置に就ては華北側に於て打合せ決定するものとす

二、募集人許可の方法は昨年度の決定に依るを原則として募集從事員の許可を爲すものとし募集從事證、許可證の發行に關しては新民會側に於て之を行ふものとす

三、中華民國　二十八年五月二十九日「華北蒙疆勞働者配分に關する協定」に基き從前通り之を取扱ふものとす。但し蒙古側勞働者登錄原簿作成に就ては新民會に委託あるものとす。尙之が經費及身分證明書發給手數料に關しては蒙古側と新民勞工協會側に於て協議決定するものとす

四、蒙古側に於て華北側に要請すべき勞働者の需要數は別に計畫書を添へ華北側に提示するものとす

斯くして新民會は蒙疆が華北に於て需要する勞働力の募集斡旋及び入蒙勞働者の身分證明書發給を行ひ(註一)蒙古聯合自治政府は原則として新民會の身分證明書なき勞働者の入蒙を禁止することとしたのである。

(註)　新民會は身分證明書發給手數料五〇錢、別に寫眞代其他三五錢（昭和十五年二月身分證明書發給手數料を國幣壹元（一圓）に改め、別に勞働者登錄原簿委託手數料として國幣貳角(二十錢)を蒙古側に於て負擔することになつた）を徵するが之れは雇主が負擔することを原則とした。

斯くる協定の下に下半期需要約六萬人の勞働者の入蒙計畫が進められたが、偶〻七月より八月にかけての八達嶺の大水害と天津地方の大水害があつて計畫の實施は全く混亂を告げた。統計的數字は一切とられて居ないが、政府當局の語るところに依れば年末迄の結果は次の通りである。

	募集數		逃亡數		到著數	
大同	七、〇〇〇		四、〇〇〇	少シ	三、〇〇〇	
龍烟	〃	〃	二、〇〇〇	〃	二、〇〇〇	
其他鑛山	〃	〃	一、〇〇〇	〃	五〇〇	
土建	〃	〃	五〇、〇〇〇	〃	四〇、〇〇〇	
計	〃	六〇、〇〇〇	〃	一〇、〇〇〇	〃	四五、五〇〇

右の中新民會の査證發給勞働者數は約四、〇〇〇人であつた。

(註)　八達嶺の水害は勞働者移入の一時的杜絶を結果した許りでなく、水害復舊の爲めに一時的に多量の勞働者をこゝに必要とし大きな勞働異變を惹起した。復舊工事には地元勞働者約一三、〇〇〇人が動員され、八月二十一日に一應完了を告げた。動員苦力中には大同及龍烟の勞働者も狩出された。龍烟の應援勞働者數は二、六三〇名

昭和十四年末現在の蒙疆地域勞働者數に就て蒙古聯合自治政府民政部の調査したところに依れば次の通りである

蒙疆地域勞働者數（昭和十四年末）

大同炭礦	四、〇〇〇	下花園炭礦	六〇〇	土木建築	一、〇〇〇
龍烟鐵鑛	四、〇〇〇	蒙疆石棉	一五〇	其他	五〇〇
大青山炭礦	一、三〇〇	蒙疆雲母	一五〇	計	一、七〇〇

次に昭和十五年度に於ける所要勞働力の見込數は

昭和十五年度蒙疆地域所要勞働者數

大同炭礦	三〇、〇〇〇	蒙疆石棉	一、〇〇〇	土木建築	五、〇〇〇
龍烟鐵鑛	一五、〇〇〇	蒙疆雲母		其他	
大青山炭礦	三〇、〇〇〇	其他		計	一三、〇〇〇
下花園炭礦	六、〇〇〇	土木建築	五〇〇		
計					

上記需要數のうち十二萬が華北よりの供給に期待したるところなるも、七月迄入蒙勞働者數別表の如くである。

昭和十五年度上半期入蒙勞働者就勞產業別

鑛山關係	五、五〇二人	其他	五、四五三人
土建關係	八、六三六人	計	一九、五九一人

（蒙疆政府民政部調）

第一七三表　昭和十五年入蒙勞働者出身地別統計（身分證明書發給勞働者）

	合計	河北省	山東省	山西省	河南省	江蘇省	中南支	滿洲	蒙疆	外蒙古
一月	五八三	二六九	一六八	四〇	一〇二	—	—	二	二	—
二月	一、九六五	一、七七	一六九	—	一五	一	—	三	—	—
三月	六、八六六	四、九五六	一、三一七	一七	四八	一	六	三七	四	—
四月	四、八二五	三、三〇三	七五三	二〇五	二九七	七	二〇	三七	二〇〇	—
五月	四、四六六	二、八八九	四九一	二八六	一八一	一四	五	一四九	四六一	—
六月	五、二六三	三、五七〇	七五三	二五七	一八六	一五	九	一七五	二七八	—
七月	四、九四〇	三、二四七	一、一四一	九〇	二〇九	一八	一三	九六	一三六	—
計	二八、九二八	一〇、〇一一	四、八一二	八九五	一、五二八	五六	五三	五〇一	一、〇二一	二

備考　本統計は新民會勞工協會調査に據る

斯くの如く需要豫定數に對し上半期に於ける實際の供給數が其の六分の一にも達せざることは、産業開發計畫の進行に對し資材の調達難と共に大きな支障を與へる結果となり、而かも入蒙勞働者の移動率殊に逃亡率の高きことはそれに一段の暗影を投じた。（入蒙勞働者の移動率は二〇〇％以上と稱せられてゐる）茲に於て勞働統制の强化が一層强く要請せられねばならぬ所以である。

二　蒙疆の勞働統制

(1)　勞働統制實行機關の確立

蒙疆に於ける勞働統制は昭和十四年七月新政府成立前の蒙疆聯合委員會に依つて設置せられた蒙疆勞働統制委員會と、同年八月成立の晉北勞工公會とが之れに當つてゐた。統制委員會の目的とするところは蒙疆地域に於ける勞働者の需給統制と賃銀統制であつて、之れが爲めに左の事項を管掌した。（委員會法第二條）

一、地域外よりの勞働者招致
二、勞働者の配給
三、勞働者募集許可及斡旋
四、勞働者の地域外募集
五、勞働者の逃亡及引拔の防止
六、勞働賃銀の決定及之れが運用
七、勞働賃銀の中間搾取の防止
八、勞働者收容所施設及其の改善
九、勞働者所要物資の價格調整
十、勞働登錄及び勞働證の發行其他勞働者の保護
十一、其他勞働統制上必要なる事項

右の事項に關して委員會は雇傭主、勞働者及勞働供給者に對して監督上及び公益上必要なる命令を發することが出來る。（委員會法第二條第二項）

然るに其の後地域内勞働力需要の急激なる增大を見るに至り、之れに對應し勞働者輔導に關して更に有效適切なる處置を必要とする事態に到達せることを其の理由として、昭和十五年五月六日蒙疆勞工協會法を制定し、之れに基いて五月十日財團法人蒙疆勞工協會が設立せられた。該會は蒙疆勞働統制委員會の管掌せる事業を繼承した。

一、勞働者の募集供給及輸送並に其の斡旋
二、勞働登錄及勞働票の發給
三、勞働市場の管理及經營
四、勞働者の訓練及保護施設の經營
五、勞働者簡易宿泊所の經營
六、勞働者衣糧の購入及配給並に其の斡旋
七、勞働に關する各種調査
八、其他政府より特に命ぜられたる事項

斯くして五月九日限り統制委員會及晋北勞工公會(蒙疆勞工協會法第三條)は解消し、蒙疆に於ける勞働統制の實行は蒙古聯合自治政府民政部監督のもとに擧げて該協會に委ねられるに至つた。從つて該協會の使命とするところは、蒙疆勞働統制の根本方策に基いて企劃された勞働政策を實踐すると共に、現下急激に增大せる勞力需要に對し勞働輔導の有效適切なる措置を講ずべき重要機關として創設されたものと謂ひ得られるのである。

蒙疆勞工協會法（成紀七三五年五月六日法律第十三號）

第一條　政府は蒙疆地域内に於ける勞働力の需給を調整し勞働者を保護し勞働資源の涵養を圖る爲蒙疆勞工協會を設立せしむ

第二條　蒙疆勞工協會は財團法人とし左の事業を行ふ

一　勞働者の募集、供給及輸送並に其の斡旋

二　勞働登錄及勞働票の發給

三　勞働市場の管理及經營

四　勞働者の訓練及保護施設の經營

五　勞働者簡易宿泊所の經營

六　勞働者衣糧の購入及配給並に其の斡旋

七　勞働に關する各調査

八　其の他政府より特に命ぜられたる事項

第三條　蒙疆勞工協會は本部を張家口市に置き必要なる地に支部又は出張所を置くことを得

第四條　蒙疆勞工協會の基本金は三拾萬圓とし内拾萬圓は政府の出捐とす

第五條　蒙疆勞工協會の事業費は事業收入基金利息及政府補助金其の他收入を以て之に充つ

第六條　蒙疆勞工協會に理事長一人理事五人以内及監事二人以内を置く

第七條　理事長は蒙疆勞工協會を代表し其の業務を綜理す

理事長事故あるときは理事中の一人其の業務を行ふ

理事は理事長を輔佐し蒙疆勞工協會の業務を掌理す

監事は蒙疆勞工協會の業務を監査す

第八條　理事長、理事及監事は政府之を任命す

理事長理事の任期は三年、監事の任期は三年とす

第九條　理事長、理事及監事は民政部長の認可を受くるに非ざれは他の業務に從事することを得す

第十條　協會の本部及支部に評議員若干人を置き理事長又は支部長之を委囑す

評議員會は重要業務に關し理事長の諮問に應す

評議員會は重要業務に關し理事長に建議を爲すことを得

第十一條　民政部長は協會の業務に關し監督上又は公益上其の他必要なる命令を爲すことを得

第十二條　蒙疆勞工協會は業務上必要あるときは民政部長の認可を經て業務の一部を他に委任又は委囑することを得

第十三條　蒙疆勞工協會は事業年度毎に事業計畫を定め豫め之を民政部長に提出すべし、其の計畫に重要なる變更を加へんとするとき亦同じ

第十四條　蒙疆勞工協會は事業年度毎に豫算を定め且其の決算を行ひ民政部長の認可を受くへし

第十五條　蒙疆勞工協會は民政部長の認可を受くるに非されは重要なる財産を讓渡し又は擔保に供することを得す

第十六條　蒙疆勞工協會の定款の變更は民政部長の認可を受くるに非されは其の効力を生せす

第十七條　民政部長必要ありと認むるときは蒙疆勞工協會をして其の業務若は財産の狀況を報告せしめ又は所部の官吏をして其の帳簿又は文書其の他の物件を檢査せしむることを得

第十八條　民政部長は蒙疆勞工協會の理事長、理事又は監事の行爲が本法若は其の他の法令に違反し又は公益を害するものと認むるときは之を解任することを得

附　則

第十九條　本法は公布の日より之を施行す

第二十條　政府は設立委員を命し協會の設立に關する一切の業務を處理せしむ

第二十一條　設立委員は定款を作成し民政部長の認可を受くへし

第二十二條　設立委員は蒙疆勞工協會の設立の登記を完了したるときは遲滯なく其の業務を理事長に引渡すへし

第二十三條　成吉思汗紀元七百三十四年蒙疆聯合委員會第三十八號勞働統制委員會法及同年敕令第五十八號勞働統制委員會官制及民國二十八年八月十日晋北自治政府令第二十五號晋北勞工公會法は之を廢止す

蒙疆勞工協會定款（成紀七三五年五月十日民政部指令第十五號）

第一條　本協會は財團法人蒙疆勞工協會と稱す

第二條　本協會は基本金三拾萬圓とす

第三條　本協會は左の事業を行ふを以て目的とす

一　勞働者の募集供給及輸送並に其の斡旋

二　勞働登錄及勞働票の發給

三　勞働市場の管理及經營

四　勞働者の訓練及保護施設の經營

五　勞働者簡易宿泊所の經營

六　勞働者衣糧の購入及配給並に其の斡旋

七　勞働に關する各種調査

八　其の他政府より特に命ぜられたる事項

第四條　蒙疆疆工協會は政府並事業者側の出捐に係る財產を以て基本財產とす

第五條　本協會は本部を張家口市に置き必要なる地に支部又は出張所を置く

第六條　本協會の定款を變更せむとするときは理事會の決議を經て民政部長の認可を受くるものとす

第七條　本協會に左の役員を置く

理事長

理事　五人以內

監事　二人以內

第八條　理事中一人は有給とし他は無給とす

第九條　理事長、理事及監事は民政部長の任命とす

理事長は本協會を代表し其の業務を綜理す

理事長事故あるときは理事中一人其の職務を行ふ

理事は理事長を輔佐し本協會の業務を掌理す

監事は本協會の業務を監査す

理事長及理事の任期は三年とし監事の任期は二年とす

第十條　理事長、理事及監事は民政部部長の認可を受くるに非されは他の業務に從事することを得す

第十一條　理事長及理事を以て理事會を組織し重要なる事項を掌理す

第十二條　本協會に評議員會を置く

第十三條　評議員會は理事長の委囑せる若干名の評議員を以て組織し支部の評議員會は夫々支部長の委囑せる若干名の評議員を以て之を組織す

第十四條　評議員會は重要業務に關し夫々理事長、支部長の諮問に應し又は必要なる事項の建議を爲すことを得

第十五條　評議員會は理事長又は支部長之を招集す

第十六條　本協會は業務上必要あるときは民政部長の認可を得て業務の一部を他に委任又は委囑することを得

第十七條　本協會の經費は事業收入基本金利息及政府補助金其他の收入を以て之に充つ

第十八條　本協會の會計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第十九條　本協會は決算期毎に財產目錄貸借對照表事業報告書及收支決算書を調製す

(2)勞働統制法の制定

勞働統制に關する政府の實行機關として特別法を以て蒙疆勞工協會の設定を見るに至つたが、然しそれのみでは勞働統制の目的貫徹は到底期することを得ない。從つて茲に强力なる國家の法規を制定し、統制方法を明確に示し此れに基いて勞工協會をして實行の任に當らしめる必要がある。そこで成紀七三五年八月五日附法律第二十一號を以て勞働統制法が制定公布されたのである。

勞働統制法（成紀七三五年八月五日公布法律第二十一號）

第一條　本法は勞働力の有効なる使用を圖る爲勞働力の需給を調整し勞働資源を涵養確保し勞働者を保護輔導するを目的とす

第二條　民政部長は勞働力を使用又は供給する事業者に對し勞働者の使用若は雇人又は勞働賃銀若は條件に關し統制協定の設定若は變更を命し又は統制協定に從ふべきことを命することを得

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

第三條　統制協定の設定變更又は廢止は民政部長の認可を受くるに非されは効力を生せす

第四條　民政部長は第二條の事業者に對し勞働者の募集又は供給若は賃銀に關し統制上必要なる命令を爲すことを得

第五條　民政部長は第二條の事業者に對し勞働者の保護又は輔導に關し必要なる命令を爲すことを得

第六條　民政部長は勞働者を確保する爲必要ありと認むるときは第二條の事業者に對し勞働者の保有に關し必要なる命令を爲すことを得

前項の處分に依り生したる損失は之を補償することあるへし

第七條　民政部長は第四條乃至第六條の權限の一部を政廳長官又は盟長に委任することを得

第八條　公共の事業を行ふ爲緊急已むを得さる場合は蒙疆勞工協會は當該事業地を管轄する政廳長官又は盟長に對し勞働者の募集の斡旋を申請することを得

政廳長官又は盟長前項の申請を受けたるときは管内の市長又は縣長に對し募集に應せしむへき勞働者の員數を割當て募集の斡旋を爲すへきことを命ることを得

市長又は縣長前項の命令を受けたるときは管内の勞働者に對し募集に應すへきことを命ることを得

第九條　前條第一項の場合に於て管内の勞働者不足其の他の事由に因り當該事業地を管轄する政廳長官又は盟長所要の勞働者なして募集に應せしむること能はさるときは民政部長は其の申請に依り事業地外の政廳長官又は盟長に對し募集に應せしむべき勞働者の員數を割當て募集の斡旋を爲すへきことを命ることを得

前條第二項及第三項の規定は前項の場合に之を準用す

第十條　前二條の場合に於て政廳長官又は盟長は蒙疆勞工協會に對し募集に應したる勞働者の賃銀其の他の待遇に關し保護上必要なる命令を爲すことを得

第十一條　勞働者の供給を業とせむとする者は蒙疆勞工協會を經て其の主たる事務所の所在地を管轄する政廳長官又は盟長の許可を受くへし

第十二條　勞働市場は蒙疆勞工協會に非されは之を管理又は經營することを得す

第十三條　蒙疆地域外勞働者は民政部長及治安部長の指定する者の發給する身分證明書を所持するに非されは入蒙することを得す

第十四條　前條の身分證明書を發給する者民政部長及治安部長の定むる所に依り其の許可を得て手數料を徴收することを得

第十五條　第二條の事業者にして蒙疆地域外より勞働者を招致せむとするときは民政部長の許可を受くるに非されは之を爲すことを得す

第十六條　民政部長の定むる勞働者に付ては本人又は使用者は民政部長の定むる所に依り蒙疆勞工協會に申し出て勞働登錄及勞働票の發給を受くへし

前項の勞働者か蒙疆地域外よりの入蒙勞働者にして第十三條の身分證明書を所持するときは蒙疆勞工協會は當該身分證明書に檢印をなし勞働票の發給に代ふることを得

第十七條　第二條の事業者にして勞働票所持の勞働者を雇傭したる場合は其の都度蒙疆勞工協會に屆出て勞働票に檢印を受くへし

第十八條　蒙疆勞工協會は民政部長の認可を得て前二條の規定に依る勞働登錄勞働票の發給又は檢印に對し手數料を徴收することを得

第十九條　民政部長は勞働者を使用する事業者に對し定期又は臨時に勞働者の使用計畫書の提出又は勞働者に關し必要なる事項の報告を命することを得

第二十條　第二條の統制命令又は統制協定に違反したる者第四條乃至第六條の命令に違反したる者に對しては勞働者の雇傭若は供給事業を禁止し又は停止することを得

第二十一條　第二條の統制命令又は統制協定に違反したる者第四條乃至第六條の命令に違反したる者は三年以下の有期徒刑拘役又は五千圓以下の罰金に處す

第二十二條　左の各號の一に該當する者は六ヶ月以下の有期徒刑拘役又は三百圓以下の罰金に處す

一　第十一條の許可を受けすして勞働者の供給を業と爲したる者

二　第十二條、第十三條、第十五條、第十六條及第十七條の規定に違反したる者

三　第十九條に規定する使用計畫書を提出せず又は虚僞の使用計畫書を提出し若は必要なる事項の報告を爲さす又は虚僞の報告を爲したる者

第二十三條　本法の罰則の適用に付ては成紀七三四年民國二八年會令第十八號行政法規の罰則適用に關する件に依る

附　則

第二十四條　本法は公布の日より之を施行す

第二十五條　成吉思汗紀元七百三十四年蒙疆聯合委員會令第三十七號勞働統制法は之を廢止す

本法の要點とするところは、

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

統制協定

地域外勞働者の入蒙取締

勞働者の登錄

等であつて、同法中に於て民生部長の命令權が非常に大きく認られてゐる。例へば「勞働者の保有」「保護輔導」に關する命令權の如く、民生部長は隨時統制上必要なる命令を爲し得ることになつてゐる。

統制協定

蒙疆地域内に於て勞働者を使用又は供給する事業者は統制協定を締結し之れに從ふべき義務を負はされてゐる。（統制法第二條ー第三條）統制協定は性質上自主的統制協定と命令に依る統制協定との二つが考へられる。滿州國の同法が自主的統制協定を主眼となせるに對し本法は命令に依る統制協定に重きを置いてゐる。

統制協定の締結せらるべき事項は

勞働者の使用並に雇入に關する事項

勞働賃銀並に條件

勞働者の保護輔導と保有問題

勞働者を確保する必要ある場合勞働統制法第六條に依り民生部長は勞働者の保有に關して事業者に命令することが規定されてゐる。これは國家自體の直接の必要に基くこともあるが、更に又業者の利害を考慮して行はれることもあるのである。從つて其の保有命令に依つて生じた損失の補償を政府に於て爲すべきことが考慮されてゐる。（統制法第六條）

勞働者の割當募集

公共の事業を行ふ爲めに緊急已むを得ない場合は割當募集の斡旋をなすこと統制法第八條、第九條、第十條に依つて規定されてゐるが此の申請に就ては專ら勞工協會が斡旋の勞を執ることになつてゐる。政廳長官又は盟長は此れが申請を受けた場合は、それが果して公共事業であり、又緊急已むを得ぬものであるか否かを認定し然る後本法第八條第二項第三項に依り命令を發する。

特に此れに應募した勞働者の爲に充分な保護を考慮せねはならない。此の場合勞工協會は斡旋の立場からして當然其の保護に當るべき責任を有するのであるから政府は特に勞工協會に對して斯る勞働者の爲めに保護上必要なる命令をなすことになつてゐる。

地域外勞働者の入蒙取締

地域外勞働者の入蒙に就ての取締は滿洲國の同法に於けるが如く統制法中重要事項である。民政部長は治安部長の指定するものの發給する身分証明書とは、現在に於ては蒙疆勞働統制委員會と協定を結べる新民會發給の身分証明書以外にはない。

特に地域外勞働者は入蒙後、身分証明書に蒙疆勞工協會の檢印を受けゝ時は勞工協會の發給した勞働票と同一效果を持たせゝことが出來ることになる、斯くの如く國内勞働者の所持せる勞働票と地域外勞働者の有する身分証明書との關聯性を持たせることは統制上の大きな特色とも云へる。

勞働者登錄及勞働票發給

勞働者の登錄及勞働票發給の目的は地域内勞働者の地方的産業別分布狀態を適確に知り、平戰兩時に於ける勞務管理並に治安上必要なる基礎的資料として役立たせゝものである。

勞働票發給の對象たる勞働者の範圍は大體次の如きものである。

1　戰時重要産業に從事する勞働者

2　平和産業に從事して居るも戰時の場合これに轉換可能なる勞働者

3　治安上必要なる勞働者

4　需給調整の對象となり得る勞働者

(3)勞働統制の實施計畫

蒙疆勞工協會は第一項に掲げたる使命と目的に基いて昭和十五年度に於ける該協會の業務實施計畫を凡そ次の如く定めてゐる。（成紀七三五年蒙疆勞工協會實施計畫書に據る）

イ　根本方針

協會機構を整備充實し、地區内勞働力の統制、供給、調整を實行し勞働資源の開發と勞働力の涵養を計り、以て勞力需給調整の完璧を期せんとす。

(1)　協會機構の充實

昭和十五年度に於ては左記の箇所に本部及支部出張所を設置せんとす。

本　部　張家口市

支　部　張家口、大同、原和、北京

出張所　包　頭

(2)　評議員會の設置

業務遂行の圓滑と各關係機關との協力連絡の緊密化を期する爲め本部に評議員會を設置す。

ロ　勞働力の需給調整

昭和十五年度に於ては取り敢へず各種事業に必要なる勞働力を地域内或は華北より招致すると其に更に地域内に於ける勞働力の徹底的實態調査を實施し、管内供給可能勞働力の積極的勸誘に着手し、管外勞働力への依存性を緩和すると共に經濟政策の合理化を圖らんとす。

(イ)勞働者の募集

昭和十五年度の協會直接募集は管内のみとし、管外勞働者の募集は特別の場合を除き、使用事業者の直接募集に俟つものとす。

(ロ)日傭勞働者の配給

日傭勞働者を一括把握しその配給の適確を期する爲、主要地域に勞働市場を設置し、日傭勞働者の圓滑なる配給をなすと共に日傭勞働者に關する對價條件の決定を具體的に且つ詳細に關係者と協定し、各需要者の必要勞働者數は事前に連絡せしめ、之れに對し適正公平なる配給を爲し得るやう最善の方法を講ず。

(ハ)協會手持勞働者の保有並に配給

當地域に於ける日傭勞働者の配給はその絶對量の不足に鑑み、種々支障を生ずる虞れあるを以て協會手持勞働者を管外並に管内より募集保有し勞力配給の確實化を期せんとす。

ハ　勞働登錄及勞働票の發給

(イ)管内勞働者の登錄及勞働票の發給

昭和十五年度に於ける登錄の範圍は取り敢へず工、鑛、交通業に從事する勞働者(自營なも合む)及日傭勞働者とし重要地域より逐次實施せんとす。

(ロ)管外勞働者の登錄

管外(華北)よりの入蒙勞働者は總べて新民會に於て發給する入蒙身分証明書を所持する者なるを以て、之れが入蒙者に對しては協會に於て檢印登錄をなし(當該檢印完了の身分証明書は當協會に於て發給せる勞働票と看做す)入蒙勞働者の需給狀況を明確ならしめ

其の統制の合理化を期せんとす。

ニ　勞働者に關する保護並其他の福祉施設

昭和十五年度に於ては衛生施療施設、施藥配給等の方法を講ず。

尙ほ扶助に關しては勞働者扶助法の制定を俟ち勞働者の福祉に努めんとす。

三　大同炭礦の勞働事情

次に蒙疆最近の勞働需給問題の中心をなす大同炭礦の勞働事情を記そう。

成紀七三五、八、一五北京辦事處送付控

(1)　勞働者數

出身地別到着勞働者數

(自昭和十四年十二月一日 至昭和十五年四月末)

河南地區	二、〇八五
京漢沿線地區	一、〇七四
京北地區	一六七
冀東地區	一、五三二
津浦地區	一三七
山東省博山以西地區	三一五
山東省博山以東地區	七一七
太原地區	五九〇
計	六、六一七

備考　右の中出稼經驗者一三%同伴家族者二・三%定着率約一六%程度なり

第四章　滿支間勞働移動其の他外地移動

在籍人員出身地方別

(昭和一五年五月三〇日現在)

蒙疆地域	三、〇六〇人
山西省	四五三人
河北省	一、二九三人
河南省	八二九人
山東省	六三一人
其の他	四三人
計	六、三〇九人

備考　在籍人員中出稼經驗者約一〇%・同伴家族者約五%

(2) 勞働者雇入狀況

募集方法に關しては現地募集、地域內募集をなし居るものは少數にして、地域外募集卽ち華北に依存するもの多く、殆んど直接募集なり。卽ち老練なる工人を選拔し各把頭の地盤に派遣し募集輸送に當らしむるものである。

第一七四表　大同炭礦華北工人募集費內譯表（自昭和十四年十二月至十五年四月末）

募集地區	募集人員	汽車賃	宿泊食費	車馬費	雜費	安家費	一人當募集費	延金額
河南地區	二、〇八五	二八、八六六・八四	一三、九六五・九五	四六七・三五	六、一七〇・一九	一四、八六九・一九	三九・五〇	八二、三七五・五〇
京漢線沿線	一、〇七四	九、九三七・五五	一三、七四三・八三	三三〇・八五	三、五二五・二〇	九、八五八・九五	三四・八一	三七、二六五・九四
北京地區	一六七	一、八三五・八〇	二九四・七四	六四・〇〇	六四・五〇	二、四八八・〇〇	四七・四九	七、九三〇・八三
冀東地區	一、五三三	二、九〇二・一七	二、四六・二三	一、三〇九・九六	四、五三〇・四四	七、八七一・六〇	四八・九三	七四、九二一・八三
津浦線地區	一三七	一、四八二・八四	一、二六一・〇四	一〇三・二〇	六九・四九	一、三二四・〇〇	四四・六一	三四、七四一・五七
山東省博山以西	三一五	三、九七〇・五七	三、〇三三・五三	九七・二〇	一、八〇九・〇六	三、三二八・〇〇	三六・六八	三二、二八四・二〇
山東省博山以東	七二七	一〇、五六六・二〇	二、八一四・六二	八一・五〇	四、二四九・五六	六、〇六九・八六	四七・三	三三、七八五・〇四
太原地區	五九〇	五、四三〇・八九	五、四六六・八三	二、〇〇	二、一五九・二九	二、九三二・五〇	二七・二九	一六、一〇一・一〇

備考　募集從事員の經費を含まず

昭十五年度。工人募集豫定人員は、二三、〇〇〇名にして一人當り豫算は地區內地區外總平均三八圓なり。

(3) 稼働

イ　移動率

大同炭礦に於ける本年一月より六月迄に至る新規雇入總人員は一〇、五六六　解傭總人員は一二、二二八にして在籍人員六、三〇九よりして半期間約一八〇％近くの移動率を示して居る。

ロ　稼動率

本年五月に於ける大同炭礦の一箇月平均一日在籍人員は六、〇〇九人にして一箇月平均一日稼動（出働）人員は四、二五〇人なり之より。見れば稼働率は七一％を示して居る。

ハ　雇入手續

雇入手續は勞働者の雇傭に際し身體檢査、素質調査、身元保證及誓約書の提出等が爲される事を言ふのであるが、大同炭礦に於ては工人カードに氏名、年齡、住所等を記入の上指紋をとり簡單なる身體檢査を濟ました後雇入を爲す程度である。

(4) 管理方法

鑛夫の監督は把頭制度を採用し、大把頭、小把頭に分れ、大把頭は配下小把頭及勞働者を監督し一切の責任を負ひ小把頭は大把頭の配下に屬し之を補助し勞働者に對し直接監督し作業に從事す。

(5) 賃銀及支拂方法

常傭方

常傭方は定額日給の工人卽ち所定一日の勤務時間を稼動すれば日給一日分が支給されるものである。增勤務工數は一時間一分の割合で支給せられ、又夜勤の場合は夜勤手當として一夜に付十五錢を支給される。

常傭夫

常傭夫は作業が請負制度にして出來高拂の賃銀形態を持つたもので一勤務時間に制限あるも時間には關係なく賃銀は其の作業の出來高量に依つて支拂はれるのである。

現在坑內夫の基本給は最高二圓二九錢最低五二錢平均一圓一九錢にして附屬給として入坑手當三〇錢を給與されるを以て平均實收賃銀は一圓四九錢となつて居る。

賃銀支給方法

賃銀は凡て蒙疆銀行兌換券にて支拂ひ、支拂期日は常傭方以上のものは毎月一回拂にして前月の十六日より當月の十五日迄の稼働工數に對する分を月末に各個人に直接支拂ふ。常傭夫は月二回拂を採用し、一日より十五日迄を締め切計算し二十五日支拂ひ、十六日より月末迄の分を翌月の十二日に支拂ふのである。

賃銀最低保證をなすも前貸金等に對しては支給額より控除す。

(6) 食料狀況

勞働者主食物たる蕎麵、白麵等に對しては、軍政府協力の下に配給の圓滑を期して居る。

(7) 福祉施設

イ　扶　助

工人が業務に起因し傷痍を受け又は疾病に罹り若は死亡したるときは治療及現金の給與を以て扶助して居る。

ロ　共　濟

私傷者に對して治療の給付はするが賃銀は支給せざるため、私傷者救濟の目的を以て昭和十五年一月工人協議の上工人共濟會を設置した。

工人及把頭は會社採用と同時に入會する義務を有し、毎月三十錢宛醵金し會社より毎月之と同額以内の補助金を支出して共濟金とし規程を設けて救濟の標準を示し、之が取扱に付ては會社其の責に任し萬遺漏なきを期して居る。

共濟金の支出は次の如き場合とする。

(一)　治療の給付

會員が病傷のため會社醫院の治療を受けるときは其の費用を共濟金にて負擔する。

(二)　病傷手當

會員病傷のため醫師に依り休務を要するときは休養の日より就業し得る日迄九十日を限り、入院の場合は二十錢、通院の場合は四十錢を病傷手當として支給する。

(三)　打切治療費

會員が會社醫師の診斷に依り特症患者と決定し、歸鄉療養を要する場合は五十圓以内を打切旅費として支給する。

(四)　病傷救濟金

會社が會員病傷のため勤務に耐へずと認め退職せしめ、又は退職を許可したるときは次に依り病傷救濟金を支給す。

終身自由を辯すること能はざる者及之に準ずべきもの　八十圓以上　百二十圓以内

終身業務に就くこと能はざる者及之に準ずべき者　五十圓以上　八十圓以内

著しく官能の障害を殘したる者及之に準ずべき者　廿五圓以上　六十圓以内

(五)　弔慰金

有家族の會員死亡したるときは四十圓以内の弔慰金を其の遺族に支給す。

（六）葬祭料

會員死亡したるときは葬祭を行ふ者に葬祭料として二十圓を支給す。

（八）工人日用品配給所

會社は工人の生活必需品を大量に購入又は生産せしめ一般市價より廉價にて工人に供給し、以て工人の生活費を輕減せしめるため配給所を經營して居る。

販賣品の主なるものは麥粉、蕎麵、小米、饅頭、白糖、煙草、地下足袋、石鹼、坑内帽子其の他數十種に上る。

（ニ）工人社宅

工人へ原則として無料貸與

現在の社宅棟數は次の如くである。

家族持社宅　二一二棟　九七一戸

獨身社宅　一五四棟

（ホ）慰安設備

大同炭礦は市街地より遠く離れて山間の僻地にあり、工人の日常生活は只だ食べて寢る以外何等の慰安もない。會社は此の點特に留意し、各採炭所毎に工人倶樂部を設置、蓄音機、胡弓、麻雀の如き娯樂器具の設備をなさしめ、又毎月一回―二回の映畫、芝居を開演し、工人の慰安に供して居る。

近く大規模の中央觀樂園の施設をなし、又各採炭所毎に娯樂場の設置を計畫中である。

(8)

生活費

張家口、大同を中心とせる工人生計費は概ね左表の如き數字を示す。本表作成當時の二、三月は諸物價高を來たせるときなり。

第一七五表　大同炭礦工人生計費

指數は昭一四年七月を一〇〇とし別紙物價指數を乘して計上せり

費別	品目	稱呼	記事	一日所要量	一四年七月 單價	一四年七月 金額	一五年二月 ×指數	一五年二月 金額
食費	白麵	斤	一日量二斤一六〇%	一・三	0.1[illegible]	0.110	×三八	二.九〇
	其他麵	〃	一日量二斤一四〇%	八	0.110	0.088	×一六四	一.四四
	副食物費		雜由雜菜		別紙	0.100	×一四〇	一.四〇
	小計					0.3[illegible]八		四.七四
被服費	衣類	一	冬夏均計	冬夏一着		0.088	×三九	0.六九
	履物	一	地下足袋三個月一足			0.010	×三九	0.一八
	柳帽子其他	一	ラシプ・シド手袋等	一年一個		0.010	×三九	0.一六
	小計					0.9八		一.二五
雜費	タバコ	個	平均一人一個	一	0.050	0.050	×一四二	一.〇〇
	其他雜費		石鹼　手巾　娯樂費			0.188	×三九	三.〇八
	小計					0.二三〇		三.〇八
合計						0.40		一.〇〇
比率						0.100		一四二

第五章　華北勞働者の思想と組織

第五章　華北勞働者の思想と組織

第一節　華北勞働者の思想……二六一
第二節　封建的勞働團體と秘密結社……二六二
一　封建的な勞働團體……二六二
1　手　工　帮……二六三
2　機　械　工　帮……二六五
3　地方帮又は苦力帮……二六六
二　秘　密　結　社……二六八
1　青　　帮……二六八
イ　青帮の起源……二六八
ロ　青帮の組織及統制……二六九
ハ　青帮の規約（帮規）……二七一
ニ　青帮の現勢……二七六
第三節　勞働組合（工會）組織……二七七
一　民國八年より民國十六年に至る國民黨の聯俄容共政策時代に於ける華北勞働組合組織概況……二七七
二　二民國十六年（昭和二年）より民國二十五年（昭和十一年）に至る國共分離、勞働法令確立時代に於ける華北勞働組合組織の概況……二八〇

三　支那事變後の華北に於ける勞働組合……二八七
第四節　中國共産黨……二八八
一　中國共産黨の成立及發展……二八八
二　共産軍の編成と其の組織……二八九
第五節　勞働爭議……三〇一
一　中國勞働爭議の特質……三〇一
二　華北に於ける勞働爭議の回顧……三〇三
三　支那事變後に於ける勞働爭議……三一五

第五章　華北勞働者の思想と組織

第一節　華北勞働者の思想

華北勞働者は華中、華南のそれに比べて思想的に著しく穩健であると言はれてゐる。それにも拘らず華北には中國勞働運動史の初期を飾る四つの主な罷業のうちの三つまでを占めた。即ち民國十一年(大正十一年)の開灤炭礦罷業、民國十二年(大正十二年)の京漢鐵道罷業及び民國十四年青島の邦人紡績罷業がそれである。斯うした現象を皮相的に觀察する時、華北勞働者は早くより階級的自覺を有したかの如くであるが、其の眞相は共產黨、國民黨、其他の勞働運動指導者の指導乃至策動に附和雷同したに過ぎなかつたのである。而かも常に彼等の釣られるところは彼等がとくに低廉な勞銀に依つて感ずる生活上の不安である。そしてそれが偶々彼等を使用する企業主が外國人なることに於て中國人特有の「洋鬼思想」(註)が排外の形をとつて政治的に表現されたに過ぎない。

固より彼等の低い智能を以てしては共產主義乃至三民主義の如き理論など理解し得るものではない。從つて今次支那事變の思想的導火線をなせる抗日救國の思想も其の指導者たる國共兩黨の敗北と共に彼等の觀念から消え去り、それに代る新しき思想即ち和平救國の思想に素直に轉向し得てゐるのである。

然し現下東亞新秩序建設下に於て尙ほ吾人の注意を要するところは、中國共產黨の策動分子が勞働者の裝ひをして勞働者層に潛入し巧みな戰術のもとに彼等を煽動してゐることである。我々は彼等のトラデイショナルな家族主義的思想と習俗に我々のもつべき指導方針を確立し、之れに一つのシステムを與へることに於て、彼等を危險な思想へ迷

動せしめずに衞り得るのではなからうか。華北唯一の民衆實踐組織體として臨時政府と共に發生した新民會はこうした見地から思想對策厚生工作を勞働者層に向つて進めてゐる。

註　「洋鬼思想」に就ては橋樓氏著『支那思想研究』の「第三章支那民族性に關する考察」に於て次の如く説明されてゐる。即ち「中國人の排外傾向には他の諸民族に類例の少ない一種の迷信が潜んで居る。それは洋鬼の觀念である。鬼は鬼畜の鬼、即ち非人格者であり、從て洋鬼は舶來の非人格者を意味する。即ち洋鬼思想は中國人の排外思想を現すものであるが、併しそれは迷信であつて民族性ではない」。（二二四頁）

第二節　封建的勞働團體と秘密結社

今日我々が華北に於ける勞働者層に於て認め得る組織は、封建的なギルド組織の變形的な存續と近代的な勞働組合（工會）組織の形體である。これは中國の工業が近代化しきれずに手工業乃至家内工業に尙ほ多くの餘地を與へてゐる證左である。方顯庭の言を借りれば、支那獨得の古いギルド組織と家族制度が牢固として根を張つてゐることの爲めに、中國の近代工業に充分な組織體系を導入することを不可能ならしめ、又逆に工業組織それ自體が斯くの如くであるが故に勞働に近代的意味の組織化が行はれやう筈もなく、或る論者の言ふ如く唯だ雜然と街を人波が流れるやうに流れてゐるに過ぎないのである。（註）

註　方顯庭著　支那工業組織論　三頁
　　岡崎三郎譯　支那の勞働と社會立法（あじあ問題講座第5卷　二八一―二八二頁）
　　山崎廣著

一、封建的な勞働團體

之れに屬するものは帮及び公所である。

帮制は支那固有の勞働團體とも謂ふべく、其の起源は漢代以前に屬す。帮なる語は『帮助』といふ支那語の助けると言ふ言葉から由來してゐる。即ち相互扶助を意味する一種の同職業の結合であつて、會員は强制的に此の帮の規則に從つて仕事に從事するのである。從つて此の帮制に於ては勞資階級の觀念の如きは全然あり得ない。

帮には手工帮、機械工帮、及地方帮の三種類がある。地方帮は其の分子の多くが苦力よりなるを以て之れを苦力帮とも稱せられる。前二者が熟練勞働者の舊式結社であるのに對し、此の苦力帮は不熟練勞働者の封建的組合である。

帮が同鄕關係を團結の紐帶とするのに對し『公所』は同一職業を紐帶として、多くの同鄕帮を包含し、地方に於ける産業別組合の性質を持つたものである。尙ほ公所には鄕土關係を離れて唯だ同一地域に於ける同業者であると言ふ關係から結成されたものもある。

(1)　手工帮

これは凡そ次の如き職業に於て見受けられるものである。即ち

木匠（ナーヂャン）（大工）、瓦匠（ワーヂャン）又ハ泥水匠（左官）、染匠（ランヂャン）（染物匠）、車匠（車大工）、船匠（チョウンヂャン）（船大工）、帽匠（マオヂャン）（帽子職人）、刀匠（タオヂャン）（刀物師）、鞋匠（シエヂャン）（靴工）、鐵匠（ティエヂャン）（鍛冶屋）、花匠（ホアヂャン）（植木師）、篠匠（トンヂャン）（篠細工師）、繡花（シウホア）（繡取師）、釘書的（ティンシュウ）（製本師）、剃頭的（ティトウ）（床屋）、石匠（シーヂャン）（石工）、裝裱匠（ヂョアピヂャン）（表具師）、帶水的（タイシュイ）（水先案内）、油漆匠（ユウチ）（塗物師）、鐘表匠（ヂョンピヂャン）（時計職）、照像的（ヂャオシャン）（寫眞師）。

手工帮は熟練勞働者の舊式團體で同一職業、同一地域内、同鄕出身者を原則的條件としてゐる。そして同一職業に於ても分業のあるものは分業毎に帮を持つてゐるのである。此の團結は極めて强固なもので、其の領域も又嚴重にして相互に侵すことが出來ない。從つて其の職業に從事せんとする場合には必ず徒弟となり、然る後に職工にならなければないのである。英國に於けるギルドが政府の許可のもとに公認設立されたのに反し、支那の手工帮はそれと類似はしてゐるが、時の政府の暴虐に對する民衆の自己防衞の手段として組織されてゐる。

手工帮の特徴とするところは師傅(シイフ)即ち親方と夥計(ホオチ)即ち職人或は店員と、學徒(シユエト)即ち見習徒弟とが嚴重なる身分關係の上に置かれ同一團結のうちに含むといふことである。

手工帮は師傅を團結構成の單位とし、これに屬してゐる學徒は全然顧みられない。夥計は師傅と共に入帮の資格を有するものもある。

學徒の制度は中國に於ける特殊の制度であつて、洗濯業、仕立業、印刷業、石鹸製造業、五金、毛氈、錢舖、藥屋食糧等の小工場又は商店に普く行はれてゐる。學徒の期限は其の職業に依つて異るも普通三年乃至五年である。時には年期間の衣食の資を持參するものもある。年期間は師傅の家族の一員となつて規約を嚴守して家庭上の雜役に服すると共に職業教育を受けるのである。學徒が規約に違背し其他不正當な所爲あるときは帮の公斷に依つて處分される。そして報酬としては衣食住を給せられるのみで賃銀を受けないのが原則である、が場合に依つては年期間中無過失で通したものに對し毎月或は毎年少額の手當を支給されることがある。年期の途中退去又は他所に轉學することは許されない、若し其れに反して學徒が師傅の家を出る場合は保證人或は父母は主人たる師傅に相當の金錢を衣食住の費用として賠償しなければならない。年期間師傅は學徒に醫藥を供給する責任があるが、其の死亡又は重病に對しては責任を負はない。年期中は師傅に絶對服從して自由行動を許されず一定の休暇或は祭日に少しの暇を貰ふのみである。斯樣にして年期が滿了すれば學徒は酒席を設けて師傅に謝禮し、其の後に同職業の正式勞働者となることが出來又は夥計に昇格して師傅の工場(家)に留まる時には之れに對して相當の待遇が與へられ又賃銀として各季節には生産品の利益の幾分かを分與されるのである。

以上に見た師傅と夥計以下の關係は、近代工場制工業に於けるが如き自由主義思想に據る賃銀勞働者の雇傭關係とは異り、其の間には恰も主從の如く、師弟の如く絶對的家族的親和と社會的連帶とを有してゐる。そして師傅が其の團結の單位となつてゐる。

斯やうに師傅たる企業者と夥計以下の被傭者とが合體して一つの帮に組織されてゐる制度は中國に於ける半封建的經濟組織に存立の基礎を持つもので、資本主義の勃興、近代工業の發展と共に傭主、被傭者間の利害關係の相反を知覺させ、漸次兩者の隔離を來し師傅をしてブルジョア的結合をなさしめ、夥計及學徒をして近代的な勞働組合の結成に導き舊式勞働團體(行會)崩壞の傾向を辿りつゝあることは自然の勢である。

註　第一次中國勞働年鑑　第二編一―二頁
　　川合貞吉著　支那の民族と社會　九八―一〇一頁
　　宮脇賢之助著　現代支那社會勞働運動研究　四六―四七頁　参照
　　東京商工會議所編　支那經濟年報(昭和十一年)　五三九―五四〇頁

工場に屬せざる手藝人例へば木匠、瓦匠、鞋匠、鐵匠等の如きは其團結堅固で其の規約も亦嚴格である。彼等の組織は基金及び經常費を有つ爲めに安定してゐる。そして時に會議を召集し一般の社會狀態を參酌して公定賃銀を規定し之れを會員に必ず遵守せしめてゐる。之れに遵はない者は會の頭目が會議を召集して懲罰法を決定するのである(註)

註　第一次中國勞働年鑑　第二編三頁

(2)　機械工帮

この帮は同一工業の熟練職工が同鄕關係に依つて結合した舊式團體である。職工の推擧せる頭目を以て團結の單位となし、その分子は全部職工より成る。從つて全然企業的色彩なく、企業主と間接的な關係を持ちながらそれを團結の對象としてゐるのである。此の點に於て前項の手工帮と異なる。

華北の主要都市に於ける機械工帮の主なるものは次の如くである。即ち

北京機械工　寧波、天津帮

青島紡績工　青島、德州帮
天津機械工　江蘇、浙江帮

斯くの如く機械工帮が全工業或は一工場内に於て對立することは、互に勢力爭ひをなして、彼等の利益を資本家に對して强く主張することが出來ず、從つて其のことの爲めに低賃銀狀態の積極的な改善を困難ならしめてゐる。言ひ換れば勞働者全體の階級的利益を擁護するところの勞働組合の結成に障碍をなしてゐるものである。（註）

註　第一次中國勞働年鑑　第三篇二頁
　　現代支那講座　第五講一〇一—一〇二頁　}參照

(3)　地方帮、又は苦力帮

地方帮は一地方の勞働者の團結であつて一種の同鄕會の性質を持つたものである。即ち同じ鄕里から出た者が他鄕で仕事をする場合、彼等の利益を擁護する爲めに結成するものである。此の組織は機械工帮と大して異ならず唯だ其分子の殆んど總べてが苦力より成つてゐるだけである。この地方帮のことを苦力帮とも謂つてゐる。

『苦力帮』の特質は同鄕關係を基礎としてゐるが手工帮の如く同職業は必要條件ではなく、その帮員は全然平等の立場にある。然し智識程度の低い大衆を組織分子とするので自然その統卒者を必要とする。此の統卒者「頭目」を「把頭」「苦力頭」或は「頭兒」と言つて呼んでゐる。

一帮の人數は少なくて十人、多くて數百人に及ぶ「頭目」級が多くなると、其處に「大頭目」が出來てそれが小頭目を指揮することになる。小頭目は通例、其の管下の苦力と共に作業に從事するが「大頭目」は勞働に從事せず家にあつて色々計畫を立てたり、又對外交渉の任に當る。

頭目に對する勞働者の信賴心は非常に强くその團結心も極めて强いものがある。華北に於ける罷業が屢勞働者側の勝利に歸するのは彼等の自覺に依る團結力から來たものではなく、自已の帮に對する盲目的服從觀念に依つて小數指導者に信賴した結果である。

苦力頭は企業者から監督者としての自已の賃銀を受けて頭刎を行はない場合もあるが、大低は請負作業を爲して各苦力からは幾分かの割前をとつて自らの收入とする。更に若干を貯蓄せしめ、病氣其他の事故の爲めに作業に從事し得ない場合の生活費に備へ、或は又癈疾を扶助し、死亡の場合の埋葬費に充當する。此等の費用が非常に多くて、苦力頭がそれを負擔し能はざる時は一般苦力の醵金を以て補ふ譯けである。從つて此れは實際上現代に於ける勞働保險制度に似てゐる。これ即ち苦力の苦力頭を信倚するに至る所以である。

苦力帮の帮規は一種の不文律で通常慣例に依つて行はれてゐるに過ぎない。其の主なるものを擧げれば次の通りである。即ち

一、新に苦力帮に入會するに際しては、當該苦力帮所屬苦力の紹介並に保証を要する。
二、入會に際しては紹介人、其他當該苦力帮内の勢力家に對し、或は若干の禮物を送り、或は此等幾人かの主要人物に對し、一夕の小酒宴を開けば足るものとする。
三、苦力帮に加入せる以上、苦力頭の許可を經ずして他の苦力帮の仕事を兼業することを得ざるものとする。
四、勞働に就ては萬事苦力頭の指揮命令を受くるものとする。
五、當該苦力帮所屬苦力が帮の費用を凡ゆる機會に於て、一々分擔するの煩を避けんが爲め、苦力頭は帮所屬の賃銀の頭を刎れ、苦力頭は之れを以て自已の生計を立つると共に該帮經常費を支辨する。

苦力帮の主要なる任務は對外問題にある。即ち

一、領域内（俗に支那では之れを道と謂ひ日本で言ふ縄張りである）の營業を保護することである。領域即ち縄張りは非常に嚴格で例へば天津の碼頭苦力の如きは租界毎に一つの領域を設け、其領域内では他の帮の苦力が物品を運搬することが許されない。若し已むを得ず其の境界を越ゑる場合には必ず豫めその領域（縄張り）を管轄する苦力頭に報告しなければならない。
二、企業者或は其の代理人との交渉である、之れは苦力頭が帮を代表する當然の結果である。

苦力帮の最も發達せるは碼頭人夫其他運搬業及び鑛夫等である。苦力帮の團結力を弱めるものは入帮せざる苦力の多數の存在である。封建的勞働者の團結組織は以上の如くであるが、然しこれ等は資本主義の侵入、生産行程の變遷、新思想の影響等に因つて漸次崩壞の機運にある。(註)

註　第一次中國勞働年鑑　第二編二―三頁
小山清次著　支那勞働者研究　五四―五五頁　参照
川合貞吉著　支那の民族性と社會　一〇一―一〇四頁

二、秘密結社

(1) 青帮

イ　青帮の起源

青帮は今を去ること二百九十年前清の康熙時代に生れたものと謂はれる。

當時南方の各省から北京に年貢米を上納してゐたが、揚州から北京に至る大運河の運送に匪賊の襲擊甚だしく、その横行振りは流石清朝の威勢を以てしても如何ともなし得なかつた。そこで清朝はこれ等の匪賊に對すべく「國家の爲めに安全なる水運を確立するものはないか」と高札を以て有爲の義士を募つた。その頃羅祖を師として苦心の修業を續けてゐた陸祖と云ふもの五台山を降つて武林門外の天竺寺に身を寄せてゐる時不思議な佛緣から錢祖と翁祖との二人を入信させ更に潘祖が師事して來た。この三人に對して陸祖は翁德正＝福齋＝錢體慧＝福亭＝濫伐林＝福軒と命名され、そして「今天津の午前門外に皇家が張り札を出して南から北への水運に成功する義士を募つてゐる。汝等三人は此の重任を引受け百二十八帮半の團體と九百九十九隻半の糧船とを建造して水運に當り、一は國家の爲めに盡忠報國を致し、二は師に代つて祖爺の香煙を普く衆生に接緣せよ」と諭し、更に「翁德正は朱代菴を結び、錢體慧は劉氏菴を結び潘體林は黄氏菴を結び各々信徒を收められよ」と命ぜられたのである。三人が下山して來て見れば果せる哉義士の招聘があるので、皇家に訪問すると殊の外御滿足に思召され、凡ゆる優遇と支援を賜り錢翁の二祖は康熙三十年黑山に遊んで以來消息を絶つて終つたけれども、潘祖は五字の大法に依つて大いに宗旨を弘め大開香門を擧行して盛大に義士を集め、そして水運の實權を握つて以來職務に努力し浙江から通州（北京の東六里）に至る水路を開き幾多の功績を殘して康熙五十年逝去した。そこで師父潘祖の棺を杭洲武林門外十三里の地點華山の麓碧峽橋の下に葬り其處を青帮由緣の地と定めた。其の後高弟宿慶祥と言ふ智略に富む者があつて潘、翁、錢三祖の遺訓を繼ぎ盡忠報國の實を擧げたのである。

咸豐元年洪秀全の亂が起り官軍不振に伴ひ、皇家の糧船は焚燒され、青帮の有つ水運の大業は暫らく頓挫し香煙は四十年の久しきに亘つて斷絶した。

光緒十二年に至つて又其の正統が起り江北十帮江蘇八帮と稱した。

事實は江蘇淵、興武淵、興武六、嘉白、杭三、嘉海衞の六帮だけが黄氏菴に根據を定め各有力なる先輩に依つて統一され宗旨の傳受と業務の遂行に萬全を期し、西太后にも大いに用ひられて光緒二十六年頃迄活動を續けて來たのである。

其の後文明の勢は板船を汽船に代らしめた爲め青帮本來の業務範圍が縮少されたが、水運の力を陸上に伸ばし巧みに陸上に根を張り、その團結力が强硬であつて入帮してゐることが直ちに一種の護身術となるので之れに望みをかけて參加するものも多く益々强力な團體となつて今日に及んでゐるのである。

青帮なる名稱に就てその由來を尋ねるに凡そ次の如くである。

その初め康熙帝の招きに應じて水運の難事を引受けた三祖と其の一宗門下の人々は歲日月を要する運航の寂寥を忍び、或は土匪の襲來と戰つて皇家の爲めに盡したのであるから皇家はその生活を保障し存續を助け、家裡（身内者）といふ言葉を許しそれを名譽づけて誇らせたのである。從つてこの一門の人々は「我等は清朝を安泰ならしめるのだ」と自ら負ふてゐたのである。そこで「安清帮」卽ち「清朝を助けて安泰ならしめる」と言ふ言葉が出來たのであるが其の後清と親とが同音であるところから「安親帮」といふ敬事付けも出來たのである。そうしてゐるうちに清朝が衰へたので何時とはなしに安の字が取り除かれ唯だに「清帮」と呼ぶやうになり清朝の末期になつてからは、清朝の爲めに出來上つた清帮が「清朝は既でに天意を失つた。天意に背き民望を失つた者は之を倒さなければならぬ」との現由の下に革命に味方をしたのである。その頃から三水扁が取り除かれ紅帮と對照的に「青帮」と改められたのである。

ロ　青帮の組織及統制

青帮の組織及統制は歷代を根本となし、其の順位を基準と定め、先輩に於て專制權を有し後輩は先輩に對し絶對服從の義務を負ひ、而かも其の間に不文の道義的觀念が存在し、師父と子弟、義父と義子の關係に結ばれ門外漢が容易

に窺知し或は想像し得ざる心境に依つて結束し一糸亂れぬ流れを續けてゐるのである。

今その組代を畧記すれば次の如くである。

初祖達磨　八祖羅正清愛泉
二祖神光　九祖陸清鹿建大法子
三祖曾燦　十祖陳子瀛益水大靜禪子
四祖道信　十一祖趙大官悟本道元禪子
五禪宏忍　十二祖翁體正福齋
六禪善信　十三祖錢體慧福亭
七禪圭峰恒山　十四祖潘體林福軒
大雲禪子

以上を祖翁と稱し、文字を用ひて其歴代を記號してゐるのである。即ち

清1 靜2 道3 德4 文5 誠6 佛7 法8 仁9 倫10 智11 慧12 本13 來14 自15 信16 元17 明18 興19 禮20 大21 通22 悟23 學24

此れに依つて見るところの文記號は事實上青帮結成の祖とも云ふべき翁、錢、潘の各祖までは一祖一代を示したものであるが、それ以下即ち十五代以下は運糧を業とする團體となり、多數の人々に依つて團體が結成されたものであるから結局一祖一代の記號ではなく帮員各自が入帮した順位、換言すれば多數帮員共有の歴代を示した記號となつたのである。

現代では學通悟の班に屬する者が最も多く大字班以上は極めて少數となつてゐる。民國廿年一月の調査に依る當時全支那に生存して居る者は大字班が廿五名、禮字班が十五名、興字班が八名となり、何れも各地方の老頭兒(老人)斯界の元老として尊敬せれてゐる。

此の正流に添ふて同志相互の扶助を義務と心得、慈悲、慈善、慈愛とを念願に暴を諫め弱きを扶け强きに怖れず、死を誓つて帮規を遵守し、惡を糺して正を行ふ所謂義氣千秋を主義の全貌としてゐるのである。

青帮全員の日常の行動は其の長たる老師の指圖に依るものであつて、起居進退總べて老師の意に出でざるものはない。老師には參謀本部とも言ふべき機關即ち智能兩方面の原動力が六部に分つて設けられてゐる。

六部は清朝の政治機關を模倣したもので引見部、傳道部、掌布部、用印部、司禮部、監察部に分れ各部に部長一名を置き所與の任務を完全に遂行し責任の所在を明瞭ならしめて遺憾なきを期してゐる。即ち引見部は入帮者を誘導紹介し、傳道部は仲間の規約や隱語、禮法等を說明し、掌布部は契約書等の書類文章を掌り用印部は入帮者の信不信を確めて入帮名簿に調印し、司禮部は入帮式其他祭禮儀式を掌り、監察部は帮に關する一切の監察事務を掌り殊に帮員の行動を探つて其の取締りの任に當るのである。

入帮は非常に重大視されて居り頗る複雜であつて嚴重な手續と儀式とが行はれるのである。即ち入帮希望者は先づ引見部の紹介に依つて老師に面會することを絶對に必要としてゐる。

斯樣にして入帮せんとする者が先づ帮員を介して老師に面接を乞ひ、老師の承諾を得てから香堂の式が行はれる。その時は司禮部から入帮式を擧行する期日を定めて各老師と新入帮者に通知する。所定の日には共に列席して、相互監視の下に嚴格な入帮式が行はれる。儀式は祭壇を設けて三老四少等を迎へ各々所定機關立會の中に帮規を讀み聞かせられ絶對に服從することを誓ひ、之れに依つて始めて老師との間に親分乾分の關係が正式に成立するのであるが、一人前の青帮員となる迄には五個年の長い年月を要すると言ふ實に六ヶ敷き立場に置かれ、その間の修養と自負心が自然と團結力に富む青帮員を育成するのである。

ハ　青帮の規約(帮規)

規約は秘密結社の生命であり、青帮が頗る簡單な組織を以て今日の隆盛を爲して居るのも一つにはこの帮規にあるとも云ふことが出來る。此の青帮の憲法である帮規は義氣千秋と云ふものの中に認められてある。この義氣千秋は老師から師に、師から帮員に各々授けられるもので、これには十帮規はもとより青帮の組織から入帮紹介者老師、入帮者、日常守るべき法則等が載せてあつて帮員は肌身離さず持つてゐる。この義氣千秋は青帮の命脈で十大帮規は青帮の大精神である。

尙ほ義氣千秋の中にある「三祖訓言」は青帮規約の總則であつて、それに對する帮員の信仰的心境は普通吾人が思想の圖外である。此の

心境の支配下に次のやうな諸規則を遵奉しやうとするのである。

三祖の訓言

汝等後世の輩よ、余が訓へに耳を傾け心して其の眞意を摑むべし、我が道の宗旨は信義を尊び以て非なることを避けるにある。素より枝葉は同根であつてはならぬ、受戒の後は已を潔く身を修め平和を旨として世に處すると共に人に對しては忠實であれ、帮規は嚴ぜすべく國法には遵ふべし、而かも祖の敎に反く勿れ、恩を忘れてはならぬ。

十大帮規

一、師を欺かず
二、先輩を輕蔑すべからず
三、帮規を攪亂すべからず
四、江湖を亂道すべからず
（註）世間を騙がすことを戒めたもので、卽ち惡錢の分配、繩張り爭ひ等で內輪喧嘩をしてはならぬ意
五、扒灰放龍すべからず
（註）實子の嫁を盜むべからず、自已の利益の爲に折角の玉を逃すべからずとの意
六、式水帮線すべからず
（註）仲間を裏切つて官憲を引き入れ、或は一時の惡事を其の筋に密告してはならぬ意
七、奸盜邪淫すべからず
八、福あらば同じく享くべし
九、難あらば同じく當るべし
十、仁義禮智信たるべし

以上が十大帮規である。若し之れを犯すものがあれば、立ちどころに斬殺し毫も假借せずと言ふ但書が附してあるところから見ても、此帮規が如何に靑帮として重要性を有してゐるかが容易に想像することが出來るのである。

此の外に靑帮規約の細則とも言ふべきものが色々ある。

八字の天律

孝弟忠信禮義廉恥

これは靑帮でなくても人倫五常の道として遵守しなければならぬものである。

十大禁止

一、一徒にして三師に師事するを許さず
二、父子の關係にあるものは一人の師に仕ふることを得ず
三、師の死亡したる後に於てその墓を師と爲す勿れ
四、一度弟子を採ることを止めた者は再び復活すべからず
五、弟子を採用しない間は先師への再入門を許さず
六、本帮の者は其の帮の引進人たることを得ず
七、師の死後に代つて弟子を採ることを得ず
八、兄が徒となつた場合弟はその正系の師となることを得ず
九、帮員たる者は同志を輕視すべからず
十、自尊の爲に帮を輕んじ又は傷付けることを得ず

十大謹遵事項

一、父母に順孝なれ
二、國に忠を盡せ
三、長上を尊敬せよ
四、兄友に悌恭なれ
五、夫婦和順せよ
六、友に誠信なれ
七、近隣と睦み親しめ
八、心を正し身を修め
九、德を積んで功を累れ
十、方便を施して人の爲に計れ

三歸＝九戒

善門に歸へれ　佛法に歸へれ　師訓に歸へれ

賭博を戒め　酒癖を戒め　亂淫を戒め

殺生を戒め　鬪歌を戒め　女色を戒め

盜みを戒め　隱謀を戒め　嗜好を戒め

三從、四德、四正

君に從へ、父に從へ、兄に從へ

道德を奉じ、功德を作り、恩付に報ひ、陰付を積む

存心正、行事正、親正人、讀正書

この外三教九流と言ふ訓へもある。實に八釜敷い内規に縛られてゐるのである。

九種の規定と云ふ名稱は素より無いのであるけれども、雜多な規定を集めて見ると先づ九つに成るから便宜上こんな稱呼を付して居る。次にその大要を說明する。

一、入帮の規定

入帮せんとする者は先づ引見師の紹介に依つて老師に面接しそれから前項各部の嚴重な調査及手續を了し、其の上吉日を定めて香堂の式が行はれ三老四少の前に三跪九拜して帮規の遵守を誓ひ帮員の證を下附される。

二、秘密維持の規則

青帮員が外地を訪問する時には日本で行つてゐる禪僧の問答の如く或は「やくざ」や職人の渡り言葉の如く一定した青帮問答なるものがあつて其の語數は實に幾千語に及び却々容易なものではないのであるが、此の青帮問答に依つて同志か否か試驗が行はれ、萬事はそれから後に行はれることになつてゐる。

（イ）、談話の方法、（ロ）、喫煙の方法、（ハ）、合言葉の方法、（ニ）、飲酒の方法、（ホ）、隱語の方法

三、同志仲間の規則

帮員相互の衝突が起つた場合は、其帮員の屬する雙方の老師が所定の茶館に會合して判決する。此の判決が如何に不合理であつても、雙方の帮員は絕對に服從しなければならぬ、而して負けた方は相手を招いて、酒食を驕る。之れを畵花（散財の意）と云つてゐる。或は時に三主爺牌の前に燭を燈して謝罪することもある。

四、對外規則

青帮は同帮以外の者を指して（空子）だとか（牛子）だとか稱して彼等の同志とそれ以外の者とが相爭ふてゐる時には其の相手が親であらうが友人であらうが或は事の善惡が何れにあらうがそんなことは別問題として同志に味方をしなければならぬことになつてゐる。若しそれをしなかつた時は（保牛子過關）＝（帮規違反者）と稱して嚴重な處分を受けなければならぬ定めになつてゐる。

五、紅帮に對する規則

青帮員たる者は如何なる事情があらうとも絕對に紅帮員たることを許されず、紅帮員たる者が改めて青帮たらんとする時は志願に依り老師の認定を以て入帮を許可することがある。

それだけ青帮として優越感を持ち又自尊をしてゐるものであり社會も又青帮に對して紅帮とは雲泥の差を以て信用してゐるのである。

六、密告の規定

密告と云ふのは官憲への密告ではなく同志への密告なのである。例へば青帮員である者が官公吏、政治家、警官司法官等の職にある場合何事か事件に遭遇したならば直ちに同志へ報告しなければならぬことになつてゐる。即ち國家の權力を一歩拔け出た彼等の勢力作用である。

七、開碼頭の規則

元來碼頭と云ふのは波止場のことを謂ふのであるが、そこが船乘り渡世に因む青帮のことであるがら碼頭とは縄張りと云ふ事を云ふのである。彼等の同志は到る處に散在してゐるのであるから渡り仁義の言葉もなくてはならない。即ち一地方の同志が他の地方へ乘り込む場合開碼頭で行きさへすれば旅費や小使に困らぬばかりか觀迎會まで開いて呉れるのであつて、到る處に港ありとは彼等社會の事である。

八、碼頭管理の責任者

所謂碼頭＝即ち縄張りの親分は老師である。老師は若し乾分の中で法網にかかる樣な者が出來た場合之れを逃してやらればならぬ。それのみでなく其の身内の者をも養つてやらればならないのである。

清朝末期の大親分馬德芳は更なり、現在の首領格黃金龍、杜月笙、張嘯林、李徵五等の如きは毎日豪勢な炊き出しをして大びらに乾分を養つてゐる。

九、茶碗陣の法則

青帮が茶碗陣に依ることは相當にあるのであるが、其の一例を示すと青帮員が未知の地方に行つて困つたとする。その時は大概劇場に行き御茶を持つて來た茶碗を伏せ其の上にハンカチーフ等を掛けたりする。そして芝居を見物してゐるとその暗號作法を發見した地方の同志が必ず暗號で呼び掛けてくる。劇場は各地ともに無賴の徒を防ぐ爲め、青帮に關係のある者が關係して取締に從事してゐるから茶碗陣に應ずる者がないと云ふやうなことは殆んど無い。その呼び掛けるのを無言の動作例へばお茶を注ぐ時急須の口下へ右二本の指を當てるとか或は右手に持つた茶碗を左手に持ち換へ、或は又一度伏せてから又起すとかで行はれることもある。何れにしても此の種の問答に依つて身分が同志と判れば旅費其他一切に不自由の無いやうに待遇して呉れるのである。この茶碗陣たるものは門外漢の容易に關知し得るものでなく彼等同志の生命的暗號である。

以上述べ來つた所は時代の變遷によつて多少の變化をまぬかれないが概して今日嚴格に實行されてゐる如くである

（二）青帮の現勢

現代青帮の分布狀態を見ると其の大勢力は上海を中心とする長江の沿岸である。其の數實に五〇〇萬を超過し、南一帮に二〇〇萬、華僑五〇萬、北支一〇〇萬、滿洲五〇萬、其他一〇萬と稱せられ合計一千萬內外と知られてゐる。

上海には名の實れてゐる杜月笙、實力派の李徵五及張嘯林それに名實共に第一人者と呼ばれてゐる黃金龍等があつて之を指導し强力なる事實の存在として押しも押されぬ堅城を築き上げてゐるのである。

北支青帮には六つの宗教を究め六ケ國の國語をす高僧王樂慧を初め、厲大森、吳鵬擧、王克明、揚嘉炳、李紹日、張月笙、吳弟困、林樹和、蔣玉山、宋魯宸、韓代新等の御歷々が揃つて居り、尙旭東の指導に依つて生れた親日團體普安協會を根據に堂〻と名乘りを擧げ目覺しい活動を展開しつゝあるのであつて、將來南北青帮の握手さるる時が來たならば易々として全支那を席捲するであらうことが想像されるのである。論者或は謂ふ「青帮は時代の進化と共に取り殘されて自然に消滅するであらう」とこれは支那社會の特異性を度外視した文明論者の推斷であつて吾人の與せざることろである。

入帮者は官吏、軍人、學者、富豪、新人等々凡ゆるインテリー及ブルジョア方面に及んでゐる。

これを船乘り團體などと云ふ見方をしてゐる者があれば、これこそ大なる認識不足である。元來青帮は陸祖か翁錢潘の三祖に下山を命じ皇家のために水運の難事に當れと教訓を下した時既に「師に代つて祖爺の香煙を普く衆生に接緣せよ」と宗旨の傳道を明示されてゐたのであるから、水運に因む碼頭と稱するのは强ち船の港のみの意殊ではなく宗旨を弘める根據地即ち宗徒が出入する宗門を意味してゐたのである。

（註）本稿は昭和十五年三月多田部隊本部參謀部に於て實施の第二次興亞訓練に於て森安治郎氏の講述せる『勞働者組織と秘密結社との關係』を基礎にその他左記の文獻を參考とせるものである。

一、米光高義著支那の秘密結社と慈善結社（一―二八頁）

二、中國通信社著　抗日支那の全貌

三、實來正芳著便衣隊の正體を衝く

第三節　勞働組合（工會）組織

一　民國八年より民國十六年に至る國民黨の聯俄容共政策時代に於ける華北勞働組合組織概況

中國に於ける勞働組合の發生は民國八年である。當時上海を中心として中國各地に紡績工場が勃興し、其の機運に乘じて歐洲の勞働運動思想が流入するに至つた。

華北に於ける勞働組合組織の端緒は山東問題を動機に京津地方の學生が所謂五、四運動を起した頃からであるが、その端緒として民國一〇年春京奉線唐山南廠の職工同人會、同年秋京漢線長辛店に於ける工人倶樂部が組織せられてゐる。これに續いて民國十二年（大正十二年）二月には河南省鄭州に於て京漢鐵道全線從業員七、〇〇〇名の鐵道勞働總同盟即ち京漢鐵路總工會が誕生し、其翌十三年には全國鐵路總工會が上海に於て成立した。

之れに先立ちて國民黨の總師孫文は第一次北伐失敗に依り上海に亡命中（民國十一年八月）革命運動の打開策として

ロシア革命の方法を採用し同年中國共産黨の李大釗と手を握り、ソ聯代表ヨツフエと會見する等聯俄容共への第一歩を踏み出し、民國十三年一月の國民黨第一次全國代表大會に於て此の新政策を承認した。斯くして聯俄容共政策の上に開かれた國民黨第一次全國代表大會に依り、民衆工作の基礎が農工に於て確立し工人部長に國民黨左翼派の廖仲愷、農民部長に共産黨の林祖涵が任命され、農民協會と共に勞働組合の驚異的な躍進が開始された。そして民國十四年廣東に全國各地の勞働組合を統轄するところの中華全國總工會が結成された。(註)又此の年五月には先きの五、四運動と共に中國に於ける勞働運動の重大な二ポイントをなせる五、卅事件が上海に起つてゐる。

第一七六表　中華全國總工會組織系統

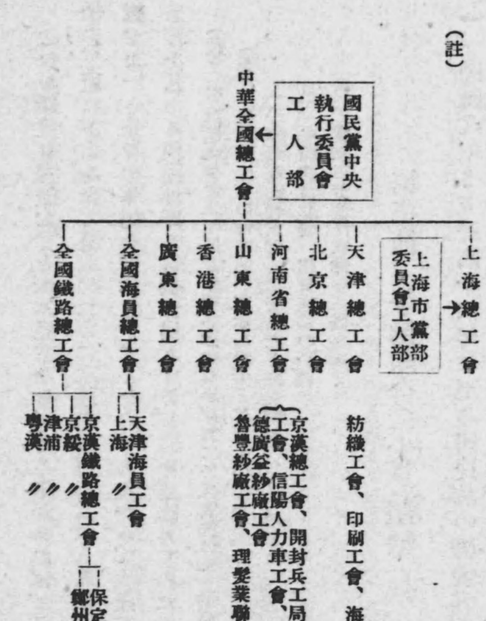

斯くして民國十六年(昭和二年)二月國民黨左翼派と共産黨の合作に依り武漢政府が樹立せられ、茲に國共合作に依る中國勞働組合運動華かなりし時代を演出するに至つた。此の期に於ける華北各産業界の勞働組合組織は南方のそれに匹敵し得ないにしても相當盛況を呈した。以下産業別に當時の概況を畧述しよう。

(1)　工業方面

北京市に於ては民國十四年(大正十四年)六月に北京工團聯合會が組織され、翌十五年元旦には北京總工會が成立した。然し下級の工會が成立を見なかつたため有名無實に終つてゐる。天津に於ては民國十四年八月に天津紡織工會、印刷工會、海員工會、五火工團及鐵匠工會、金銀匠工會等が集つて茲に天津總工會を組織し、之れに參加せる團體二〇、會員七、〇〇〇人に達した。

濟南に於ては民國十四年七月、津浦鐵路總工會籌備會、津浦鐵路濟南分會、魚豐紗廠工會、理髮業聯合會及洋車夫公會等の代表に依つて濟南總工會が設立せられた。

河南省鄭州に於て民國十四年九月、河南省總工會成立大會が擧行せられ、之れに參加せる工會は三十餘である、山西省には民國十五年(昭和元年)六月の英國勞働黨代表マロンの調査に據れば工會五その會員數二萬を算してゐる。

(2)　礦業方面

民國十一年(大正十一年)九月に唐山の礦夫が工會を組織せるを初めとし、開平、林西、馬家溝及趙各莊の各礦に於ても、之れに繼いで工會の成立を見、茲に開灤五礦勞働者倶樂部が組織された。開灤炭礦の主要輸出港たる秦皇島にも亦工會が出來てゐる。然し此れ等の工會は成立して間もなく大規模の勞働爭議が起り其の結果軍隊の干渉を受けて工會は封鎖せられた。其後五、卅事件の影響を受け工會復活運動が起りたるも再び失敗に歸した。

(3)　鐵　路

民國十二年(大正十二年)二月、河南省鄭州に於て京漢鐵路總工會の成立大會が擧行せられたるも、時の直隸派軍閥の壓迫に依り全國的の大罷業を以て闘ひ、其翌年の鄭州第二回代表會議に於て遂に所期の目的を貫徹した。爾來、民國十四年四月京奉鐵路總工會が成立し又津浦鐵路に於ても同七月浦口に於て全路總工會を組織した。次いで八月京綏鐵路總工會が張家口に於て、翌十五年の初めには石家莊に於て正太鐵路總工會が組織された。更に隴海鐵路に於ては民國十二年の所謂「二、七事件」以前より既に工會組織を持つてゐ

たが、其後閉鎖され十三年の秋に至つて再び工會組織の運動起り十四年の夏、開封、洛陽、徐州の各地に分會が成立し、七月開封に總工會の正式成立が通告された。

(4)　海　員

民國十一年(大正十一年)に香港の海員が罷工に勝利を得てより、茲に中華海員工業聯合會が香港に成立し、五、卅事件の發生に促されて天津にも其の分會が出來た。

(5)　郵　務

民國十五年(昭和元年)既でに上海、天津、漢口、廣東の各郵務工人の間に組織されてゐた郵務工會の發起に依り北京、ハルビン、青島、濟南、開封、沙市、南京、蘇州、杭州、寧波各地の郵務工人が之れに贊同し、同年十月十日籌備大會が開催され、全國郵務總工會の組織に當つた。

註　第一次中國勞働年鑑第二編五―一〇頁九六―一二三頁。熊本正一氏、國民黨勞働政策の歴史的觀察。宮脇賢之助氏、現代支那社會勞働運動研究(二二七―二三一頁)

二　民國十六年(昭和二年)より民國二十五年(昭和十一年)に至る國共分離、勞働法令確立時代に於ける華北勞働組合組織の概況

國共合作に成る武漢政府の下に、勞働組合運動は顯著なる進展を示したるも、民國十六年四月蔣介石の對共産黨クーデターを契機とする南京政府樹立以後從前の聯俄容共政策は清算せられ、一切の共産主義的民族運動は停止を命ぜられ、即ち階級意識を基礎とせる農工大衆の左翼の活動に對し國民黨は「勞働者の眞の利益の攪亂者」と稱して壓迫を加へると共に所謂「御用組合」を以て之に對抗せんとした。之れは大部分工頭(把頭)を以て構成され、

「民族高於階級」
「爲民族利益、犧牲階級利益」
「努力生産、以富强中國」
「中國共有大貧小貧、要一致對付外國之眞正大資本家」
「階級合作、勞資協調」
「尊重黨國威信」

の指導精神を以て勞働者の不當な鬪爭、即ち三民主義に不忠實な鬪爭を破壞し、之れを三民主義信奉へ誘導すべき任務を與へられた。然し一面外國資本に對する或る程度の民族主義的經濟鬪爭を許容することに依り、勞働者の鬪爭心を滿足せしめ、黨府に對する反撥及國民の階級對立を滿足せしめんとする功妙なる人心收攬策を講じた。

民國十七年(昭和三年)の國民黨三全大會に於て工會の統制權を國民黨に附與すべしとの動議が採擇せられ、翌十八年國民政府は工會法を發布した。此の工會法に依れば。

(イ)滿十六才以上の男女にして同一の産業、若くは職業に雇傭されてゐる勞働者は、其の智識、技術又は生産能力を向上し、若くは雇傭條件又は生活標準を維持する目的の下に、産業別又は職業別の工會を組織し得る(工會法第一條)

(ロ)一つの工會を組織するに當り必要な最少會員數は産業別工會に於ては百名職業別工會に於ては五十名である。(工會法第一條)

(ハ)國家の行政官廳に雇傭されたる勞働者は工會に加入することを許されたり(工會法第三條)

(ニ)同一の産業若くは職業に於ける勞働者は一定の地域に於て一個以上の工會を組織することは出來ない(工會法第三條)

(ホ)工會の産業別、又は職業別の聯合體組織は其の目的が組合員の知識技術又は生産能力を向上し、その共同利益の爲めの研究を行ふことにある場合にのみ認可される(工會法第四十五條)

(ヘ)此の工會法に依つて認可された組合は凡ゆる福利事業を行ひ雇主と團體協約を締結し、勞働爭議を解決し、又關係當局と協力して勞働立法の立案修正施行に盡力する(工會法第十五條)

(ト)調停及仲裁手段が執られるまで且つ會員の三分の二が會員總會に於て罷業に贊成する迄は罷業行爲に出づることを禁止してゐる(工會法第三十七條)

(チ)主務官廳は左記の場合に該當する時は工會を解散せしめることを得るとしてゐる。(工會法第三十七條)

一、存立の基本要件を具備せざるもの

二、法規に重大なる違犯あるもの

三、安寧秩序を破壞し或は公益を害するもの

民國十九年(昭和五年)六月には工會法施行令が公布され工會が政府の監督下に置かれることを明示した。

尙ほ工會に對する國民黨の指導は思想工作の意義をも含み、工會を以て勞働者訓練の機關たる任務を與へ、その組織を積極的に援助した。

從つて此の第二期に於て華北の各地各業にも續々と工會の組織を見、その活動も國民黨部指導のもとに愈積極化した。以下河北省及主要都市に就て其の概況を述べれば次の如くである。　卽ち

(1) 河北省

河北省に於ては民國十七年(昭和三年)より工會の公開的活動が始まり、唐山、石家莊、塘沽等の工業地帶に國民黨員が入つて各業の勞働者を指導して工會を組織した。各地重要工會に就て左の調査表がある

第一七七表　河北省各地重要工會調査表

工會名稱	會員總數	成立期日
門頭溝平西礦業總工會	籌備中	啓新磁廠工會
門頭溝礦業工會	五〇〇	同上
塘沽永利鹼廠工會	六〇〇	華新紡紗工會
久大精鹽公司工會	四六	河頭猪鬃工會
唐山唐山市總工會(十六箇所)	一七・九・一	陶業工會
開灤礦業總工會(六ヶ所)	一八・四・二六	北寧路唐山工會
啓新洋灰公司工會	—	石門大興紗廠工會
磁縣怡立煤礦工會	二〇,〇〇〇	石門市正太鐵路工會
中和煤礦職員工會	五〇,〇〇〇	平漢鐵路石門工會
中和煤礦工會	二,八八九	井陘礦廠鎭業工會
福安煤礦工會	一八・一・一	正豐煤礦礦業工會
彭城瓶業工會	一八・一・一〇	合計
彭城瓶行職工會	一八・一・一〇	
井陘	一八・一・八	

省內全部の工會を領導する機關として、初め河北省總工會があつたが其の後河北省總工會整理委員會に改組せられた。十九年末に於て、工會施行令に準據して各地工會整理に着手し、存立可能のものに對してのみ登記證書を交付した。其の數字に據れば工會數四九、會員數五四、六二七名と擧げられてゐる(註)

註　詳細は第二次中國勞働年鑑第二編三〇―三一頁

(2) 北京市

民國十七年(昭和三年)六月國民革命軍の入城に依り初めて市黨部は各業の工人を指導して工會組織に着手した。同年八月迄に長辛店鐵路工會、西直門鐵路工會、南口鐵路工會、糞夫工會、電車工會、報夫工會、印刷工會、鐵匠工會、汽車工會、裁縫工會、馱夫工會、洗染工會、電話工會、水夫工會、郵務工會、泥瓦匠工會、人力車工會、西山煤礦工會が設立せられた會員總數三萬人。同年八月各工會及總工會は共產黨の據擬を以て平津衞戍司令より解散を命ぜられたが市黨部より抗議を申出で再び公然と活動するに至つた。以來工會運動は長足の進展を見せた。

民國十一年八月現在では工會數四五內外、工會員二萬二千人に達し、北京市工會運動最盛の時期を劃するに至つた。

民國十八年(昭和四年)の十月には北京市總工會の改選をめぐつて現狀維持派と改選派との間に爭ひを生じ、維持派の煽動に依つて人力車夫、工程隊勞働者は電車破壞の暴擧に出でたが軍警の出動に依つて鎭壓された。翌十九年二月中央より總工會取消の指令が市政府に達しそれに依つて該會の活動に頓挫を來した。同年九月擴大會議の成立するや再び總工會の復活を見たが東北軍の入關に依つて遂に又其の跡を絕たれた。

民國二十年(昭和六年)二月北平市黨務整理委員會は民衆團體の整理に當り、工人團體指導委員を派遣して人民團體の登記を行つた。そして三月には各工會も改組成立し市黨部より發給せる許可書を有するもの結局十處となつた。卽ち其の名稱と會員數は次の如し。

第一八七表　北京市工會一覽表

會名	會員人數	會名	會員人數
電車產業工會	九二九	養夫職業工會	一、九七一
火柴產業工會	一、三二〇	大車夫職業工會	二、〇四九
自來水廠產業工會	八四	報夫職業工會	四〇二
遊藝場產業工會	一〇六	織紐職業工會	三六四
工學院工廠產業工會	五二	毯業職業工會	一二五
		總計	七、四〇二

（備考）中國勞働年鑑第二次第二編第二章勞働組織九五三頁ヨリ

(3)　天津市

民國十七年八月天津市總工會が天津勞働者代表大會の議を經て正式に成立した。しかし民國十六年工會法の制定に依り總工會は其成立を否認され自然消滅を告げた。

民國二十年(昭和六年)天津市黨部が國民會議代表選擧の爲め中央の勞働者團體組織法規に依つて該市各工會を整理しそれに依つて正式に成立を認められたるもの十六處で其會の名稱及會員の人數は左表の如くである。

第一七九表　天津市工會一覽表　(二十年九月)

會名	會員人數	會名	會員人數
紡績業產業工會	一四、〇八一	印刷業職業工會	六〇〇
火柴業產業工會	一、三七七	金銀業職業工會	一三二
麵粉業產業工會	六九四	報夫業職業工會	八〇
水業職業工會	八四一	猪鬃業職業工會	一、一五九
清潔業職業工會	三三一	電車業職業工會	一、三八六
脚行職業工會	—	海河業職業工會	五八六
自來水業職業工會	一八一	上鞋業職業工會	—
織紐業職業工會	一、三二六	大餅業職業工會	—

（備考）第二次中國勞働年鑑第二編九四四頁ヨリ

右の外郵務、電話の兩工會があり、之れ等は既に市黨部の指導を受けて他の工會と共に組織成立してゐる。

此の外、肥料、航員兩工會は許可申請中として、又津浦、北寧、兩鐵路工會は該鐵路特別黨の領導のもとにあるものとして右統計表から除外されてゐる。

天津の各工會は大體工場を以て單位となし、何々分會と稱して單獨にて對外活動をなしてゐたものであるが工會法の制定に依り一業毎に一つの工會を設けることとなり各工場工會は「分事務所」と改稱して其の單獨の對外活動を否認された。

(4)　青島市

青島市の勞働者團體の活動は民國十八年(昭和四年)の五月國民政府が青島を接收した時に始まる。此の時より翌十九年(昭和五年)の十一月に亘りて該市工會は市黨部訓練部組織整理委員會の手に依つて整理され、其の結果市社會局に登記されるところとなつた。同七月迄に登記された各業工會整理委員會の數は四十四處である。そして同年工商部の全國工會調査に依れば青島市には

工會　三三處　會員　二五、六三九人

であつた。同年十二月、市黨部に於て工會法及指導人民團體改組辦法に據つて、各業工會整理委員會の改組を指導したが、却々の困難を伴ひ就中人力車夫、洋務、印刷業、電燈公司、郵務電話局、峰村油房等の如き各工會は新に組織せざるを得なかつた。

第一八〇表　青島市工會一覽表

名稱	合格者	不合格者	名稱	合格者	不合格者
滄口區紡織業工會	八、〇九八人	一七人	蛋業工會	一、〇八人	—
華新紗廠	(一、六九四人)	(一〇人)	火柴業工會	(四五四人)	—
寶來紗廠	(一、二四六人)	(四人)	啤酒業工會	(二四人)	—
富士紗廠	(一、二五五人)	(二五人)	木業工會	(二四二人)	—
鍾淵紗廠	(四、六二四人)	(六二人)	鐵業工業	(一四二人)	—
東鐵市內區紡織業工業	一、一〇五人	三人	鹽業工會	(一〇四人)	(四人)
洋服業工會	二六人	—	汽車司機業工會	二三人	三人
火油業工會	三〇人	—	合計　工會一五處	二三二九人	一六一人
自來水工會	六〇二人	—			

（民國二〇年二月八日中央日報掲載）

(5) 濟南市

民國十四年(大正十四年)七月に濟南各工會を以て總工會が組織されてゐたが其の活動は地下行動的であつた。十七年に五、卅事件が發生して國民革命軍が濟南を退去するや其の機に乘じて共産黨が活動を起し、勞働界は共産黨の勢力下に置かれるに至つた。然し其後その勢力の衰退に伴ひ國民黨員の起つところとなり、茲に總工會籌備委員會の組織を見るに至つた。十八年四月十一日山東省政府が中央の工商部に提出したところの濟南市工會概況表に據れば當時の該市工會は十五處、會員一一、八八八人であり、一切の活動は秘密の裡に行はれてゐたが十八年五月に至つて始めて勞働界に公開活動起るや總工會整理委員會が成立した。

民國十九年(昭和五年)八月の統計月報に載せられた左記濟南市工會統計表に依れば工會十八處、會員一六、二一四人である。

第一八一表　濟南市工會一覽表

工會名稱	成立年月	工人統計 男	女	總計
造胰工會	一八・四	七七	—	七七
東裕隆煙草公司工會	一八・六	二二四	四八	二七二
勸務工會	一四・四	九三	—	九三
書詞工會	一八・四	一七五	六〇	二三五
天成蛋粉工會	一八・六	八一	八一	一六二
電氣工會	一七・二	一六九	—	一六九
電話工會	一八・四	一七六	—	一七六
藝術工會	一八・四	一八〇	五〇	二三〇
德昌工會	一八・六	七六	二五七	三三三
麵粉工會	一八・四	四二一	—	四二一
金汁業工會整理委員會	一七・五	四三一	—	四三一
印刷工會	一七・八	五二〇	—	五二〇
兵工廠工會	一七・六	九三五	—	九三五
振業火柴工會	一八・五	五六四	三七八	九四二
理髮業工會	一七・五	一、二九九	—	一、二九九
魯豐紗廠工會整理委員會	一七・六	一、一九二	一、三五六	二、五四八
廚業工會	一七・二	二、七〇〇	—	二、七〇〇
建築工會	一八・四	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
總計	一八處			一六、二一四

註　第二次中國勞働年鑑第二編第二章(勞働組織)參照改造社版支那經濟年報五三四頁—五三八頁
熊本正一氏、國民黨勞働政策の歴史的觀察八頁—九頁
中華民國現行法規大全七八五頁—七九〇頁

各地方別の過去に於ける工會の狀態は大體右の通りであるが、尙ほ一、二の資料と併錄すれば次の如きものがある。

第一八二表　民國二十一年（昭和七年）華北工會一覽表

省別＼產業別	紡織	化學	飲食料	被服	建築	通信交通	教育	家具	官業	技藝	機械	雜貨	其他	計	備考
河北	六	四	二	四	九	六	五	八	七	一	一	五	九	六七	
山東	五	四	一	二	二	七	三	〇	四	〇	〇	三	六	三七	
河南	二	〇	八	二	二	七	一	二	〇	〇	〇	一	五	三〇	
山西	一	二	一	二	五	一	〇	二	〇	〇	〇	一	二	一七	
合計	一四	一〇	一二	一〇	一八	二一	九	一二	二一	一	一	一〇	二二	一五一	

備考　本統計は改造社版支那經濟年報昭和十一年度五三六頁より摘錄した

第一八三表　民國二十一年(昭和七年)華北工會員數　(但し工會法に據り登錄を了せるもの)

省別＼產業別	紡織	化學	飲食料	被服	建築	通信交通	教育	家具	官業	技藝	機械	雜貨	其他	合計
河北	六、五六三	二、〇五五	七九九	一、〇〇四	四、六五二	二、三五七	九六七	二、六六二	三、九二一	—	—	四三、〇九七	三、〇七四	七二、一〇〇
山東	一五、七一〇	一、二四四	一、四三九	八六〇	七五三	七、五一六	五〇四	三七〇	四六八	—	—	一二四	—	二八、九九八
河南	一、九六〇	—	一、四七四	八四四	八、三二四	二、一八七	二六九	一七六	—	—	—	六五〇	三五三	一六、一八七
山西	六〇四	五三四	一七	三、三〇三	—	—	—	三〇〇	—	—	—	—	二四四	五、一六三
合計	二四、八四七	三、八三三	三、八八九	六、〇五一	一三、六二九	一三、〇六〇	一、七四〇	三、四六七	四、三八九	—	—	四三、八七一	三、六七一	一三一、四四七

備考　本統計は改造社版支那經濟年報昭和十一年度五三七頁より摘錄した

三　支那事變後の華北に於ける勞働組合

西安事件を契機に國民黨は再び共産黨と合作し、所謂民族統一戰線の名のもとに工會は黃色(御用工會)と赤色(共産黨)の差別なく動員せられるに至つたが、支那事變勃發し、間もなく華北華中に新政權の樹立を見るに至るや國民

黨、共産黨及び人民戰線派の勢力後退し、それに伴つて從來の工會運動も漸次其の跡を絶ちつゝある。

斯くる情勢に對し華北に於ては臨時政府並に新民會がそれを自然的成行にのみ放置せず、積極的に勞働者を指導し新政權下の輝しい一員として新國家建設に動員すべく其の方法に就て研究を進めてゐるが、結局先きに天津に本部を置いて成立を見た中華海員協會の如く、之れを新民主義に則らしめて新民會の指導下に置き、工場、鑛山、鐵道等夫々の産業部門を單位として勞働者の親睦、福祉增進の機關たらしめることに方針が定められたやうである。

（註）北支那經濟年鑑（昭和十四年版）三一五頁。

第四節　中國共産黨

一　中國共産黨の成立及び發展

中國共産黨發生の思想的母體は既述の如く民國七年北京大學内に於ける李大釣、陳獨秀等のマルキシズム研究會である。之れが黨として組織せられたのは民國九年の秋である。そして黨としての存在を世間に認められるに至つたのは民國十三年（大正十三年）一月の中共三全大會以後のことである。

斯くして共産黨は民國十六年二月に國民黨左翼派と合作して武漢政府を樹立したが、國民黨内の左右兩派は漸次分解し、民國十六年三月武漢政府が蔣介石の國民革命軍總司令の職を奪はんとする擧に出たことに依つて蔣介石は斷乎共産黨との絶緣を決意し、同年四月十二日上海で勞働者の武裝を解除し共産黨員を逮捕銃殺したのを契機として、廣東、江蘇、浙江、福建等に於て一擧に對共産黨クーデターを決行して南京政府を樹立するに至つた。

中國共産黨中央組織

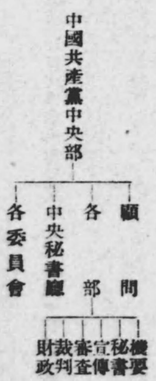

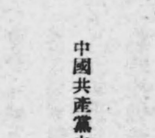

以來國共分裂して共産黨は再び秘密結社として地下行動に移り、彼等の指導せる中華全國總工會は解散せしめられ、赤色工會運動は秘密工作狀態に陷入つたが、華北に於ては天津の海員京漢鐵路從業員、開灤の勞働者及北京の人力車夫等の間に赤色工會の組織が出來た。

民國二十年（昭和六年）の共産黨全國特派員會議に於て發表せられたるところに依れば、赤色工會員は全國で六萬五千人を算し其の中四萬餘が赤色區域内にあり、爾餘の一萬四千人が産業に從事してゐる會員である。

赤色工會運動の方法は全國總工會の採用せる「李立三路線」に據れば次の如くである。即ち各地の工場内に入り込んで工場委員の組織を設けて勞働者の鬪爭を指導統制し、同盟罷工より政治罷工へ、そして武力に依る暴動の實行を圖るにあるのである。その暴動策略は主要城市にあつては所謂「工人糾察隊」が其の主力を爲すのである。紀念日毎に行動を起し、所謂「血紅的五月」（メーデーの月）が最も重大で又最も激烈に行はれるのである。赤色職工國際第五次大會に於て「李立三路線」は反對され、それに代るに「新路線」を以てせんとしたが、李立三路線が全國總工會の奉ずるところであつただけに、之れが勢力俄かに減退せず、從つて新路線は未だに實行されないでゐる。

二　共産軍の編成と其の組織

共産黨は南方を追はれて撤退するに當り共産軍となり、其の本營を陝西省の延安に定め、其他地方を武力占據し、軍事政治方面に活動を擴大した。彼の西安事件も共産軍の策動であり、其の策動が蔣介石をして容共抗日の民族統一

戰線に驅り立てたものである。そして共産軍は所謂八路軍として之れに參加し抗日の先鋒となつてゐる。

共産軍と中國共産黨の關係に就ては、深田悠藏氏の「支那共産軍の現勢」より茲に引用する。即ち

(1)　平時の黨組織

『中國共産黨の最高指導機關は中國共産黨中央執行委員會(略稱中共中央)である。

中共中央は全國部隊、黨日地方黨の總指導をなし、且つ全國代表大會を主催して中央委員を選出する。

中國共産黨の基本組織は支部である。支部は産業別に設立される。即ち農村支部、工廠支部、交通支部、學校支部等である。

支部を總合して總支部とし、これを黨の單位とす。地方組織には區委員會、縣委員會、省委員會を置く。

軍隊は團を以て單位とし、これに支部を設ける。軍隊に於ける政治委員、政治機關は黨の代表工作機關であり、そして工作の單位である。

區縣各委員會及支部幹事等の役員はそれ〴〵區縣代表大會及支部黨員大會に於て選出す。」と

中國共産黨は民衆組織と政府機關との間にある。

黨員三名以上を有する時は支部を設置する。都市に於ては工廠、學校、交通等に區分し、農村に於ては鄉村を單位とする。同志の數が多い時は工廠にあつては支部を增置する。又地域廣大にして、支部黨員の多き時は數ヶ村により、且つ軍隊にあつては連を單位として細胞を組織する。

支部の指導機關は支部委員會であり、活動の單位は小組である。支部長は支部黨大會で選出し、小組々長は小組會で選擧する。

以上これを民主集中制を採用せる組織であると彼等は云ふ。

(2)　戰時組織への轉換

事變勃發以後の中國共産黨は、戰時體制を採用し、一定の原則を有するが必しも固守しない。或部分は謀略機關として、或は遊擊の領導として別働的の擔任を持つので組織もこれに即應する。

軍隊と黨との關係は平時に於ては次の命令系統によつた。

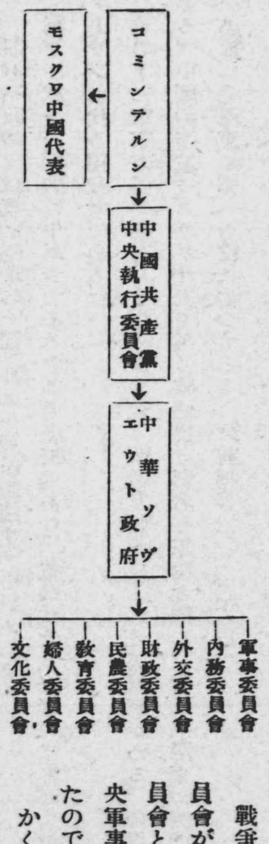

戰爭勃發と同時にこの中の軍事委員會が分離して、共産軍中央軍事委員會と改稱された上に、國民政府中央軍事委員會に隸屬することゝなつたのである。

かくて後に內務以下の各人民委員會も分離して共産軍中央軍事委員會の下に置かれることゝなつた。即ち中國共産黨の名義は依然として存在するも其の實質的活動及謀略は擧げて共産軍中央軍事委員會へ移行された形となつてゐる。

この結果は當然優秀なる共産黨員の大部分は共産軍中央軍事委員會へ移ることになり、軍の中の政治部員となつて活動してゐる。

(3)　共産軍の分類

共産黨中央軍事委員會の下に第八路軍及第四路軍(通稱新四軍)とがある。

其の構成系統を左の三つに分けることが出來る。

一、共産正規軍

二、共産遊擊隊

三、共產系匪團

共產正規軍とは赤都江西省瑞金時代以來の生粹の兵員よりなり、戰鬪動作攻勢的にして政治的の素養もある。

共產遊擊隊は若干の正規軍が中心となり、事變後各村から强制徵集した農民の子弟が大部分で、その比率は全兵員數の八〇%を占めてゐる。

共產系匪團とは土匪を歸順せしめこれを改編したものを稱し、殆んど軍閥の私兵に等しく、數は一番多いが未訓練兵が大部を占め、且つ裝備も極めて惡く軍規も紊亂してゐる。

第八路軍第四路軍共にこの三種の兵員から構成されてゐる。

(4)　現段階の任務と組織及指導系統

中國共產黨の現段階に於ける戰術は民族統一戰線の完成と抗日鬪爭、卽ち日本を目標とした帝國主義打倒である。卽ち「政治は軍事より重し」「抗日は一切を超越す」といふにある。

黨及び軍を一元的に牛耳つてゐるのは毛澤東であり、彼は政治及軍事の二方面に君臨し、ソヴエートに於けるスターリンに代る獨裁者である

彼の下に軍事方面の長として朱德があり、政治方面の長として周恩來がゐる。周恩來は又國民黨との接衝係でもある。中國共產黨モスクワ代表である陳紹禹は別名を王明と稱し、常に毛澤東の側近に侍つてコミンテルンの指令を忠實に毛澤東に傳へる役に當つてゐる。」（前揭著二〇—二六頁）

（イ）　第八路軍政治局組織表

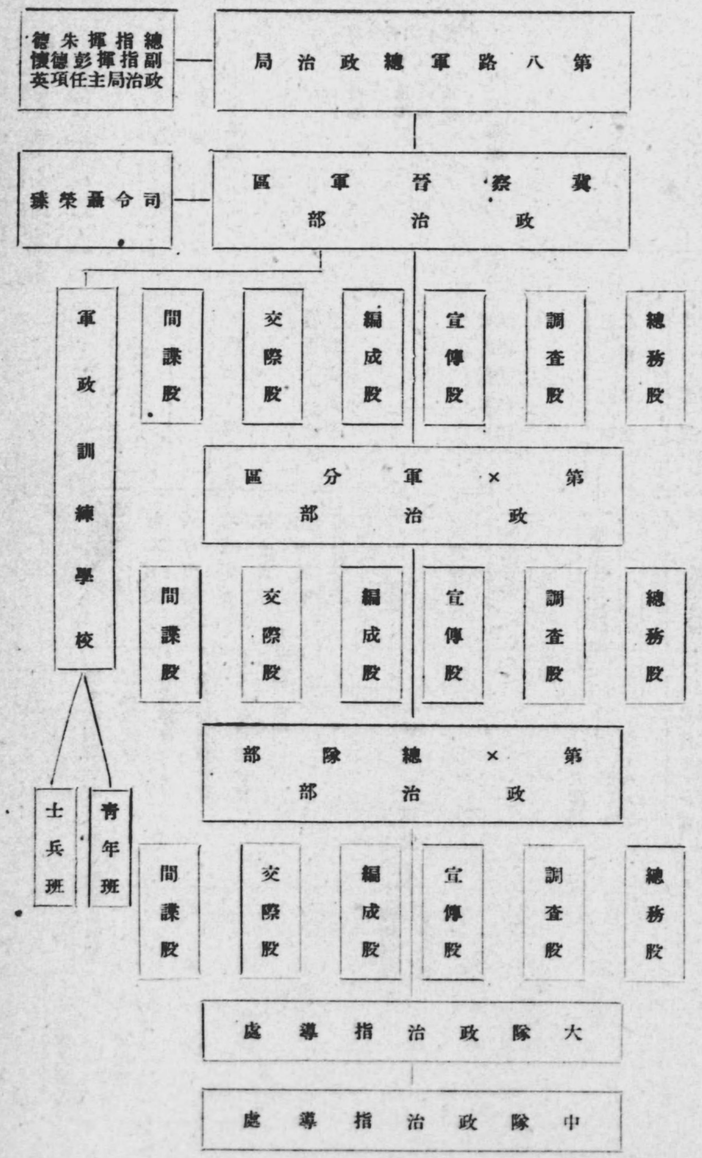

（ロ）國共兩黨の指導系統

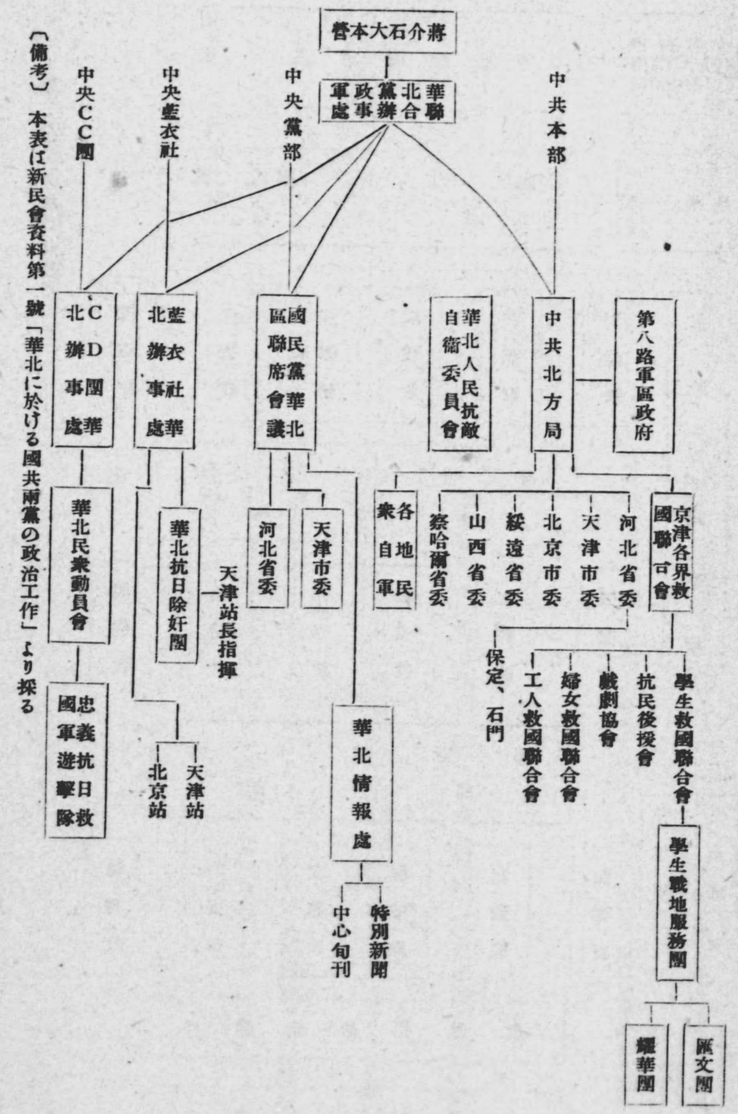

〔備考〕本表は新民會資料第一號「華北に於ける國共兩黨の政治工作」より採る

（ハ）對華北社會抗日化運動の狀況

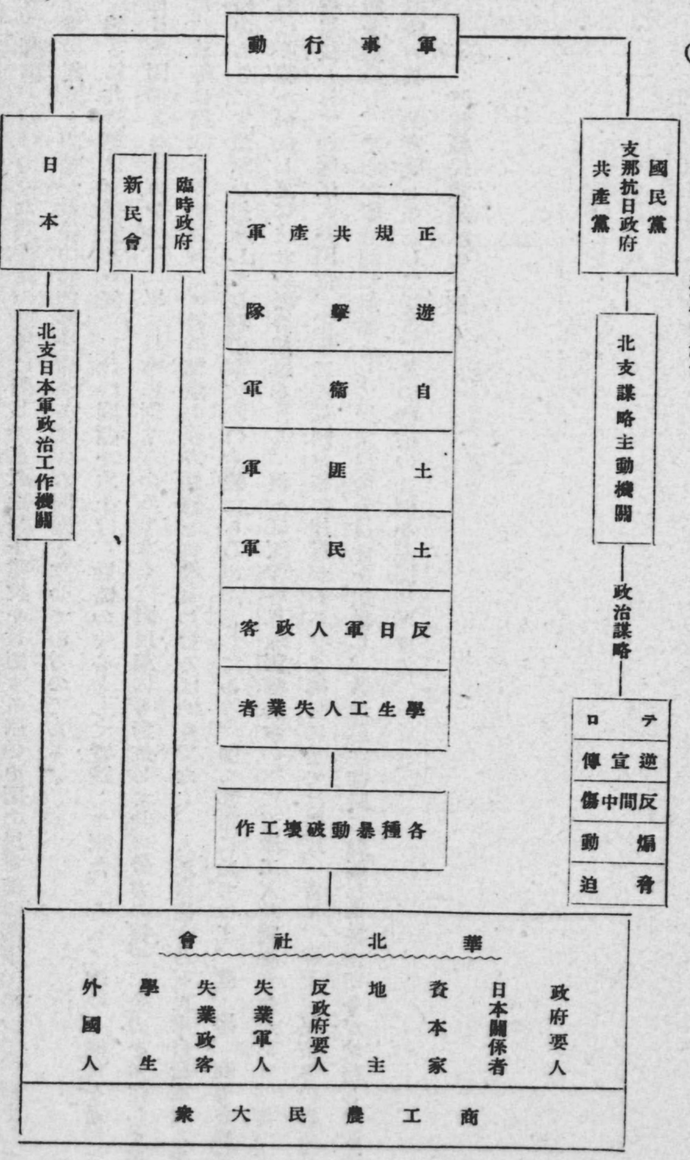

〔備考〕本表は新民會資料第一號「華北に於ける國共兩黨の政治工作」より採る

今次支那事變は四億の民衆獲得を本質とする思想戰であり、又建設戰である。即ち英國資本と結託せる舊國民黨、及び蘇聯と結びついた共產黨の戰線に對して東亞新秩序建設を意圖する側の中國の民衆獲得鬪爭であつて、斯くして民衆の組織と訓練が最後の勝利を決定する重大な問題となつてゐるのである。

然るに共產黨は事變前より既でに此の問題を取上げ、戰略の中心として實踐して來た。そして總ゆる機會を通じて抗日救國のスローガンの下に單に日本に對するのみでなく、國民黨にも對抗して其の勢力の擴充に全力を傾注して來た。彼等は民衆を組織訓練して戰鬪部隊の後方動務を負擔せしむるばかりでなく、人民自衛會乃至民衆自衛軍なる組織のもとに大衆軍を組織して長期遊擊抗戰の主體たらしめんとしてゐる。即ち都市に於ては工、農、學、商等各職能別に團體を形成し更に之れが聯合組織を作る。例へば天津各界救國聯合會の下に天津工人救國聯合會があり、其の下級組織として紗廠工人救國會、電車工人救國會等の組織がある。又鄉村に於ては農民、青年、婦女、兒童等の群集團體を組織し、之れが聯合統制組織として民衆自衛委員會を組織し、該地駐在部隊に隸屬し會長は司令が兼務して政戰兩略の統一的實踐を企圖して居る。其の機構の一例を左圖に示する。

（二）河間縣民衆組織の一例

河間縣民衆組織系統圖

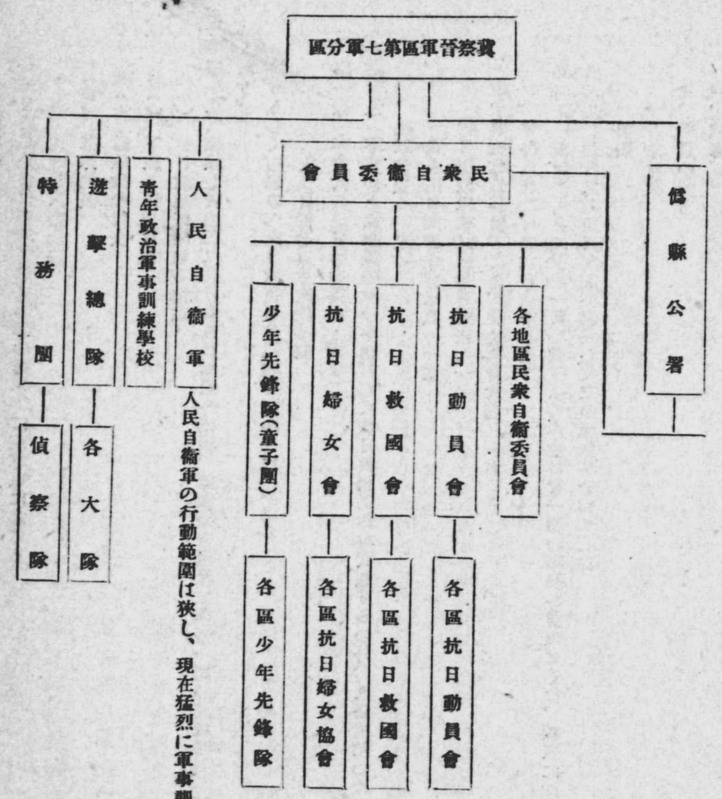

人民自衛軍の行動範圍は狹し、現在猛烈に軍事訓練を受けつゝあり

人民自衛委員會は各地區駐在部隊の指揮下に該地區に於ける

（イ）抗日各團體代表
（ロ）軍隊代表
（ハ）僞縣政府代表
（ニ）下級人民委員會
（ホ）抗日意識旺盛なる地主

等を以て組織し該地區に於ける抗日團體の組織、部隊後方攪亂工作等一切の民衆動員を總括指導する指導機關たる役割を演じつゝあり。

參考として易縣の人民自衛委員會組織要綱を左に掲ぐる

人民自衛委員會組織要綱

第一條　本會は人民自衛委員會と稱す

第二條　本會は上級組織の命令を執行して抗日救國工作を實施するの外、人民生活の改善を期す

一、駐軍代表　一名
二、下級人民自衛委員會代表　一名
三、抗日遊擊隊或は義勇軍代表　一名
四、其他抗日團體、工會、農民協會代表　一名
五、村委員會は村民大會之を擧行す

第四條　前條委員會に主席一名を設け以て本會日常一切の事務を處理せしむ、縣區には副委員長一名乃至二名を置く

第五條　委員五人乃至九人を選任して左の職務を分擔せしむ

一、組織
二、人民武裝
三、動員の配方
四、宣傳
五、漢奸の剷除
六、總務事項

第六條　本章則は章則村街に到着したる日より之を實施す

完、滿、唐、易、四縣人民自衛委員會印發

（ホ）晉察冀邊區政府（人民戰線派）の樹立と其の指導

支那事變の發生せる昭和十二年の十一月十日河北省阜平に晉察冀區政府が成立した。これは共産八路軍の組織せる晉（山西省）察（察哈爾省）冀（河北省）三省に跨る人民戰線的政府である。

皇軍の討伐に依つて今や行政地域の大部分は占領せられ僅かに山間部に遁入して餘喘を保つてゐるに過ぎないが、その執拗なる遊擊戰を被占據地區に展開し厄介な代物である。

晉察冀邊區政府創立當時に於ける行政區劃は晉東北區察南區冀西區冀中區四十二縣を包含せるものであつた。晉察冀邊區政府は共産第八路軍を中心に之に土着土匪、國民黨系敗殘兵を一丸としたるものにして、西北ソヴェート區政府の一段階的意義を持つてゐるが、形式上は國共合作の見地より將の重慶政府に直屬せしめ、その區域中河北省に屬するものは省長鹿鍾麟（國民黨系）山西省は閻錫山の監督下に置いた。

政府の組織は國民政府の省政府組織法に準據し、主席の下に行政委員會を設け九名の委員を置く。之を表示すれば次の如くである。

晉察冀邊區政府の組織

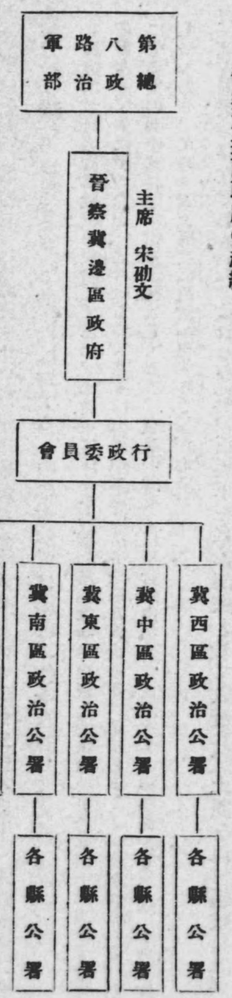

〔備考〕本表は新民會資料第一號「華北に於ける國共兩黨の政治工作」より採る

（へ）共匪軍及遊擊隊の組織

共產軍は土匪、敗殘兵、民團匪の中に政治指導部員を潛入せしめて赤化工作を圖り、又は買收工作を實施して之れを共匪に改編し、更に之等の工作に反對するものに對しては肅淸工作を實行してゐる。

鹿鍾麟が河北省僞政府を組織して以來、土匪中には「中央華北別働隊」「中央華北遊擊隊」「中央軍第十二旅」等中央の名稱するものが漸增するに至つたが、之れによつて見るに土匪の改編には中央系及共產系の二系統あることが看取せられる。然し中央系の中にも多數の共產黨政治工作員が潛入してゐて、表面の看板とは反對に內部的には漸次其の指導權を奪取し、中央の統制力は微弱化しつゝあり、又時々對土匪間に衝突を出ずることがある。

次に遊擊隊の存在であるが、これは少數の正規軍を基幹部隊として敗殘兵、土匪を以て編成し其の多くは正規軍司令部所在地より遠隔の地に散駐する。

遊擊隊が目的地を襲擊する場合、土地の無賴漢、流民等は遊擊隊に合流し掠奪を擅にするのが常である。

冀察晉軍區第六分區に於ける遊擊隊の構成を圖示すれば次の如くである。

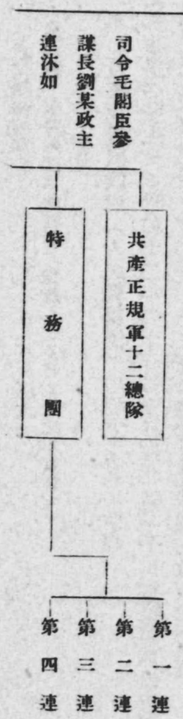

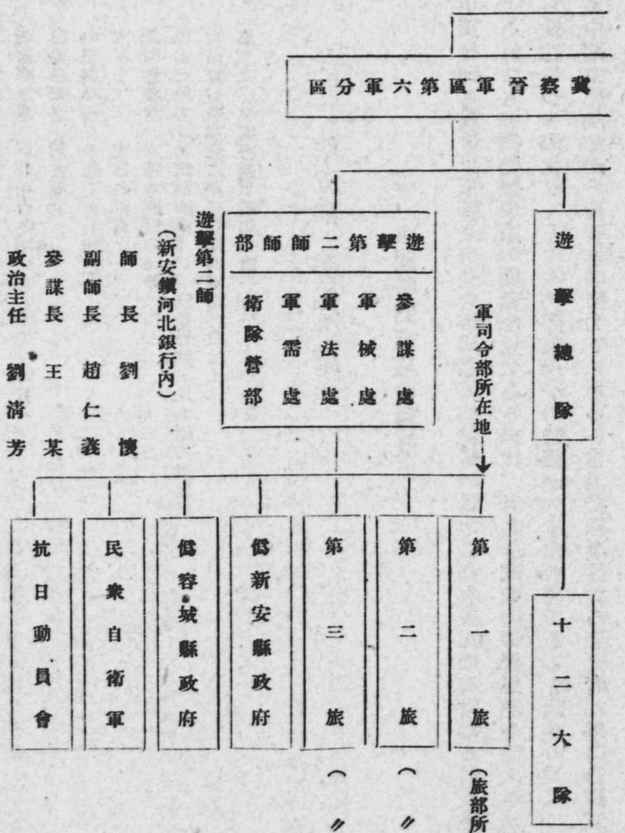

最近の共產匪勢力に付て昭和十五年六月三十日の華北交通愛路課の調査したるところを示せば。

共產匪	九五、九六〇人
抗日匪	一三五、二五〇人

土匪　一、四七〇人

であつて其の増加傾向は北京、天津に集中し而かも共産黨受教育者の増加が注目せられてゐる。實際の數は右に掲げた數を遙に越へ、恐らく六十萬に達してゐるであらうと謂はれてゐる。

（註）參考書
布施勝治著　レーニンのロシアと孫文の支那
池崎忠孝著　新支那論
中保與平著　最新支那共産黨史
大塚令三著　支那共産黨史上、下、
深田悠藏著　支那共産軍の現勢二〇—
創元社版アジア問題講座2、　波多野乾一氏中國共産黨史
新民會資料華北に於ける國共兩黨の政治工作
第二次、中國勞働年鑑第二篇一九〇—二〇四頁

第五節　勞働爭議

一　中國勞働爭議の特質

中國は阿片戰爭以來歐米列强の帝國主義的侵略の爲めに資本主義の正常なる發展を阻害されつゝ事變直前に至つた。それにも不拘勞働爭議の頻發を見てゐるのは、新しき歐米の勞働思想を注入された學生の指導と、それを亦背後から援助しつゝ赤化せんとする共産黨份子の暗躍が大きな要因であると謂へる。

又中國主要工業が外國資本の勢力下にあると言ふ特種事情から勞働者は單に自國資本家に對立するのみでなく、帝國主義及びそゞ走狗たる軍閥により多く對立することに依つて勞働爭議は必然反帝國主義反軍閥の鬪爭となつて現れた。ヴイツトフオーゲルはこれを中國勞働者の國民革命的態度として次の如き表現を用ひてゐる。即ち「中國の産業プロレタリアートは賃銀及勞働條件の最も單純な改良の爲めに鬪爭する場合でも、結局は何時も中國の經濟條件を牛耳つてゐる外國資本の經濟的（及び政治的）抵抗にぶつかると言ふ事實の政治的表現に過ぎないのである」と

二　華北に於ける勞働爭議の回顧

斯ゝる特質を持つた中國の勞働爭議は南方殊に上海に於て早くより顯著なる發展を示してゐたものであるが、華北は此れに追隨して、先づ民國九年（大正九年）唐山の開灤炭礦に起り（一）、其の後京奉鐵路山海關工廠勞働者の爭議（二）が導火線となつて再び民國十一年の開灤炭礦大罷業が決行された。

(1)　唐山開灤炭礦罷業

（一）民國九年五月唐山開灤炭礦礦夫二萬名が賃銀の値上を要求して罷業に入り灤縣知事と工場内の信望ある者の調停に依つて部分的な値上が行はれて解決し六月十三日より業に復した

(2)　京奉鐵路山海關工廠罷業事件

京奉鐵路山海關工廠の罷業は民國十一年九月四日に起つたもので、當時の事情は凡そ次の通りである。即ち京奉鐵路山海關工廠勞働爭議の原因は工頭の工友倶樂部壓迫並に倶樂部代表者の罷免に端を發し、十月四日總罷業に入り、左の要求條件を提出したものである。

（一）速に陳等を解職し佟、景二代表を復職せしめ二人の停職期間中の賃銀全額を支給すること
（二）日曜日及公共休假日は公休日とし賃銀を支給すること
（三）從業員全部の賃銀を次の如く値上げすること

一五元以下三割增加
一五元以上二割增加
五〇元以上一割增加

(四)　今後毎年一回昇給せしむること
(五)　奉直戰爭中從業員の受けたる損失極めて大きく列車服務員と同樣に奬金を支給すること
(六)　待遇問題に關して
(一)　一年に二十日三年毎に二箇月の特別休暇を與へ其間賃銀を支給すること
(二)　毎月二日の公休日を設けること公休日にも賃銀の支給あること
(三)　從業員が工場内で物品及石炭を購入する時は職員と同等の待遇を受けること。
(四)　從業員家族に無賃乘車を許可すること。
(五)　病氣缺勤に付醫師の診斷書ある時は
　　缺勤一箇月間は賃銀の全部を
　　缺勤二箇月及三箇月迄は賃銀の半分
　　以後は賃銀を支給せざるものとす。
(七)　工友、倶樂部を正當なる團體として承認すること
(八)　罷業期間内の賃銀は支給すべきものとす。
(九)　復業後故なく倶樂部の職員及部員を解職せしめざること。

本罷業は比較的長期に亘つたが大事に至らず又列車も故障を生じなかつたが、之が華北各地に於ける罷業の導火線となつたことは特に關心を要するところである。

(3)　唐山京奉工廠罷工

山海關罷業終結の日即ち十月十三日唐山京奉工廠職工會の從業員三千五百名が亦罷業を開始した。それは山海關罷工の刺戟を受けたものであつて當局に五箇條の要求を提出した。

(一)、山海關從業員要求第二條
(二)、山海關第三條に同じ。唯だそれに「從業員入廠後既に十餘年或は七、八年にしてまだ賃銀の增額せられざる者」なる條件を加へてゐる。
(三)、毎年一回五鐵路に共通の無賃乘車券を發給すること。
(四)、山海關第五條に同じ。
(五)、五項中(1)(2)は山海關の(1)と略ぼ同じく(3)は山海關の(5)と同じ(4)は(3)と、(5)は(4)と略ぼ同じ十三日決裂罷業開始後、軍警の出動を見る迄に紛糾したが唐山警察廳長の調停の下に二十日遂に左記解決條件を以て和解した。
(一)、代表羅某は即日釋放
(二)、從業員の賃銀を一律引上但し年齡を標準とす。
　二十一歲以上三角六分(三十六錢)を標準
　學徒は二角五分(二十五錢)を最低
(三)、毎年二週間の休暇に賃銀を支給するところの案は處理法を定めたる後それを實行す其の二週の賃銀は年末に支給するものとす。
(四)、特別給與加給は別にそれを定む
　十餘年勤續者にして增給を受けざる者に對する一律加給の件は目下處理方法を考慮中なり
(五)、倶樂部の建築は鐵路局財政の充實次第それを實行するものとす、先きに工匠等自らの着手せる建築に對して補助を與ふるものとす。
(六)、舊包工制度を廢止して前薛總理の「工包工辦法」を實行す
(七)、人員の整理の件は事實に非ず
(八)、罷業期間中の賃銀は支給す、但し先きに復業を承認すべし
(九)、即日(二十日)復業に應じ先づ水道及電燈を開放す

此の唐山工場從業員の罷業は更に開灤炭礦大罷工及唐山啓新公司罷工の導火線となつた。(第一次、中國勞働年鑑第二篇三一五—三一八頁)

(4)　開灤炭礦大罷工事件

開灤炭礦に於ては民國十一年十月二十五日唐山、馬家溝、趙各庄、秦皇島等の礦夫、機械工等約三萬人が賃銀値上げ、待遇改善を要求して遂に華北未曾有の大罷業となつた。先きに十月十日前後より怠業狀態にあつた秦皇島、唐山、兩機械工場勞働者は十六日に至り賃銀値上げ待遇改善に關する左記六箇條の要求を提出した卽ち

（一）、賃銀を左の階級に分つて値上

一、月收十五元以下三割增

二、月收十五元以上二割增

三、月收五十元以上一割增

（二）、擧匪事件以前の如く年末賞與金一箇月分の支給

（三）、日曜日、祭日、正月の各休業に際して賃銀の支給

（四）、月收十二元以上の礦夫にも職員と同樣自家用石炭の支給

（五）、二十五年以上勤續者に對する年金の支給

（六）、公務にて負傷せる者に對し療養費全額の支給、亦同じく死亡者に對して弔慰金の支給。但し其の額は最低五箇年分の賃銀の

即時支給

追加條件

（一）、工會を正式に承認すべし

（二）、勞働者の解雇には必ず工會の承認を要す。

罷業資金は香港二萬元、廣東一萬元、新嘉坡九千元、北京、天津、唐山、の一萬六千元、等と稱せられたが、地元の唐山商務總會は更らに毎日五十元を義捐せる外、電影戲院、茶園等を無料開放して罷業を慰安した。

かくて對峙すること約一箇月にして駐唐山第五師長並に灤州縣知事の調停に依り、次の條件を解決して十一月十六日より復業した。

（一）　月收十元以下に對し一割の增給

（二）　毎年末に半箇月分の賞與の支給

（三）　作業中に負傷せる者に對し、醫療費を負担し且つ應分の日給を支給

本罷業の指導者は、南方の社會運動殊に共產主義一派と連絡があつたとするのは當時一般の觀察であつた。亦交通大學々生の應援はこの運動に統制を齎らして、軍閥の壓迫に對し善處せしめたと稱せられてゐる。（宮脇賢之助氏前揭書七四―七六頁より）

(5)　京漢鐵路大罷工事件（二、七事件）

民國十二年一月五日京漢鐵路總工會籌備委員會が鄭州に於て開會し全線從業工二萬餘名を以て、總工會組織を決定、總工會法草案を制定し在來の京漢線各種勞働團體を取消し、二月一日を以て成立大會を擧行すべく開會の主旨、場所、時期を當局に呈明し新聞に登載した。

斯くて當日鄭州に集まつたが時の直隸軍閥吳佩孚が開會の禁止を命じたたるも、工會側は之を敢行遂に軍警との衝突を釀し、悽慘なる事態を惹起した。

斯くて各工會分會は四日罷業に入り同日正午全線の客車貨車共に悉く停止し、勞働者等は一切を漢口總工會の指揮に仰ぎ、罷業期間內の秩序は糾察團と調査隊に依りて維持され糾察團は治安を調査隊は消息並に夜間巡邏の責に任じた。

此れに對し鐵道側は一面、新從業員を採用訓練し以て運輸の準備にかゝると同時に徹底的に武力壓迫に出でた。長辛店では發砲により死傷十數名江岸分會々所に於ては四人刺殺、三十四人銃殺江岸分會長林某は江岸車站に梟首せられた。

又漢口に於ける罷業側決死隊四〇〇名は軍隊に包圍され、死者三十一名重傷者五十餘名を出した。而して壓迫の手

は罷業者の家族に及んだ。

巨頭張國濤は五月北京にて捕へられ、李大釣は赤露に走つた。

本罷業は各地に反響を呼んだが然し何れも武力鎭壓された。

然乍ら一度おろされた根は徐々に培はれ破壞された組合の再建設は異常なる危險と困苦に晒らされつゝも、私かに而かも力强く進行した模樣である。（宮脇賢之助氏前揭書八三―八八頁）

(6)　青島邦人勞働紡績爭議

民國十四年二月の上海に於ける邦人紡績大罷業の跡を受けて、青島にも共產黨の蠢動があつて、それ以來、大日本紡績工場の職工が主となり、その工會組織に關し秘密裡に協議しつゝあつたが四月十八日會社側に工會組織に關する文書を發見せられ之れが主謀者七名の解雇に端を發し、同十九日午後大日本紡績に於て次の要求條件を提出し會社側の拒絕に會ふや同夜より男女工四、〇〇〇が罷業に移つた。

（一）工會の承認
（二）日給十仙の値上
（三）請負工賃二割五分値上
（四）夜勤工に饅頭代本月より倍額支給
（五）貸銀預金制度の廢止
（六）公傷者の醫療の外、日給全額の支給
（七）家賃の免除
（八）食事時間を一時間に延長
（九）毆打禁止
（十）職工の處罰は工會の同意を得べし
（十一）會社所持の職工罰金は工會に提供して、その教育費に充當
（十二）故意に工會代表を解雇せず
（十三）大日本紡績のみの二割引制度廢止
（十四）女工幼年工保護規定の設定
（十五）工場主この條件を認せる時は雙方契約書を作製し簽字すべし云々――

續いて、二十三日、內外綿に於ても同じ意味の十二ケ條の要求を提出して四千名罷業、二十四日には日淸紡績もこの渦中に投じ、三社合して一萬餘名の罷業となり、二十五日には膠濟鐵路四方工場は同情罷業に出で、翌二十六日青島製絲工場も同じく罷業に出た。

據つて日支官憲の斡旋で、日支調停委員會が組織せられたが、五月九日以上の紡績會社は該委員會に對し――

（一）職工の待遇改善
（二）成績優良者は隨時昇給さす
（三）工賃精算後速かに支給す
（四）職工の風紀、衞生の改良云々――

を聲明し、尙下記各項をも提示した。

（一）麥粉一袋、市價より四十仙安にて供給す。
（二）辦當代三仙を四仙に增額す
（三）食事休息三十分の外、晝夜業を問はず、十五分の間の休憩時間を設く
（四）毆打厲罰せず、但し不良者は解雇
（五）賞罰を明かにす
（六）授業開始五日以內の出勤者には二日間、貸銀額支給倍す

等を諒解事項とした事に因り工人は五月十日より復業した。

而してこの罷業の比較的早く解決したのは罷業側の罷業資金の缺乏した爲めであつたが、多少調整事項の不徹底

に終つた爲め五月十日復業以後に於て一種の怠業氣分漲り、二週間にして再び形勢惡化遂に前回より一層の紛擾を惹起した。

再度の罷業五月四、五日頃より上海内外綿工場に起つた罷業暴動が漸次惡化し中旬に至り全然暴徒化し租界當局と大衝突をなしたとの報が青島に傳るや、怠業的氣分充滿してゐた右三工場の從業員達は茲に氣揚り五月二十五日午後六時遂に内外棉に於て、工場の運轉を停止し、工會の命ある迄は操業せずと聲明し、家屋機械の破壞をもなすの暴擧に出で次いで大日本紡績、日清紡績もその渦中に投じた。罷業男女工は七千餘名に達した。

五月二十八日午後、我が驅逐艦二隻、旅順より急航し來るや、膠州督辦の勞働者側に對する態度俄かに硬化し、二十九日午前三時保安隊出動し、内外棉第六工場に於て發砲、工場内盤踞の職工二名を射殺、十六名を傷けて强壓退場せしめた。續いて同社第十、第十一兩工場並に大日本紡績、日清紡績と夫々威壓退場せしめた。斯くて督辦は各工會を解散し主謀者を退去せしめ六月一日に至つて漸く平靜に歸したのである。

本罷業は前回同樣、青島大學生の罷工後援會なるものの煽動、共産黨の使嗾並に折柄の上海に於ける邦人紡績罷業の擴大に刺激されたものであるが、一面我が國の青島返還以來も尙依然たる在留邦商の商工各界に直きなせることが支那側官憲にあつては遺憾たるものがあり、彼等官憲の勿事主義に出で寧ろ民衆に迎合の傾向を示し爲めに未然に解決されるべきものを慢然放置し、事態をして益々紛糾せめたるが如くであつた。

（宮脇前掲書二八二―三八四頁）

(7)　天津に於ける日支合辦紡績罷工事件

裕大紡績工場の爭議

同十四年七月十一日、兩三日前より賃銀値上を要求して、形勢不穩を傳へられた職工八〇〇名は賛成、北洋兩紡績職工約三千の應援を得て遂に工場に闖入、電線を切斷し、「日本人を殺せ」と喊聲を擧げ、場内機械器具並に邦人宿舍を破壞し狼藉を極め、巡警その他三十有餘名の死傷者を出した。該工場の邦人社員十三名の身邊危險の情報に接するや我が領事館では邦人警官並に巡捕を急行せしめたるも、殺氣立てる職工の左右せるにより近けず、遂に李督辦の機關銃隊及兵隊二千、巡警五百の出動に依つて職工團を包圍し、四百名を逮捕解決した。

天津裕元紡績工場の爭議

裕大紡績の爭議に引續いて、裕元紡績工場に於てもその夜半より同情罷業に出でた。斯くて李督逃は學生團その他煽動團體に對し、嚴重なる取締りを開始し、十二日朝、八百の軍隊を以て、後三〇〇名を檢擧して、一名を射殺すると共に工場を完全に軍警の警戒裡に置いた。

我が在北京芳澤公使は事態急なりと見て、北京政府に對して嚴重なる抗議を呈出した。この結果、李直隸督辦をして、事件の解決辦法を促進せしめ、爲めに共産黨並にそれを利用する政客の力を牽制し、事變を未然に防ぎ以て第二の上海事變化を免ぬかるを得たのであつた。

本罷業は所謂經濟的罷業に非ずして外部よりの暴徒の爲め操業を停止せしめられしものにて、大體に於て政黨的關係乃至共産主義者一派の計畫的煽動と觀察される。

現に逮捕學生聯合會の辛某、呂某等は日々の峻嚴なる訊問に堪へかれて、前後數回に亘り、上海の勞農領事館よりカラハンの補助金百元づゝ受領せる旨を自白せるが如き、亦道途傳ふる所に依れば、當時、勞農共産黨は本部を張家口に置き支部を北京、天津、上海、南京等二十ヶ所に設け京津間に於ける有力なるソヴェート、ロシア幹部は國民軍馮玉祥と握手畫策に努め、道回の騷擾事件に當り、學生會は馮玉祥より運動費として銀五百萬元を受取り、これを共産黨加入者に毎月支給する旨密約をなした。書記の事情は學生聯合會事務所にて押收せる名簿に依り明瞭である。北洋大學、高等工業、南海大學等の教師に對し該事件の成功謝金銀十萬元の密約等の如き噂もあつた、當面の騷擾は單なる暴徒の工場闖入として官辦李景林の斷により漸次鎭靜し、裕大を除く他工場は直ちに復業し、裕大紡績は工場内の整理復舊を俟つて、十月下旬より操業を開始したが、賠償其他後始末は日支兩國間の外交的交渉に移された。（宮脇前掲書一二一―一二四

頁）

(8) 其の他の罷業

五、三〇事件が華北へ及ぼした影響は右に掲げた天津のそれのみではなく、北京、濟南、青島、其他各地に亘り、又紡績方面のみに限らず各種産業に波及した。即ち

第一八四表　五、三〇事件に因る北支各地の罷業情形

地區	産業又は職業	發生月日	參加人員	備考
北京	紐絨廠女工	六・九	二四七人	工場側に於て五卅事件を口實となし自發的停業、示威運動
	華田汽水廠	六・二九	三〇	
	合順麵粉公司	七・一四	三七二	
	興茂家、富源長	七・一九	三三	
	東方時館	六・二三		
	和記洋行	八・二		
	裕昌洋行夥厨役	六・中	四三	
	英公使館華員	八・七	二七	
	北京飯店華工	六・一〇		
天津	天津海員華工	六・四	五〇〇	
	天津日報	六・一〇		
	天津日日新聞社	八・三		
	日本報館			
青島	火柴公司	六・一九		
	載貨車夫	六・二〇		

斯くの如く共産黨の策謀が國民黨の意志を超へて民族的罷工より階級的罷工へ進展せしめやうとしたことにあつた爲め十六年反共の南京政府が樹立されるや共産黨の工會指導者を地下に送り、勞働爭議を階級闘爭からかけ離した。そして工會を以て國民黨の領導下に置き、所謂民族の自立、民族の確立、而して民生の安定と謂ふ三民主義實行の爲めの御用組合としての任務を與へ、又民國十七年には勞資爭議處理暫行條例が制定（民國十九年修正法公布）せられ一切の勞資間の紛爭調停に對する法的根據が與へられた。以來勞動爭議は既往の如く大なるものを見ない。

地區	産業又は職業	發生月日	參加人員	備考
濟南	振業火柴公司	六・一〇	七〇	
	亞細亞煤油公司	六・一		
	祥陽火柴公司	六・七	六〇〇	
	華工	六・一		
	英美烟公司	六・三		
	英商所雇華員			
焦作	福公司礦夫	七・八		
	英人住宅夫役	七・初		
開封	南關工廠	六・五		
	聖公會及福音醫院雇役	六・一〇	四〇	
鄭縣	豫豐紗廠	八・七	四,〇〇〇	

〔備考〕第一次中國勞働年鑑第二編中民國七年より十五年に至る全國罷工詳表より摘錄して作製す。

第一八五表　自民國七年至同廿二年華北及中南支に於ける勞働爭議統計表

年次	民國7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
北京	〇	〇	二	一	〇	〇	〇	二八	二	一〇	三	三三	三	三	一	四	一二七
天津	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	八	四	一五	四〇	二〇	二五	三二	元	一九
青島	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	元	九	六	四	五	四	三〇〇
濟南	一	一	一	一	一	一	一	一三	二	一	一〇	三	五	九	一四	一六	一〇一
河北	〇	〇	一	〇	九	〇	一	二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七
河南	〇	〇	〇	一	一	二	四	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	二
山東	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	二
山西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二

	計																
計		—	—	三	二	一〇	二	三	五三	一六	一五	五六	一三三	一五六	一〇一	一〇六	一〇六	七四一
中南支	上海	三	二七	三五	三	三	一五	一三	一八〇	三六一	一二〇	一二〇	四八〇	八〇	—	三七	五九	二、三九一
	其他	二	一四	九	一三	五三	二六	四〇	七五	三八	三四	一七四	三八	三四	三七	八七	二〇三	一、四三九

〔備考〕本統計は第一次、及第二次中國勞働年鑑及中國經濟年鑑及第二十三年輯及第二十四年輯より作成す。

第一八六表　華北勞働爭議原因別統計表

原因　＼　年次		民國9（大正9）	10（10）	11（11）	12（12）	13（13）	14（14）	15（昭和元）	16（2）	17（3）	18（4）	19（5）	20（6）	小計	合計
I. 經濟壓迫	一 生活困難	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一	一四五
	二 勞賃値上	二	—	四	一	二	三	五	一二	一七	三六	二九	三三	一四二	
	三 勞賃引下	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一	
	四 勞賃不拂	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	
II. 待遇問題	一 勞働時間	—	—	—	—	—	—	—	一	三	二	一	三	一〇	二三二
	二 待遇改善	—	—	—	—	—	五	一	—	三	一二	一三	一二	四四	
	三 請負制度反對	—	—	一	—	—	一	—	一	二	三	八	四	二〇	
	四 解雇	—	—	—	—	—	一	一	—	六	二四	二四	一九	八五	
	五 其他	—	—	—	—	—	二	—	—	三	七	三一	二〇	七三	
III.	郡衆運動	—	—	—	—	—	一五	—	—	一	一	二	—	一九	一九
IV. 工會問題	工會承認	—	—	—	—	—	一	三	—	九	一〇	三	二	二八	八九
	團體協約	—	—	—	—	—	—	—	—	六	二〇	一三	一三	六一	
V.	同情罷工	—	—	二	—	—	一	三	一	四	二	二	一	一六	一六
VI.	其他	—	一	二	一	—	三	三	—	二	七	一〇	五	三四	三四
計		三	一	九	二	二	三一	一七	一五	五六	一三三	一三六	一〇一	五三五	五三五

〔備考〕本統計は中國勞働年鑑第一次及第二次中國關係諸統計を綜合以作製せるものなり、

第一八七表　自民國九年至民國二十年華北勞働爭議產業別統計表

產業別　＼　年次		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
I.	鑛業	一	—	四	—	—	三	一	—	五	一二	二	四
II. 工業	土木建築業	—	—	—	—	—	三	—	四	—	一〇	六	七
	機器	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—
	紡績	—	—	—	一	—	一六	七	—	一三	一八	一七	四九
	化學	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二〇	一二	七
	食料品	—	—	—	—	一	五	二	—	四	六	一三	九
	印刷	一	—	—	—	—	六	—	—	二	八	—	—
	器具（家具）	—	—	—	—	—	六	三	二	三	三	四	二
	マッチ	—	—	—	—	—	二	一	—	—	—	—	—
	其他	—	—	—	—	—	一	—	—	七	六	四	六
III. 交通	鐵道	一	二	六	一	—	二	一	四	六	一三	一〇	八
	電車	—	—	—	—	—	一	—					
	通信	—	—	—	—	二	一	一					
	運搬	—	一	—	二	—	一	—					
	海運	—	—	一	—	—	—	—					
IV.	商業	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—
V.	公用	—	—	—	—	—	—	—	二	九	一二	三	七
VI.	其他	—	—	—	—	—	四	二	三	六	一七	一三	四
合計		三	三	一一	四	四	五四	一八	一五	五六	一三三	一三六	一〇三

（備考）本統計は中國勞働年鑑第一次及第二次中國經濟年鑑廿三年輯及廿四年輯各關係章中の統計を集錄して作製せるものなり

三　支那事變後に於ける勞働爭議

支那事變勃發し國共兩黨の合作に依る抗日民族統一戰線が華北に於て敗退するや、之れに代りて反共和平を政治の

理念とする新政府が生れた。此の政府下に於ては政治鬪爭の意を含んだ勞働爭議は嚴重に取締られ從つて斯る爭議の發生は僅かに開灤炭礦に(註一)於て最初見たのみで其後天津の電車公司に起つた勞資紛爭(註二)にも、北京の丹藥火柴公司其他青島に發生したもの等は畢竟從業員の經濟的壓迫に對する反撥に過ぎないものである。

(1)　開灤炭礦勞働總罷工

卽ち民國廿七年三月廿三日趙各莊に端を發せる罷業は四月五日全礦區のゼネストにまで發展しこれが參加勞働者は四萬人を計上し一部暴動化した。罷業勃發後直ちに成立した防共自治政府公會(冀東密輸業者、支那浪人、鮮人等を構成分子とする職業的罷業團)は三月三十一日古治に樹立されたが、五鑛工人代表辦事處に依つて指導權を奪はれた。これに對し四礦勞工維持總會が四月二日唐山に成立されてよりは罷業の指導に就て對立した。

五鑛勞働者代表辦事處は趙各莊、唐山、林西、康家莊等全礦區の勞働者代表が網羅され、後者の四礦勞工維持總會は礦務總局側の御用團體と見られるもので、防共自治公會の優秀分子を引拔いたが、この爭議の中心礦區趙各莊の勞働者代表を參加させることは出來ず名目上の罷業團であつた。

一方爭議勃發と共に經營者英人主腦部側から我が唐山特務機關長に申し入れがあり、日本軍隊の威力に依つて爭議彈壓方を要望し同時に中國側唐山警防隊にも同樣申入れがあつた。然し右爭議は事變に依る石炭需要增大の爲め從來休止中の礦區を復活して勞働時間を八時間から十時間に延長したのに端を發した中國人勞働者側の賃銀値上要求に絡まる純勞働問題と見られたので、我が軍としてはイギリス側の要望せる日本軍の出動を拒否し、單に警戒の見地から憲兵をして監視せしめつゝあつたが、十四日七時間餘に亘る勞資折衝の結果、九日工人代表提出要求の三十四箇條のうち待遇改善の重要なる四ケ條につき妥協成立した。調印せる四ケ條左の如し。

(一)　勞働者日給十二仙增額(工人要求通り承認)

(二)　一個年の勞働定期日二百九十日であつたものを二百七十日に改む(工人要求は二五〇日)

(三)　坑內工には四元以上其の他工人は三元の賞與を支給(礦務局は工人側に對し食糧補給をなさず)

(四)　勞働者退礦の場合には礦務局の許可を要す。

斯くて勞働者團の要求は大半容れられなかつたので、罷業勞働者團の態度は俄然硬化し、勞働者大會を開催四月十五日新代表の連名を以て要求全項回答に關する最後的通告を提出するに至つた。この間好意的にこれが調停の勞に乘出してゐた我が軍當局は天津及び唐山特務機關の名に依り二十一日各礦區に對し大要次のやうな布告を發し、工人の復工を命じ勞働者側も右に依つて相前後して復業し茲に全部的解決を了した。其の聲明の大樣は次の如き內容である。

日本軍は勞働者に對し四月十四日締結された協定に從ひ急速にその業務に復歸するやう警告す、該協定は妥當と認められるに依り之れを無視するを不當と看做す、而して開灤當局には同條件を嚴重に施行する外尙ほ左の三項を實行せしむ。

(一)　礦務局は今回の爭議に當り死亡せるものに對し百元を支拂ふ。但し死亡者の認定に不明の點あれは日本憲兵隊の認定を根據とす。

(二)　負傷者に對しては礦務局に於て無料治療す。

(三)　勞働中死傷せるものの慰勞金額に關しては雙方協議の上決定す。

尙ほ此の布告に違反し勞働者の復工を妨害する者あらば治安を害するものと認め嚴罰に處す。

右爭議は京津地方に潛入した國民政府の右翼極左系分子が舊天津市政府系の急進分子と相呼應して我が軍事作戰の後方攪亂を策したものと見られてゐるが、その罷業に依る五十萬瓲の減產が齎らした石炭飢饉が現地市場に與へた打擊は甚大なものがあつた。(註)

(註)　北支那經濟年鑑　(昭和十四年版)三一六—三一八頁

(2)天津電車公司勞資紛爭

天津電車公司(白耳義資本)に於ては民國二十八年六月十四日第二次天津英佛租界隔絕實施に依り日本租界より佛租界に通ずる電車道を日佛租界境界線に於て、又特三區東站方面より佛租界に通ずる電車道を萬國橋に於て共に遮斷せ

られ、佛租界内に於ける電車乘客激減の爲め運轉車輛を極度に減少せしめざるを得ざると共に、日本租界華街方面の電車運轉系統の變更短縮等に依り運轉手、車掌、雜役夫等約三百五十名の乘務員の餘剩を來たし、無期休業をなさしめたが、右餘剩從業員は主として佛租界に居つた爲め公司との連絡困難であつて公司の意向打診の機會を得ず、又公司側に於ても對策の發表を忘つた爲め休業從業員の生活維持に對する不安極度に達し遂に他の從業員にも反映して憂慮すべき事態を生ずるに至つた。

これに關して天津新民勞働協會が軍官兩方面の意を體し六月二十日職員を電車公司に派し白耳義人、華人兩方面の首腦者と會見し。

イ　租界封鎖の必要性

ロ　租界封鎖と各國の權益

ハ　租界封鎖と東亞新秩序建設の關係

ニ　勞資紛爭の他に及ぼす影響

等に關し詳細なる意見を開陳し公司の善處方を希望したところ公司首腦者も日本軍の已むを得ざる措置としての英租界隔絶を理解し、東亞新秩序建設に協力を與へることを誓ひ、休職從業員に對して休職中と雖も從前通りの賃銀を支給する旨を約じ即日ビラ其他の方法に依つて通達した。

新民勞働協會に於ては電車公司の右の快諾に依つて直に其の旨を日華兩新聞に掲載して休業從業員人への通達に便じ數日中に全般に徹底するに至つたので、前記不安の形勢も日と共に解消し遂に事なきを得たのである。

第六章　華北當面の勞働政策上の諸問題

第六章　華北當面の勞働政策上の諸問題

第一節　華北勞働力の華北滿蒙配分調整問題……三二一

一　華北滿蒙產業開發計畫による勞働力需要豫想……三二一

二　華北勞働政策樹立の基底としての農村に於ける勞力供給可能量推定に關する考察……三二六

三　華北に於ける最近の勞力供給の逼迫と華北滿蒙勞力配分調整問題……三三五

第二節　華北に於ける技術教育並に熟練工養成問題……三五〇

第三節　國際收支より見たる出稼勞働者の送金持歸金其他の問題……三五八

第四節　新民主義による華北勞働新秩序の建設問題……三六三

第五節　支那事變より見たる華北勞働力の問題……三六六

（別　刷）

第六節　中國側並に日本側による華北勞働政策の史的發展……三六六

一　事變前に於ける勞働政策……三六六

二　事變後に於ける勞働政策……三六八

第六章　華北當面の勞働政策上の諸問題

第一節　華北勞働力の華北滿蒙配分調整問題

一、華北滿蒙產業開發計畫による勞力需要予想

華北の勞働事情を見る時誰でも先づ氣のつく事は滿蒙勞働力の華北依存性である。

東亞新秩序の建設は中國を除いて意味をなさず、新中國の建設は日本なくしては行はれない。而も日本の國防は滿蒙を外にしてあり得ないが故に、我々が華北の勞働政策を計畫する場合には滿蒙勞働力華北依存性は之を不可分のものとして取上げなければならぬ。

滿洲勞働力の華北依存性に就ては第四章に詳細な分析があるが、今概說すれば次の如くである。

入滿自由時代	昭和　元年——昭和　九年平均	六九五・三四九
入滿許可時代	昭和一〇年——昭和一四年平均	五二六・四八三

卽ち平均一ヶ年の入滿數は滿洲國獨立前の方が一七萬人も多いが、滿洲國修正產業五ヶ年計畫の進捗と支那事變による一時的離滿者增加の結果、昭和一二年後滿洲國に於ける勞力需要量は急激に增加し、入滿自由時代の最高記錄一〇〇萬人(昭和二年)に對し、昭和一四年度は九一萬、昭和一五年度は一四〇萬を豫定する有樣で、昭和一六年度も一一〇萬以上を豫想され、今後一〇〇萬を割る事は先づないと見られる。

第一八八表　入滿勞働者許可數指數

年度	許可數	指數	前年度に對する增加率
昭和一〇年	四四〇、〇〇〇	一〇〇	
〃　一一年	三六〇、〇〇〇	八一・八二	（一）一八・一八%
〃　一二年	三八〇、〇〇〇	八六・三六	五・六〇
〃　一三年	四七〇、〇〇〇	一〇六・八二	二三・六八
〃　一四年	九一〇、〇〇〇	二〇六・八二	九三・六二
〃　一五年	一、四〇〇、〇〇〇	三一八・一八	五三・八五

註　〔大東公司統計年報並に滿洲勞工協會統計月報より作製〕

滿洲國に於ける最近の勞働力需要量の急增は之を從來の如く自發的入滿者のみにより滿す事を得なくなり、其三分の一を募集によつて獲得して居るのは右表の通りである。更に募集數を產業別に分類すれば次の如く滿洲國產業五ケ年計畫の中心をなす鑛業部門並に土建業部門に於ては其需要量の殆んど全部を募集によつて滿して居る。

第一九〇表　團體入滿勞働者の產業別比率

	昭和一二年			昭和一三年			昭和一四年		
	入滿總數に對する入滿數比	團體總數に對する團體數比	入滿數に對する團體數の比	入滿總數に對する團體數比	團體總數に對する團體數比	入滿數に對する團體數の比	入滿總數に對する入滿數比	團體總數に對する團體數比	入滿數に對する團體數の比
鑛業	四〇・二〇%	三〇・四五%	九九・九九%	一六・四六%	六九・七一%	六・八九%	一一・九三%	三三・四一%	九七・一七%
土木業	一四・八七	八三・三一	九八・〇九	六二・八〇	九四・三一	二〇・六一	三三・四〇	五七・二六	八八・八〇
建築業	九・八八	一・六九	二・九八	〃	〃	〃	六・三三	〇・九八	五・四七
運交業	四・九九	〇・〇七	〇・二四	三・八一	一四・一〇	八・六六	六・〇九	二四・二四	二四・二四
製造業	二〇・六三	一・七六	二・二九	一・〇一	〇・一三	一九・〇六	一・八六	三・二六	
農業	一五・四四	〇	—	〇	—	九・一七	〇・二六	一・〇六	
商業	九・八九	〇	—	〇	—	七・二二	〇	—	
雜役	三・三三	〇	—	〇	—	一五・二一	〇	—	
林業	〇	—	〇・〇四	〇	—	〇・一三	〇	—	
漁業	〇・七	〇・〇八	一・三三	〇	—	〇・一〇	〇	—	
計	一〇〇	一〇〇	—	一〇〇	—	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—

註　〔大東公司統計年報並に滿洲勞工協會統計月報より作製〕

即ち鑛業部門に於ては昭和一二年入滿勞働者總數の四%一萬四千人を需要し、內半數を募集によつて得て居たに過ぎなかつたが、僅か二年を經た昭和十四年には入滿總數の一二%、一二萬人を要求し、其中の九七%迄を募集に依つて滿さねばならぬ有樣であり、又土建業部門では、最初から需要數九八%迄を募集によつて得ては居たが、其數は入滿勞働者總數の一五%五萬人に過ぎなかつたものが昭和一四年には入滿者總數の一二%二〇餘萬人を算するに至つた。

華北勞働者の募集は殆んど此兩部門に於て行はれるのであつて、入滿勞働者團體查證數中昭和一二年度九五%、昭和一三年度九三%、昭和一四年度九一%迄は此兩者によつてしめられて居る。

蒙疆地區に於ける華北勞働力の需要量は

昭和一四年	三五、六〇八	〃　一五年（八月末）	三四、六七一

（今年度需要數　六六、〇〇〇）

註　〔蒙疆勞工協會調查〕

であつて、此他阿片採集期には事變前は、河北、山西よりの入蒙勞働者は年々一〇—一五萬人と稱せられて居る。蒙疆地區には、大同、大青山、下花園炭礦、並に龍烟鐵鑛あり、東亞經濟ブロツク完成のため緊急開發を要するに不拘、勞働力は著しい不足で、其人口密度を見ても

察哈爾省	一平方粁當	二〇・〇人
綏遠省	〃	一八・〇人

註　（一九二八年中國農商部發表統計）

右の如く稀薄であり、其開發計畫所要勞働力は一に華北に求めねばならぬ狀態である。今之等鑛山の昭和二十年目標の勞力需要量を推定すれば左の如くである。

第一九一表　蒙疆主要鑛山勞働者需要數豫想

鑛山	昭和一五年	一六年	一七年	一八年	一九年	二〇年
大同炭礦						
大青山炭礦						
下花園實興炭礦						
龍烟鐵鑛						
計	一〇〇	一五六・九	二〇五・八	二六三・五	三四三・一	四一九・七
（增加指數）						

註　興亞院華北連絡部調査資料による

以上によつて滿蒙勞働力の華北依存性並に今後に於ける所要量は大體明らかになつたが、然らば華北自體の勞力需要量は如何であらう。現狀に於て之を正確に知る事は資料も乏しく、且つ全般的な調査も困難であるが、興亞院華北連絡部内に設置された北支那開發計畫設定委員會第六分科會第三例會に於ける各委員提出の資料により之を推定すれば次の如くである。

第一九二表　華北主要産業勞働者推定數

業別	員數	調査年月日
運交業	七九、〇〇〇	
製鹽業	一六、〇〇〇	
電氣業	一、〇〇〇	
紡織業	六二、〇〇〇	
其他工業	一二〇、〇〇〇	
土建業	一六〇、〇〇〇	
棉花プレス業	五、〇〇〇	
製鐵業	八、〇〇〇	
石炭業	一一〇、〇〇〇	
產金業	一、〇〇〇	
礬土鑛業	一、〇〇〇	
計	五五〇、〇〇〇	

註　北支那開發計畫設定委員會第六分科會に於ける各委員提出の數字を中心に滿鐵調査所調査資料及筆者自身の調査により推定

即ち總數五五萬人であるが、重石、螢石、タングステン等の鑛山勞働者及土法による炭礦勞働者其他は此表に現はれて居ないから之等を合すれば華北に於ける主要産業勞働者は八〇萬以上に上るであらう。

假に其數を八〇萬人として扨て今後の勞力需要量を石炭、鐵及運交業に就て見れば次の如くである。

第一九三表　華北主要産業勞力需要數豫想

業者別	昭和一五年	一六年	一七年	一八年	一九年	二〇年
華北交通						
國際運輸						
興中公司石炭部						
興中公司製鐵部						
計	一〇〇	一二五・九	一四〇・二	一五八・一	一七一・一	一八四・九
（增加指數）						

註　北支那産業開發計畫設定委員會第六分科會に於ける各委員提出資料より作製。

今右增加率を以て華北主要産業の勞力需要增加率を代表せしめ、之により昭和一六年以降の華北滿蒙の華北に對する勞力需要量を豫想すれば次の如くなる。

第一九四表　華北に對する華北滿蒙勞力需要數豫想表　（單位千人）

年度	華北 需要數	華北 增加數	華北 移動に對する補充數	華北 新規需要	滿洲	蒙疆	計
昭和一五年	八〇〇	一六〇	三一〇	四六〇	一,五〇〇	六六	一,九四六
〃 一六年	一,〇〇七	二〇七	四〇〇	六〇七	一,二〇〇	八五	一,八九二
〃 一七年	一,二二二	二二五	五〇四	六二九	一,〇〇〇	一〇一	一,七三〇
〃 一八年	一,二六六	二四四	五六一	七〇五	一,〇〇〇	二一〇	一,八二五
〃 一九年	一,三二〇	二〇四	六二三	七四二	一,〇〇〇	一四六	一,八八九
〃 二〇年	一,四八一	二二一	六五五	七六六	一,〇〇〇	一二一	一,八六八

註　華北勞働者の昭和一五年度增加率前年の二五%、移動率五〇%と見積る
滿洲側需要數は指定
蒙疆側の需要數增加率を主要鑛山勞力需要增加率の二分の一と見積りて計算
す。

は問題にする程とも思へず殊に中支農村は華北に比し更に人口密度高く昭和一四年には大連福昌華工公司が却つて上海方面の勞働者を募集使用した程で、之等の需要數は一應見逃してよいであらう。

二　華北勞働政策樹立の基底としての農村に於ける勞力供給可能量

推定に關する考察

扨て華北に對する勞力の需要は華北滿蒙を合して昭和十五年度以降二〇年に至る迄に二〇〇萬と豫想されるのであるが、之に對する農村の餘剩勞力は第二章に於ける推定の如く河北省山東省のみで大體六〇〇萬と見積られるのである。但しそれは農家一戸當成年男子平均二人として

一　成年男子一人の耕作能力を一五畝と見た場合

其他外地よりの勞力需要としては
南洋燐鑛山
募集數不明青島勞工　福利局扱
中支鐵道工事
義合祥扱　募集數一五〇〇
第三次歐洲大戰
秦皇島に於ける憲兵隊の發見、山東省博山、兗州附近に於ける教會の募集（風評）募集數不明等がある、其數

二　二〇畝以下の農戸一戸に付一人の餘剩勞力ありとする場合

三　農家の生活維持面積を三〇畝と見る場合

の各〻に於ける計算の平均であつて、之には當然次の疑問が起り得る

(1)　農村餘剩勞力は前記の推定數程には多くないとする見方

（イ）　農村に於ける勞力需要量に斑のある事

農村に於ける勞力需要量に季節時斑のある事は次の表によつても知られる。

第一九五表　農村に於ける農繁閑期賃銀

地方		農忙期	農閑期	騰貴率	調査年度
河北省	（食事付）	・四一	・一五	二・七倍	民國二一年
山東省	（〃）	・六二	・二一	〃	〃
二二省平均	（〃）	・三七	・一九	〃	〃
山東省招遠縣	（〃）	一・〇〇	・四〇	二・五	〃 二五年
註　〔天野元之助「支那農業經濟論」上卷〕					
山東省　鄒平縣	（食事付）	・五〇	・三〇	一・七	〃 二四年
〃　青州	（〃）	・八〇	・二〇	四・〇	〃 〃
〃　牟平縣	（〃）	・八〇	・二〇	四・〇	〃 〃
註　〔濟南宣撫班編山東省産業關係統計資料〕					
山東省　泰安縣	（食事付）	一・八〇（食事無）	・六〇	三・九	二九年五月
〃　濟寧縣	（〃）	一・二〇（〃）	・四〇	三・〇	〃
註　（山東省公署建設廳民國二十八年調査報告書）					

例へば河北省總面積は

鑛山勞働者の農忙期に於ける欠勤率は山東省淄川炭礦に於ては三〇%以上との事であり、之よりすれば農村の勞力餘剩はそれ程多いと思はれない。

（ロ）　租稅等の關係より統計上の數字と實際耕地面積との間に差が豫想されるため統計上の數字を基礎にした農村の勞力需要量は實際に當嵌らぬ事

チヤイナ・イヤーブツク　一一五・八六〇平方哩
實業部一九三三年　五四・二五七〃

である、又山東省耕地面積は

申報年鑑	畝數	農戸一戸當平均畝數
中國實業誌民國二四年	一一〇・六六二・〇〇〇畝	一八・七畝
註〔滿鐵資料課編北支事情綜覽〕	一〇四・四九六・三三五畝	一六・一畝

一戸當二畝半の開きがある。上海附近の四縣で行はれた調査によれば、新しい調査による耕地面積は以前の課税面積に比し最低一二・六％最高三五・三％大きく平均二二％大きかつたとの事である。（註）

註〔バツク「支那ノ農業」一九二九―一九三三年〕

一般には華北の農家一戸當の耕作面積は河北省二四畝、山東省一九畝と信じられて居るが、バツクの調査によれば

冬麥高粱區一戸當耕地面積　三三・八畝

で、之よりすれば農村餘剩勞力は相當内輪に見積られなければならぬ。

（八）推定の基礎をなす農家一戸當生活維持面積に疑問ある事

華北農家の生活維持面積に就て

古楳氏の推定	一六・五畝	上の如く一般には一六―一七畝と想定されて居り、農家一戸當平均耕地面積は河北省二四畝、山東省一九畝とされて居る所よりすれば華北農村には未だ却つて農家の増加すべき可能性が存する事となり、從つて華北農民が從來の生活程度に一應滿足する限り餘剩勞力は實情よりは農閑期を除いては決して多くはないと見られる。
陳重民氏の推定	一七・五	
ペーカー氏の推定	二一・〇	
バツク氏の推定	一四・八七	

イースト氏の推定　一六・五

註〔梁本裕平「北支の農業經濟」〕

（イ）華北農民は所謂「無意識的怠業狀態」（註）にある故、現在の農村勞力需要量は「怠業」の原因の除かれた場合當然減少すべき事

註〔橋樓「支那社會研究」〕

中國に於ける傭農の概數に就ては

地方	農村人口に對する比率	（註一）	農業作業量に對する傭農作業量の比（註三）	
支那	七・〇％	譚平山氏の推定	青島西韓哥莊	三九・六
河北省	一一・六二％	中山文化教育館	山東省 惠民縣 自作農	二九・〇
山東省	一〇・二四	〃	第一區 孫家廟 自小作農	二四・〇
黄河流域	一一・四二	〃	小作農	〇
			平均	二三・〇

冬麥高粱區	農業作業量に對する傭農作業量の比（註二）	バツク調査
河北省 平鄕縣	二五・〇	註一〔天野元之助「支那農業經濟論」上卷〕
〃 鹽山縣	一四・三	註二〔バツク「支那の農業」一九二九―一九三三年〕
〃 〃	七・〇	註三〔滿鐵調査所「青島附近に於ける農村實態調査報告書」及「北支農村概況調査報告書（一）」〕
〃 〃	一四・六	

全耕作勞力中傭農の占むる割合が二割以上と云ふ事は零細自作農の多い河北省山東省としては如何にも高過ぎる樣に思はれるし、又バツク氏の調査によれば一ヘクタール當人間勞働時間は

國名	小麥	大豆	高粱	棉花
支那	六〇〇時間	六一〇	六三七	一、六二〇
米國	二六時間	八六	四八	二八九
比較	二三・一倍	七・一	一三・二	五・六

上の如く農業經營條件を考慮しても餘りに低能率であつて、之は他にも原因はあらうが要するに人口過剩のために最大効用の限界を超えて人間勞力が投下されて居る結果と見られる。

註〔バツク「支那の農業」改造社版〕

從つて苛斂誅求、軍閥の搾取等の取除かれる場合には指導の如何によつては彼等の能率は遙かに高めるを得べくそれだけ農村に期待し得べき勞力は從來の推定を超へて增加する筈である。

（ロ）推定の基礎をなす成年男子の耕作能力に疑問ある事

華北農民の耕作能力に就ては

陳正漠氏ノ推定　二四・五七畝
滿洲勞工協會ノ推定　二〇・一

で茲に採用した「五畝に比し六三％も多く、之よりすれば華北農村餘剩勞力は一千萬にも及ぶと思はれる。斯した疑問を一方に承認し乍らそれにも不拘我々が猶ほ農村餘剩勞力六〇〇萬を支持するのは、華北農村崩壞の過程を分析する中に我々の主張を裏書をする材料を發見するからである。

分析の第一に取上げられるのは耕地面積の停滯性である。

第一九六表　總面積に對する既耕地面積比率に關する諸家の推定

	喬啓明、蔣傑兩氏の推定	唐啓宇氏の推定	土地委員會推定	バツク氏の推定
河北省	四五・二％	五一・三	四六・九（冬麥、高粱區）	即ち各省專門家の意見に徵しても河北山東兩省に於ては總面積の半ばが既に耕作されて居りその率は印度を含む八箇國の何れよりも高い。
山東省	四四・二	四三・六	四八・三	六八・〇

註　（天野元之助「支那農業經濟論上卷」）

バツクは可耕未耕地を全未耕地の一一％と推定し乍ら「これらの推定に於ける『可耕』と云ふ言葉はその耕作が有利なると否とを問はず耕作し得る土地と解釋さる」と斷つて居り、冬麥高粱區に於ては可耕未耕地は農場面積の〇・二％に過ぎない。

之によつて見れば此兩省に於ては農家經濟の立場から耕作し得る未耕地は殆んどないと云ひ得る。それは次の表によつても明かである。

第一九七表　最近六十年間耕地面積と農村人口增減指數

地方	一八七二年	一八九二年	一九二三年	一九三三年	二二省平均	人口	耕地	人口	耕地
河北省	一〇〇	九八	一〇〇	九八	一〇〇	一一九	一二二	一二八	
山東省	一〇〇	一一二	一二二	一四〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	
人口	一〇〇	一〇三	一〇五	九九	一〇八	一一七	一三一		

註　（天野元之助「支那農業經濟論」上卷）

第二は農家の經營面積の零細化である。

第一九八表　農場の大きさの變遷（單位エーカー）

	一八七〇年	一八九〇年	一九一〇年	一九三〇年
冬麥高粱區	五・四一	五・三八	三・七八	三・一一
支那	三・三八	三・三三	二・六二	二・二七

註　（バツク「支那の農業」一九二九―一九三三年）

上の表によれば最近七十三年間に冬麥高粱區に於ては農家一戸當の農場面積は四二・五％、殆んど半分に減つて居る。而して報告のあつた三六地方について其原因を見れば

次の如く其の減少の壓倒的原因は人口增加である。

第一九九表　農家耕地面積零細化の原因

原因	支那 地方數	支那 比率	小麥地帶 地方數	小麥地帶 比率
人口の增加	二五	六九・四四％	一三	五九・〇九％
軍隊駐屯	一	二・七六		
家族分散	三	八・三三	二	九・〇九
匪害	三	八・三三	三	一三・六四
鐵道建設	一	二・七六	一	四・五四

第三に注目しなければならないのは自然的條件の不利である。

「黃河を治むるものは天下を治む」と云ふ諺によつても代表せらるる樣に支那の洪水、旱魃其他の天災は鄧雲特氏の支那救荒史によれば西曆紀元前一七六

洪水	一	二・七六	一　四・五四
河床の變化	二	五・五六	二　九・〇九
計	三六	一〇〇	二二　一〇〇

註〔バツク「支那の農業」改造社版〕

北省の兩省のみについて見れば次の如くである。

第二〇〇表　民國年間河北山東兩省天災表

民國一年	なし		
〃二年	河北省	永定河堤防決潰	
〃三年	山東省	黃河氾濫	
〃四年	河北省	天津地震	
〃	山東省	黃河堤防決潰	
〃五年	なし		
〃六年	河北省	水害	被害縣一〇三縣
	山東省	水害	
〃七年	山東省	水害	
〃八年	なし		
〃九年	河北省	旱魃	
〃一〇年	河北省	水害	山西を含む三省罹災民
	山東省	水害	九・八一四・二三二人
〃一一年	なし		
〃一二年	河北省	不明	
	山東省	〃	
〃一三年	河北省	水害	損害二・五〇〇万元
	山東省	水害	
〃一四年	河北省	蟲害	
	山東省	黃河決潰	
〃一五年	山東省	黃河決潰浸水面積八〇〇方里	
〃一六年	山東省	旱魃及蟲害罹災者九〇〇万人	
〃一七年	河北省	旱魃	
	山東省	旱魃	
〃一八年	河北省	蟲害	
	山東省	水害及蟲害	
〃一九年	なし		
〃二〇年	山東省	洪水	
〃二一年	河北省	水害	
	山東省	旱魃、水害、蝗害	
〃二二年	河北省	蝗害	
	山東省	水害、蝗害被害者一〇〇萬人	
〃二三年	河北省	水害	
	山東省	水害	
〃二四年	河北省	水害、旱魃	
	山東省	水害、旱魃	
〃二五年	河北省	旱魃、風害	
〃二六年	河北省	惡疫	
	山東省	旱魃	
〃二七年	河北省	水害	
	山東省	旱魃、蟲害	
〃二八年	河北省	水害、旱魃	
	山東省	水害、旱魃、風害	

註〔鄧雲特「支那救荒史」川崎正雄譯〕
但し二七年、二八年は筆者の日誌による

六年から一九三七年に至る一七〇年間に五、二五八回の多きに達し民國年間に入つてからも僅か二六年間に七七回の災害が起つて居る。今これを山東省、河北省の兩省のみについて見れば次の如くである。

即ち最近廿八年間河北山東を通じ、記録される程の天災のなかつた年は五年に過ぎず、災害數を合計すれば右の如くである。

	河北省	山東省
水害	九	一五
旱魃	五	七
蟲害	三	五
風害	一	一
惡疫	一	
地震	一	
計	二〇	二八

バツク氏の報告書によれば

第二〇一表　冬麥高粱區に於ける報告者の記憶にある災害數

	飢饉	飢饉にはならなかつたが作物の二〇%の損害を惹起した災害
地方數	二九	三二
回數	九九	
一地方當回數	三・四	二四・二
一地方當原因別回數		
旱魃	二・〇	八・八
水害	一・一	四・七

表の如く原因其他の中に戰爭が含まれては居るが、一地方當の回數は三〇回に及び就中水旱害によるものが全體の五九・〇七%を占めて居る、而して飢饉の農村人口に及ぼした影響は冬麥高粱區に於ては、農民の五七%は正に飢餓線上を放浪して居り、割合は河北省、山東省に於ける二〇畝以下の農業經營者の率と殆んど一致す

蟲害	〇・六	六・二
風害	〇・二	一・八
雹霜害	〇	二・一
其他	〇	〇・六

註〔バツク「支那の農業」一九二九―一九三三年〕
〔飢饉の一地方當原因別回數合計は三・九四であつて地方當回數三・四四と〇・五回の開きがある、我々は改造社版によつたが、手元に統計編がないためそのまゝ轉載した〕

餓死せる者	四・〇%
移民せる者	一三・〇
樹皮草根を喰ひて餓死を免かれた者	四〇・〇
計	五七・〇

推定されるのであるが、一方華北よりの滿洲出稼勞働者殘留數は上表の如く入滿自由時代の殘留數が河北山東農村の

入滿自由時代	大正一四年―昭和　九年	一〇ヶ年間平均	二九六、八〇八
入滿許可時代	昭和一〇年―昭和一四年	五ヶ年間平均	一九〇、五七四
平均			二六一、四三〇

註〔大東公司統計年報及滿洲勞工協會統計月報作製〕

増加人口と全く一致する事は華北農村に其増加人口を吸收する餘地は全くない事を物語るものである。

以上の說明は農村供給可能勞働力算出のため我々が採用した三つの前提の中二つ―二〇畝以下農家の貧困と農家生活維持面積を三〇畝とした事の間接的證明となるであらう。

斯して華北農村に對する華北滿蒙を通じての今後の新規勞力需要量二〇〇萬に對し、我々は六〇〇萬の供給量を農村に期待に得るのであつて、勿論現在に於ては人口增加率は事變の影響により零に近いとは思はれるが平常は更に毎年三〇萬人の農村男子增加人口が之に加へられ、而も入滿蒙勞働者の過半數が往復移民である事を考慮するならば華北に於ける勞力需給狀態は素晴らしい供給超過を以て永遠に續くであらう。

即ち滿蒙勞働力の華北依存性は立場を換へて云へば華北過剩人口の滿蒙依存性であり、華北勞力の支滿蒙不可分關係はこゝにも其意義を發見し得るのである。

華北最近の勞力供給逼迫は事變進行中の例外に過きず、華北に於ける勞働政策の基底は人口問題にあるのであつて、農村の更生も勞働能率の增進も勞働者生活の安定も匪賊の絕滅も人口問題を外にしては解決する事は不可能である。

三　華北に於ける最近の勞力供給の逼迫と華北滿蒙勞力配分調整問題

華北に於ける最近の勞力供給逼迫の原因として考へられるのは

一、治安關係
二、支滿蒙を通じての需要の急增
三、勞働者募集人による勞力供給地の攪亂
四、移動による能率減

の四つである。

先づ原因の第一治安について見れば支那事變は進行中であり、軍の努力により治安恢復區域は日々擴大しつゝあるも未だ完きを得ないのは止むを得ない所で、從つて未恢復地域の勞力供給量は前記の推定數から差引かねばならない。

河北省山東省の田賦稅收額は次の如く收稅率は民國二十五年に比し山東河北兩省平均して〇〇・〇%である。田賦

第二〇二表　民國二八年度田賦稅收額の事變前に對する比

河北省	
冀東道	徵稅の基礎は周知の如く土地面積にあるが昨年度は河北省一帶の水害、山東省魯東の風害、魯西の旱害、魯南の風害蟲害、魯北の水害旱害により治安の如何に不拘田賦徵稅困難の事情あり、之を以て直ちに治安恢復率とする事は出來ないが今假に恢復率を〇〇%とすれば前記六〇〇萬の餘剩勞力中我々が期待し得る數は〇〇〇萬となる。
津海道	
保定道	
冀南道	
山東省	
魯東道	
魯西道	
魯南道	
魯北道	
平均	

註　興亞院華北連絡部政務局調査

して置かねばならない。

河北山東農村の勞力需要量は成人男子一人の耕作能力一五畝として一・四〇〇萬人、治安恢復區域に於けるもの〇〇萬人と見て農繁期には假に其五%を必要としても〇〇萬人が必要であつて、其他商業及手工業方面の需要も考慮すれば勞力は現狀に於ては寧ろ供給不足と云はなければならない。

嚴密に云へば供給の中に移動數の或部分及滿洲より歸鄕する者を數へねばならぬし現に昭和十五年十一月迄の離滿者は六七萬人に上つて居り、又華北は新規需要中には農繁期に於ける移動をも含めて五〇%の移動率を見込んで居るし、且つ治安狀況も昭和一四年末に比して恢復して居る事は明らかであつて、華北に於ける勞働力供給量が絕對數に於て不足して居るとは考へられないが、現狀に於ては相當逼迫して居り、從つて地方的、季節的には勞力不足の事實がある事は否定出來ない。

次の原因は需要の急增であるが入滿許可數は昭和一二年三八萬に對し一五年は一四〇萬人で僅か四年間の中に二倍半以上に增加して居り前年度に對しても五四%の激增振りである。

蒙疆地區に就ては事變前の數字は不明であるが、昭和一四年度は三萬六千人、一五年度は資金、資材の關係で六萬六千人に切下げられたが最初の豫定は一二萬人で此內には自發的入蒙者は殆んど含まれて居ないがそれでも三・三倍の增加である。

華北內勞力の新規需要量は滿蒙側の新規需要と異り其中に移動の補充量が含まれる故に正確な增加數を見出す事は困難であるが、興中公司が昭和一三年五月作製した石炭、鐵、電氣、製鹽、曹達、石炭液化、鐵道、港灣、道路についての開發增產計畫によれば昭和一五年勞働需要數は前年に比し二六・二%增で一六年度以降は第一九三表の如く二六%——一八%增である。

斯かる華北滿蒙を通じての勞力に對する需要急增の結果は其補給を目的的求職者のみに俟つを困難ならしめるのは當然であつて、之を以て直ちに華北の勞力供給量の不足と斷ずる事は出來ない。

華北產業開發計畫設定委員會第六分科會の報告によれば華北に於ける主要產業二〇社中募集費を全く會社にて負擔しないものは一二社、旅費實費のみを負擔するもの三社、合計一五社に及び、募集費を負擔する會社でも需要總數に對する募集數の比率は國際運輸に就て見れば一%に過ぎず、而もそれも主として農忙期の移動に對する補充が大部分を占めて居るとの事である。

職業を轉じ故鄕を離れる事は世間の事情に通じた者にとつても相當の決心を要する所で、況んや長く封建的狀態に殘された華北農民を近代產業のかゝる急激なる需要に應ぜしむる事は假令それが現在の彼等の生活より富裕な生活を

保證するとしても、尙ほ相當の時日を證かなくては困難である。

第三には之は主として華北內需要に關する事であるが、募集人による供給地の攪亂である。滿洲、蒙疆は共に河北省に隣接し、勞働者の募集も此地からするのが最も有利である故、滿蒙業者の募集は先づ河北省に向けられる。

然るに華北に於ける勞働者需要の分布狀態を見れば、河北省は北京、天津の二特別市あり、華北貿易の六〇%以上を占むる天津、塘沽、秦皇島の三港あり、其他開灤、井陘、長城、柳江各炭礦、金鑛、礬土鑛山、長蘆鹽、唐山のセメント、秦皇島のガラス、天津の紡績、煙草各工場を含み華北第一の勞力需要地で、而も大部分は其勞力供給を冀東地區農村に求めて居る。

華北に於ける勞力不足の聲は主として天津を中心とした京山線沿線地方に聞くが、冀東地區は以上の理由によつて華北滿蒙の需要が重なり合ふ結果地方的な供給逼迫が起り得るのであつて、此場合今年夏山海關に於ける某礦山募集人が前貸金五〇圓を支給せる如き事があれば其地方の勞働力需給關係は忽ち混亂に陷るのである。

其他募集成績を擧げるため苦力頭を引拔き、之により其手下の引拔を企圖する如き(註二)、緣故によりて就勞中の熟練工を引拔くが如き(註三)、或は募集人同志應募勞働者の引拔きをなしそれが發覺せんとするや勞働者を拷問にかけて各自有利なる證言を强要する如き(註三)、之等は總て供給地攪亂行爲で、華北內に於ける勞力需要者は華北が勞力供給地たる關係上最も痛切に其被害を蒙つて居るのである。

註一　(昭和一五年夏天津國際運輸に起る)

註二　(昭和一四年夏滿川魯大公司炭礦及昭和一五年焦作、六河溝、中興各炭礦に起る)

註三　(昭和一五年春滄縣に於て起る)

募集人による誇大宣傳も亦明らかなる攪亂行爲で、例へば昭和一五年濟南附近及惠民縣に於ては前貸金三十圓との聲を聞いたのであるが、濟南特務機關の調査の結果は三〇人を募集して最初の一〇人に三〇圓を支給し後の二〇人には言を左右にして之を渡さず結局平均すれば前貸金は一人當一〇圓に當るが如き方法を採つて居たのであつて、斯の如き募集人の不信行爲は其後に來る募集人に影響を與へないでは置かない。

然し之等募集人に斯かる行爲をなさしめたのは勞力供給量の不足にありと云ふよりは寧ろ其募集方法の拙劣にあると云ひ得る。

實際募集人の不熟心が豫定の費用を費して所要數を募集し得なかつた場合に募集難として傳へらるゝ事は想像し得る所である。

扨て治安と共に所謂勞力需給に最も重大な影響を與へるものは最後にあげた移動による能率減の問題である。

移動の能率減に就ては業者の最も惱まされて居る所で撫順炭礦、滿洲炭礦に於ては最近は一箇年二〇〇%以上と報告され華北に於ては青島紡績工六箇月に付一五〇%、(註一)河北省某炭礦六箇月に付一五七・四五%(註二)と記錄されて居る。

註一　青島紡績工は滿鐵調査所編青島紡績工場調査報告書。

註二　河北省、某炭礦に就て炭礦自身の報告による。

其他勞務管理を苦力頭に一任しある產業に於ては所要員數は苦力頭によつて準備されるから出面から見れば一見移動はない樣にも見えやうが仔細に之を檢討すれば必ずや相當の移動ある事は明らかである。

移動は不熟練のための能率減の他に入替りによる時間的ロスを含むが故に其が全作業能率に及ぼす影響は大きい。

移動の原因としては次の五つが擧げられる。

一、農忙期に於ける移動

二、業者間の引抜き並に賃銀競爭
三、賃銀の不統一並に物價に對する賃銀の割安
四、勞務管理法の拙劣
五、中國人の國民性

滿洲の勞力需要者は事變前より出稼人が二年に一度歸鄉するものとして年五〇%の移動率を豫定して居たし、華北に於ても炭礦業者は農忙期の移動を三〇%以上に見積つて居た。

勞働者自身の側からすれば、滿洲の出稼は家計に最も責任ある戸主長男によつて六一%迄を占めて居る故二年に一度の歸鄉は止むを得まい、華北内の就勞に於ても恐らくは其職場を單に農閑期の内職若くは喰繋ぎ場所としか考へて居なかつたであらう。賃銀は事實安かつた。

事變後勞働賃銀は低物價政策に反する迄急騰したとて問題にされては居るが、農民が其零細なる耕地を棄てゝ賃銀勞働に專心した方が半農半勞の生活よりもより幸福な生活が保證されると信ずる迄は農忙期の移動は滿洲に於ける歸鄉の移動と共に止むを得ないとされなければならない。

業者間の引抜き並に賃銀競爭が次の原因としてあげられる。

勞力需要の急增と供給の地方的逼迫は既述の通りであるが、之に對する調整機關のない事と半農半工の結果として の不可避的熟練工不足は必然的に業者を引抜きに追やつた。滿蒙需要者の募集、農忙期の移動が之に加はつて、五、六月の京山沿線は何れの地に行ても此不平を聞かない事はなかつた位である。

冀東地區の某地方では四鑛山業者が勞働者の引抜き賃銀競爭を防止するため、懇談會を開いたが、懇談會の翌日には公開された相手の雇傭條件を基礎として御互ひに自社に有利な雇傭條件を發表し、結局それを是正するために再び懇談會を開かねばならなかつたと云ふ笑話もある。又北京電話局では華人交換手の日本語教育に非常に努力して居るが、やつと上達した頃には市内邦人會社から引抜かれ何時迄たつても上手な日本語で加入者にサービスする事が出來ないとは華北電々の辨解である。

斯の如き行爲は、需要者の德義心に俟つか或は强力な統制力を以てしなければ解決は望まれぬと見られる。

第三は賃銀の不統一と物價に對する割安である。

賃銀に差のある事は作業の苦樂、難易により當然で之を以て不統一と云ふ事は出來ないが、各地に行はれる賃銀協定は之を無視する傾向あり、又表面上協定が守られて居ても物品給與にて實質的に賃銀値上げをなす者がある。之は協定の結果によるものでなく同社の勞務管理法として採用して居るのではあるが、例へば開灤礦務局は事變前の賃率を變へない代りに稼働日數一五日に付麵粉一袋を二圓五〇錢で支給して居る。唐山、秦皇島に於ける麵粉相場は一五圓―一七・五〇圓であるから、勞働者が一箇月三〇日働けば二袋の麵粉を支給されそれのみで二五――三〇圓の收入を得る結果となる。之に對し天津公大紡廠では一箇月一袋を七・五〇圓で支給して居るが、天津の麵粉相場一五圓とし七・五〇圓が勞働者の收入となるけれども開灤炭礦に比すれば一箇月最低一七・五〇圓の差がつく譯である。但し開灤炭礦の場合は日本向又は中南支向石炭の代金が磅貨にて支拂はるるため磅貨と聯銀券との間に生ずる國際爲替上の差額によつてかゝる方法を取り得ると思はれ、一般業者は之と歩調を合せて採算の成立つ筈はなく云はゞ一種の華北經濟攪亂行爲とも見られる。

又天津鐵路局に於ては線路工夫中辭表提出する者が餘りに多いため調査した所、辭職の理由は殆んど天津市内で洋車夫になるとの事であつた。當時工夫の賃銀は月二三圓見當――昭和一五年七月――であつたが天津洋車夫の收入は一日二・五〇圓――三・〇〇圓と稱せられ、天津新民勞工協會の調査によるも左の通りで遙かに率がよいのである。

第二〇三表　天津洋車夫收入

	民國二八年五月	民國二九年三月
二〇元以下	三・六一%	〇%
二〇—三〇元	五八・八一	三〇・〇〇
三〇元以上	三七・五五	四六・五〇
四〇元以上		二三・五〇
洋車貸料（一二時間に付）		
二〇錢以下	三・五%	六・九%
二一—二五錢	九二・二	一四・四
二六—三〇錢	四・三	七五・六
自有車	—	三・一
經驗年數	民國二八年五月	民國二九年三月
二年以下	一七・七%	四〇・五%
二—五年	三七・五	二七・五
五—九年	二九・〇	一三・五
九年以上	一五・八	一八・五

註（天津新民勞工協會「第二次天津市洋車夫生活情況調査」）

扨て賃銀について見れば

第二〇四表　事變前農村賃銀

	統計局（食事付）			敎育館			バツク		
	忙月	閑月	食事付	食事なし	食事付	食事なし	履主の負担
河北省	〇・四〇圓	〇・一五圓	〇・四〇圓	〇・五九圓	〇・二九圓	〇・五一圓
山東省	〇・六二	〇・二一	〇・五六	〇・八八	〇・三二	〇・五六
二省平均	〇・三七	〇・一九	〇・三四	〇・五一	〇・二五	〇・五三

註（統計局民國二一年、敎育館二四年、バツク一八—二二年）（天野元之助支那農村經濟論上卷）

右の如く、食事なき場合は食事附の五〇%——一〇〇%増で大體三〇——五〇錢と見られ、民國二四年中國實業誌によれば山東省內農工賃銀四一錢、天津鐵路局の談によれば事變前管內鐵路工夫の平均賃銀は四七錢であつたとの事である。

民國二三年調査の北支鐵道勞働者平均賃銀は次の如くであつた。

京漢線	〇・九八圓	北寧	〇・七二
膠濟	〇・八九	津浦	〇・六九
正大	〇・七六	隴海	〇・五八
平綏	〇・五五		

註（昭和一五年九月十六日東亞新報記事）

第二〇五表　各地工人生活費指數

天津	一九三七年	三八年 六月	三八年 一二月	三九年 六月	三九年 一二月	四〇年 三月	騰貴率
總指數	一三三・四	一七〇・八四	一五六・八六	二〇二・四三	三二・三〇	三四一・一	一月 三九・六
食物	二三四・二	一八一・四四	一八一・三三	二三四・七五	三五八・六六	三四四・七	四三・二
北京（生活費指數）							
總指數	一三三・九〇	一五五・五	一四三・三	一八三・九	四七〇・二〇	三・四六倍	
食物	一六・二	一五・二	二六・八	一七・九	五五・六六	三・九九	

天津に於ける小賣物價

事變前（一九三六年）		事變後（一九四〇年三月）	騰貴率
麵粉（一斤）	〇・〇九四圓	〇・二七一圓	四・三倍
玉米粉（〃）	〇・〇五六	〇・三九〃	四・一〃
粟（〃）	〇・〇七〃	〇・四三〃	四・九〃

註（滿鐵調査所「北支經濟統計季報第八號」）

之に對し現在の賃銀は第三章に於て見た如く最高二・六〇圓から最低・二五圓、平均一・六〇圓—一・七〇圓で、騰貴率は二倍からせいぐ二・五倍止りと見られる。

然るに物價指數を見れば上の如く事變前の三倍半乃至四倍に騰貴し勞働者の主食物たる玉米は四倍、粟に至つては五倍となつて居る。

これでは勞働者の賃銀は實質的には事變前に比し却つて引下げられて居るわけで、それでは勞働者が賃銀不統一の間を縫つて一錢でも高賃銀の所に移動するは止むを得ない所である。

殊に冀東地區は其地理的關係により次表に見るも明かなる如く自發的滿洲出稼の盛んな地方で、從つて滿洲の事情にも比較的明るく、地元の需要に對しては滿洲との條件を比較研究して有利な方に應募する傾向ある故、此地方の賃銀が滿洲との均衡を保たなくなつた場合に滿洲に引附けられる可能性は他の地方に比して一層著しいと見なければならない。

第二〇六表　査證地別入滿勞働者總數中に占める團體の比率

	昭和一三年	一四年	一五年
總數	二九・一八%	三四・七六%	三一・四七%
天津	六六・七七	五六・四九	四八・六八
濟南	—	三七・七七	四七・四六
青島	二一・三三	四四・七九	二二・二〇
山海關	一五・九四	二〇・四〇	一三・一八

勞務管理方法の拙劣さも亦移動の原因の一である。中國勞働者管理の上に苦力頭制度を直ちに廢止する事は勿論不可能で、寧ろ支那に於ける勞務管理は如何に苦力頭制度を活用するかと云ふ事に懸つて居るとは我々も考へるが、けれどもそれはだからと云つて勞働者の名簿すら作製せず其管理を苦力頭に任せきつていゝと云ふ事にはならない。

如何に「苦力」とは雖三〇人、五〇人と纏つた「人間」を使用するには相當の手腕を要するは當然で、現在の如き需要急增時代に此位置に適當の人物を得難い事は止むを得ない所であり、且つ苦力頭の地盤固まらず從つて苦力頭制度の最も長所とすべき親分子分關係が充分發展しない時に於ては事業經營者が余程の理解を以て苦力頭を援護しなければ、外部からの誘惑が容易に勞働者を動かし得るは想像に難くない。

賃銀生活者が物價騰貴のための犠牲となる事は現在の經濟機構の下にあつては既に法則化されて居り怪しむに足りないが、低物價政策のためと稱し抑制に抑制されて居る現在の勞働者の賃銀が見世物視されて居た事變前の彼等の生活程度をすら保證して居ないと言ふ事は充分に考へられてよい筈である。

移動の原因として最後に中國人の國民性が擧げられなければならない。

それが國民性と呼ばるべきか、習性と名附けらるべきかに就ては茲で論ずる必要はないが、五千年の歴史は中國人には誠實が報られる事のないと云ふ事を教へた。其結果は中國人から努力する心掛けを失はしめ、研究心を奪ひ去つた。此事は決して我々の主觀からのみ出たものではなく、橋樸氏が勞作「支那社會研究」に於て主張されて居る所である。

茲に中國人——勿論勞働者を含めての低能率の必然性がある。勿論就勞の條件は同一ではなからうが、バツク氏の報告によれば中國農民は小麥の耕作に米國の二三倍の日數を要し、炭礦工人は日本人の三分の一に達せず、紡績業に於ては同じく日本人のやつと二分の一に過ぎない。然し斯かる低能率にも不拘青島紡績工場の賃銀は左表の如く在支紡績業の有利を證明する程に安かつた。

第二〇七表　青島紡績業と日本內地との生産コストの比較

地方	別	作業時間	生産高	賃銀	生産單位	勞銀費
日本	精紡	八・五時間	五五仞	八五圓	一〇〇瓩當	一・五四五圓
	織布	八・五	六〇碼	八五	一反當	五六七
青島	精紡	一三・〇	七〇仞	五九	一〇〇瓩當	八四三
	織布	一三・〇	五碼	五九	一反當	四五五

此低賃銀による低能率を勞働者の負担によつて打破すべきか、又は使用者側の犠牲に於て打破すべきかは議論の余地はあるであらう。けれども實際問題として華北の勞働者に農閑期の內職若くは喰繋ぎと云ふ考へ方を改めさせる事は現在の勞働條件では不可能に近い。英國は開灤炭礦に於て明らかに後者を採つて而も成功して居る。

開灤炭礦は其增産計畫遂行のために昭和一五年度二千名の勞働者增加を必要としたが、北支に於ける所謂勞力不足の中心地に於て一錢の募集費も費さずに之をなし遂げた。